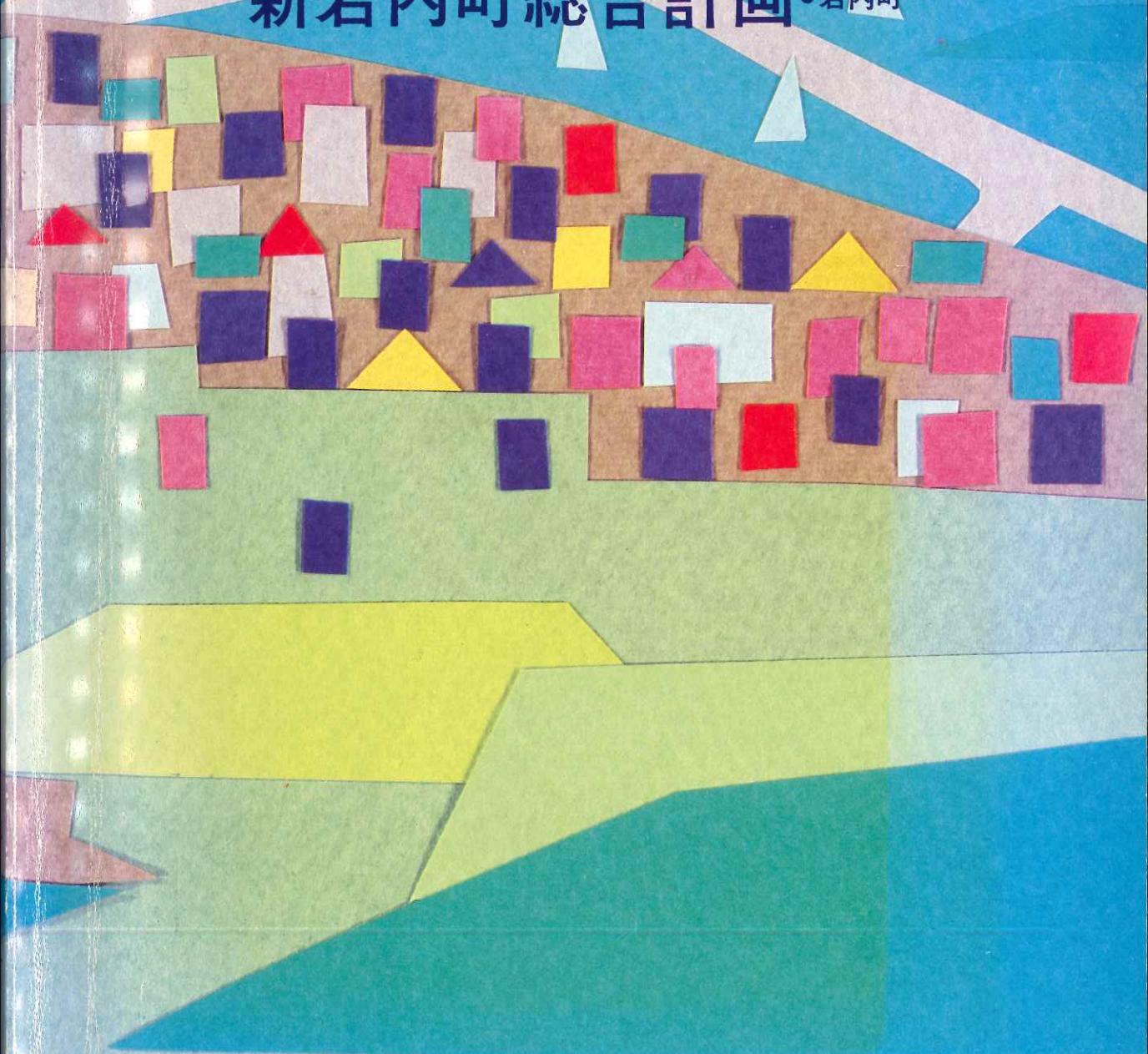


INFORMATION NEW IWANAI MASTER PLANNING

新岩内町総合計画・岩内町





外輪5線は、5つの輪、既ち『イワ』を表わし、そのうちに内の字を図案化し併せて「岩内」を象徴したもので、5輪は人道5倫を、円は協和を、内の字の直線は積極進取を意味したものです。

昭和10年2月16日制定





新総合計画の策定にあたって

本町は、宝暦元年（1751年）を開基とし、ニシンの千石場所として隆盛を極め、その後数度の大火にも先人のたゆまぬまちづくりへの情熱とひたむきな努力によって、南後志沿岸地域の中心都市として発展をしてまいりました。

昭和49年度には「岩内町総合計画」を策定し、地域社会の発展と住民福祉の向上を目指し、積極的なまちづくりの施策を展開してまいりました。

しかし、その後の社会経済環境は、高度経済成長時代から低経済成長時代へと変動、あるいは行政の高度化、多様化などの環境の変化など、本町を取りまく諸環境は極めて厳しい状況となっております。

このため、長期的な社会経済情勢の見通しにたって、町の将来像の姿を写し行政と町民の適正な役割分担のもとに、将来像の達成に向けた基本的指針として「新岩内町総合計画」を策定いたしました。

この計画の策定にあたりましては、町民の方々、各関係団体のご意見、ご協力をいただきながら、種々の検討を加え、素案を作成し、岩内町総合計画策定審議会各委員の皆様の活発、かつ慎重なご審議を賜り、また岩内町議会の慎重なご審議をいただき決定したものです。

私は、この町民総ぐるみで造りあげた計画実現のため、町行政の総力を挙げて取り組んでまいりますが、町民各位の積極的なまちづくりへの参加と国・道を始めとする関係機関・団体の尚一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

平成2年11月

岩内町長 宮城成治

新岩内町総合計画〈目次〉

第1編 序 論

第1章 計画の性格.....	1
第1節 計画の名称.....	1
第2節 計画策定の意義.....	1
第3節 計画の構成と期間.....	2
第4節 他の長期計画との関連.....	3
第5節 計画の前提.....	3
第2章 町づくりの背景.....	4
第1節 自然、地理的条件.....	4
第2節 町づくりの経緯(歴史的背景).....	14
第3節 人口動向.....	19
第4節 産業構造.....	22
第5節 広域的な位置づけ.....	29

第2編 基本構想

第1章 町の将来像.....	39
第1節 本町の担うべき役割と将来像.....	39
第2節 町づくりの視点.....	41
第2章 土地利用構想.....	45
第3章 主要指標.....	47
第4章 施策の基本的方向.....	50
第1節 土地利用と環境保全.....	50
第2節 安全で快適な住みよい町づくり.....	52
第3節 健康で明るく暮らしやすい町づくり.....	55
第4節 豊かな人間性と文化をはぐくむ町づくり.....	57
第5節 町民生活を豊かにする産業.....	59
第6節 望ましい行財政の推進.....	61

第3編 基本計画

第1章 土地利用と環境保全	63
第1節 土地利用計画	63
第2節 都市計画と用途地域	70
第3節 治山・治水・海岸保全	77
第2章 安全で快適な住みよい町づくり	80
第1節 道路網の整備	80
第2節 交通・通信網の整備	90
第3節 交通対策の充実	100
第4節 居住環境の整備	107
第5節 安全な生活環境整備	125
第3章 健康で明るく暮らしやすい町づくり	131
第1節 健康の保持・増進	131
第2節 社会福祉の充実	137
第3節 消費生活の安定	151
第4章 豊かな人間性と文化をはぐくむ町づくり	152
第1節 学校教育の充実	152
第2節 社会教育の充実	160
第3節 スポーツ・レクリエーションの振興	173
第5章 町民生活を豊かにする産業	176
第1節 漁業振興計画	176
第2節 農業振興計画	185
第3節 工業振興計画	191
第4節 商業振興計画	199
第5節 観光・レクリエーション振興計画	204
第6章 望ましい行財政の推進	215
第1節 行政の効率化・近代化	215
第2節 計画推進体制の確立	220
第3節 財政の合理的運営	222

第1編 序論

第1章 計画の性格

第1節 計画の名称

本計画の名称は、「新岩内町総合計画」と称する。

第2節 計画策定の意義

本町では、昭和49年度に「岩内町総合計画」（昭和49年度～昭和58年度）を策定し、将来の都市像として「怒濤のひびきと創造豊かな生産と文化のふるさと」を掲げた。こうした将来像のもとに、地域社会の発展と住民福祉の向上を目指し、基盤整備、社会開発、産業振興、行財政の各部門で積極的な施策を展開してきた。

しかしオイルショックを契機とした経済基調の変化は、産業構造の変化、環境問題の発生といった問題を招来している。特に海に依存する部分が大きい本町では、200カイリ問題によって産業構造の変化が大きな課題となってきている。さらに町民の意識や価値観の面でも、精神的豊かさをより多く求めるよう変化してきていることから、行政需要もますます高度化、多様化してきている。本町はまさに一つの転換期にたたされており、今後の町づくりの指針を改めて立て直す必要性に迫られている。

このため、長期的な社会、経済情勢の見通しのうえにたって町の将来の姿を示し、行政と町民の適正な役割分担のもとに将来像の達成に向けて必要な施策体系を設定するものとして「新岩内町総合計画」を策定する。

第3節 計画の構成と期間

「新岩内町総合計画」は、以下によって構成される。

- 序論
- 基本構想
- 基本計画
- 実施計画

「序論」は、総合計画を策定するにあたっての基本的な考え方及び本町のこれまでの推移と今後の動向を見きわめたもので、計画策定の背景となるものである。

「基本構想」は、町の将来像を描いたもので、概ね10か年を目安とするが、時間にとらわれず目ざすべき姿へと前進することを主眼とする。

「基本計画」は「基本構想」の理念をふまえ、具体的な行政運営の基本方針と施策を示し、計画の実現を図るものである。

本計画の期間は、平成元年度を初年度とし、平成10年度を目標年度とした10か年とする。

なお、実施計画は、基本構想、基本計画を受け、今後ローリングシステムを採用して計画立案していくものとする。

第4節 他の長期計画との関連

「新岩内町総合計画」は、国の「第四次全国総合開発計画」及び、道の「北海道新長期総合計画」の主旨をふまえ、本町の実情に即して策定されたものである。また本町単独で行うことの困難な広域圏事業については「第3次後志広域市町村圏振興計画」との調整を図るものとする。

第5節 計画の前提

「新岩内町総合計画」は行政計画であり、実際的かつ弾力的に運用していくなければならない。本総合計画は、昭和63年度現在の本町及び本町を取り巻く社会・経済情勢を前提に構想・策定されたものである。

したがって、本計画期間中にこの前提を大幅に修正せざるを得ない変化が生じた場合には、その改定を適宜行うものとする。

第2章 町づくりの背景

第1節 自然、地理的条件

1. 位置

本町は、北海道の西部、積丹半島の付け根にあって、北緯 $42^{\circ}59'$ 、東経 $140^{\circ}31'$ に位置し、東西12.8km、南北9.9km、総面積71.56km²の広がりをもっている。

東は共和町、西は日本海を臨み、南は岩内岳、雷電連峰に連なる陵線により蘭越町に続き、北は岩内湾の入江を経て泊村、神恵内村の両村に面している。

これらの町村とは地理的にも経済的にも、また行政的にもきわめて密接な関係にあり、歴史的にも一体的な生活文化圏を構成しており、特に岩内郡（岩内町・共和町）と古宇郡（泊村・神恵内村）の4町村は岩宇地域と呼ばれている。さらに広域的には、国道229号、道道寿都黒松内線などの主要道路の整備に伴い、本町を中心として寿都町、黒松内町、島牧村に及ぶ南後志沿岸地域の広域生活圏が形成され、本町はその中心都市として位置付けられている。

また本町は、道都札幌市の70km圏に位置し、主要道道岩内小沢線から国道5号を経て、札幌市とは約95km、小樽市とは約58km、倶知安町とは約25kmで連絡しており、北海道の中心的役割を果たしている札幌圏とのつながりは強い。さらに21世紀を展望し国際的な視点から、本町をとらえたとき北方圏を中心とした諸外国との連絡口になりうる位置にあることも重要な点となってくる。

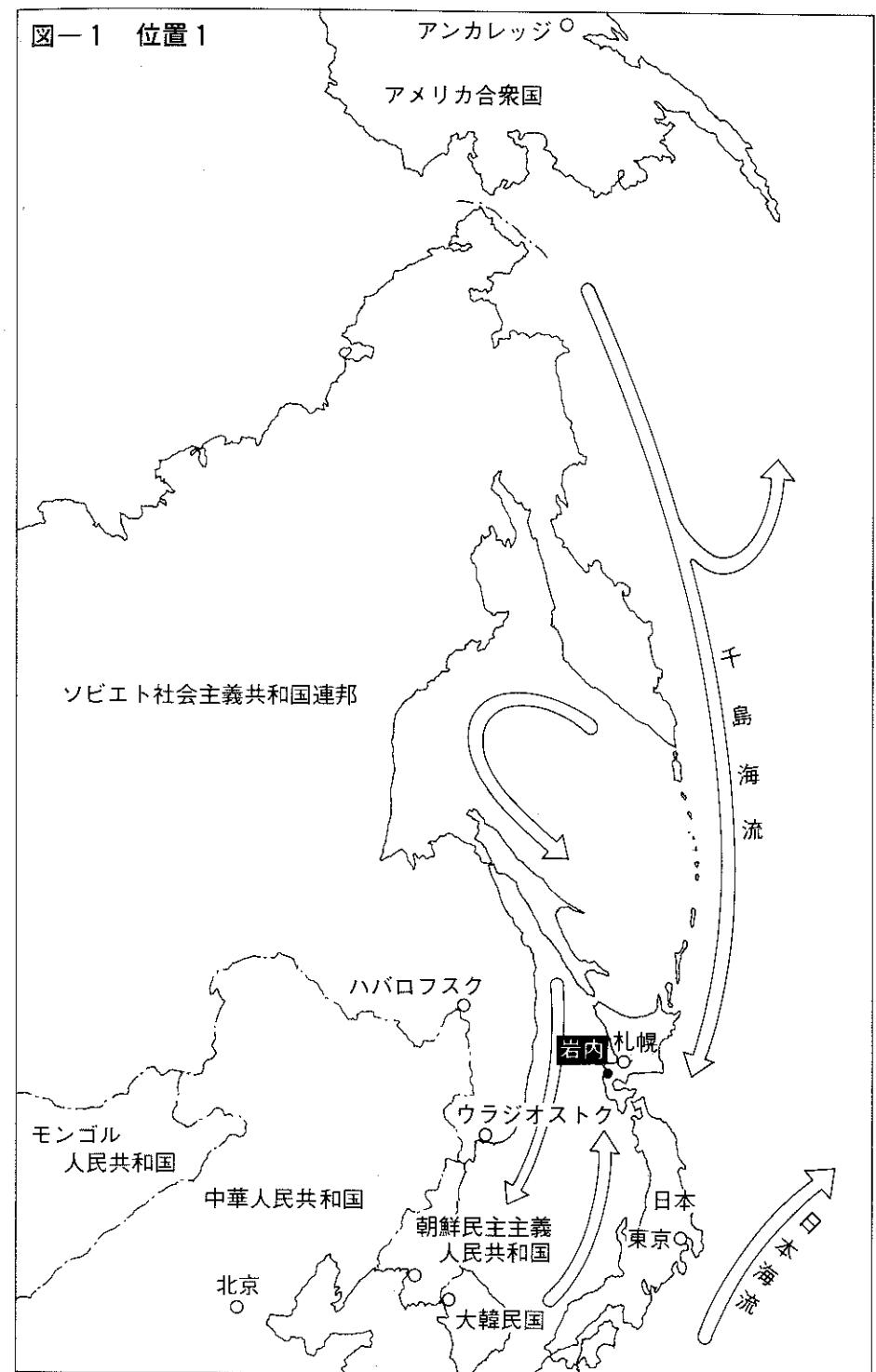
2. 気象

昭和63年における本町の最高気温は31.2℃、最低気温は-12.5℃であるが、月平均でみると最高で23.3℃以下、最低でも-4.7℃以上となっている。

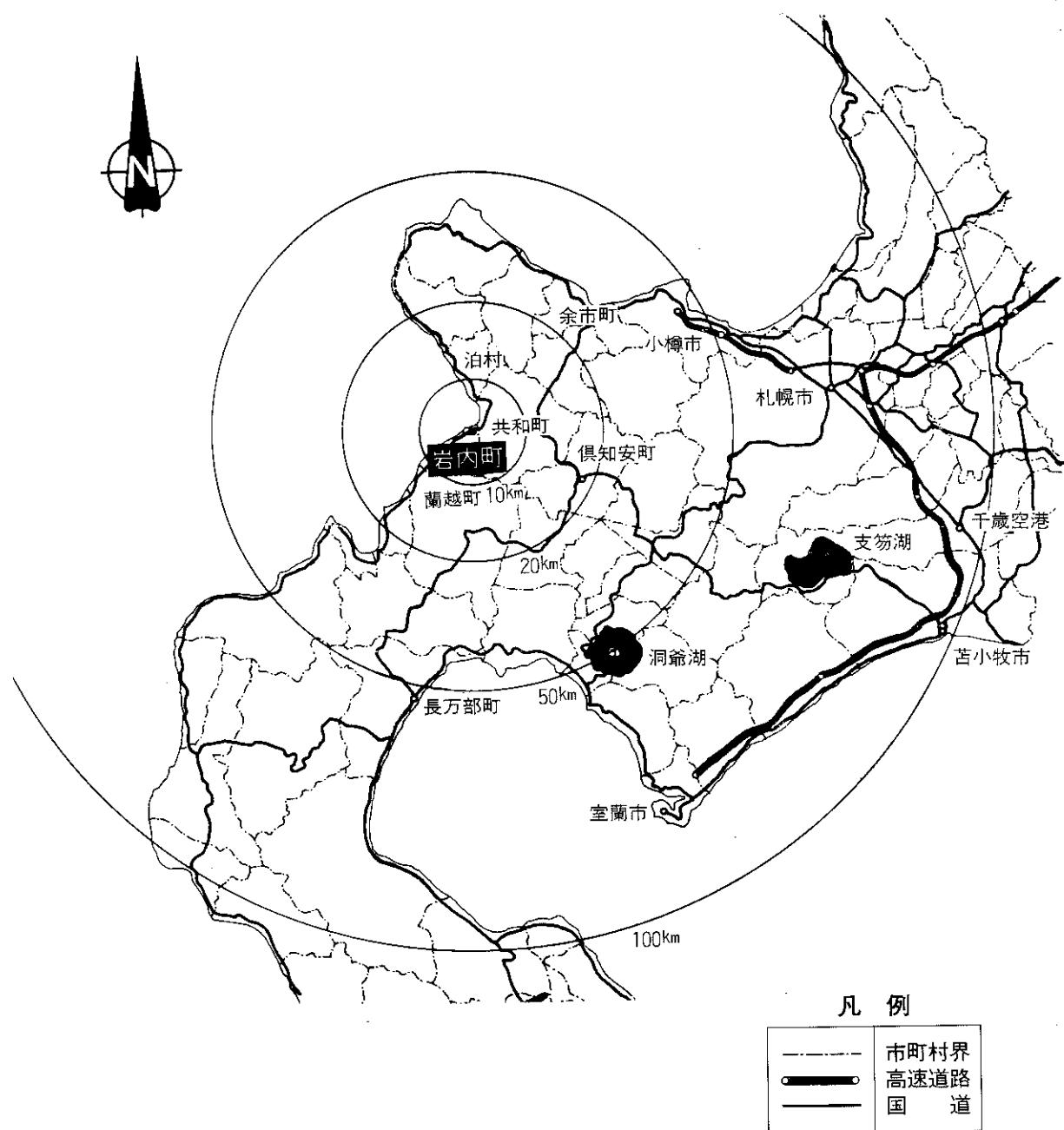
降雪は11月～3月にかけてみられるが、年間300mm弱と、さほど多くはない。しかし、冬期には北西からの季節風が強い。

本町は、北海道の日本海側に位置している割には気候は概ね温暖であり、円山地区や雷電の温泉資源と合わせて夏のリゾート地としての利用が近年盛んになりつつある。

図-1 位置1



図一2 位置2



3. 地形・地質

本町は海、平野部、丘陵、山岳など多様な自然に恵まれており、岩内岳(1,085m)、雷電山(1,211m)、目国内岳(1,202m)など、1,000m級の山々に囲まれている。

岩内岳のふもとには緩傾斜地が広がり、スキー場が整備され、ウインターポーツエリアとして利用が盛んになってきている。

野東川や運上屋川沿岸には岩内平野が広がり、市街地が形成されており、その周辺部に農地が整備されている。しかしながら、安山岩の風化物主体の土壌であるため、土質が細かく下層は堅密層となって大礫の混入がみられ、耕地条件としてはあまりよいとはいえない。特に市街地西側の敷島内地区にその傾向が強い。

海岸沿いでは、市街地より東側の共和町にかけて砂浜が広がり絶好の海水浴場として利用されている。また西側の雷電山にかけては「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」を代表する海岸景観美をつくり出している。

4. 地下資源（温泉）

「岩内」の語源の一つとされるアイヌ語「イワウナイ」は「硫黄の流れる沢」という意味をもつ。この名のとおり本町には温泉資源があり、国定公園である雷電一帯は、大自然の景勝を誇る海岸温泉郷として、古くから利用されている。さらに、昭和49年に円山地区で試掘が行われ、同地区にも泉源があることが確認された。その後、同地区温泉より昭和52年完成の国民年金保養センターいわない、53年に完成の岩内町いこいの家、55年完成の岩内町特別養護老人ホーム57年営業開始の民間ホテル等に合計340ℓ/分を集中管理方式で供給している。

同温泉は泉温も高く、湯量も豊富であり、今後の需要には十分対応できるものと思われ、温泉資源の多面的な活用が工夫される必要がある。

表一 1 気象概況

(観測地：岩内消防署)

区分		昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年
気温 [℃]	最高	32.5	32.0	34.0	32.0	28.5	31.2
	最低	-12.0	-15.0	-15.5	-13.5	-11.2	-12.5
	平均	8.5	8.1	8.2	7.9	8.4	8.4
風速 ^{m/s}	最大	32.0	30.0	31.0	30.0	31.0	33.0
	平均	8.4	4.5	8.8	—	5.2	8.0
	風向(最多)	南東	北西	北西	西	西	西
平均気圧 mb		1,011	1,012	1,012	1,011	1,012	1,011
平均湿度 %		80	80	82	82	82	82
降雨量 mm		630.0	380.9	730.8	610	737.6	819.1

図一 3 月別気温・降雨(雪)量 (昭和63年)

(観測地：岩内消防署)

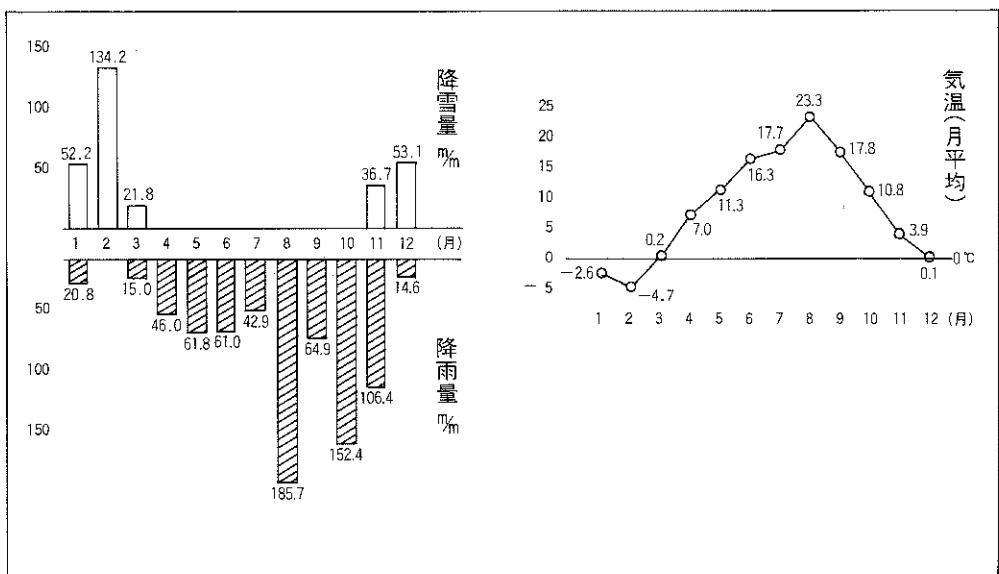




図-4 地形

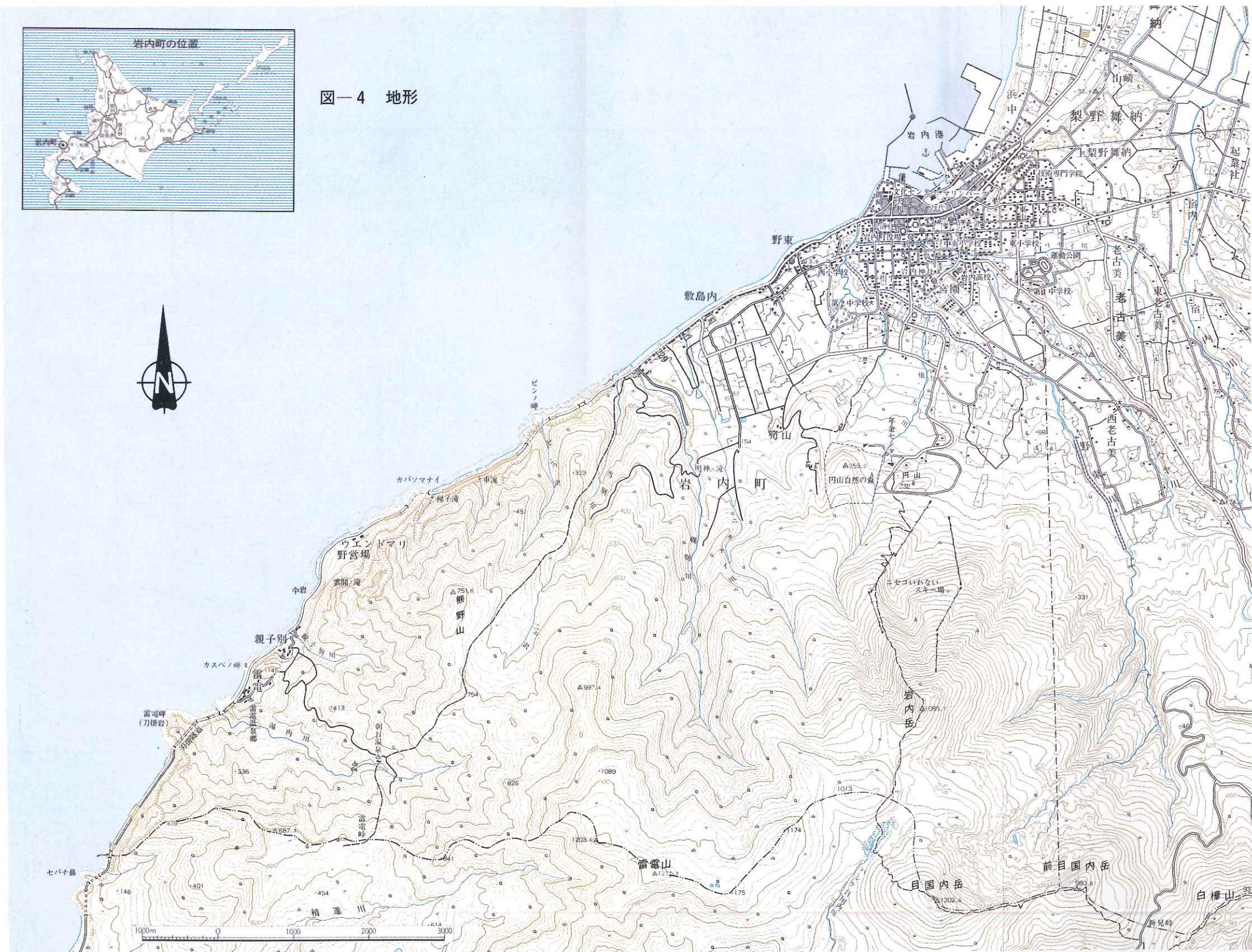


図-5 傾斜区分図

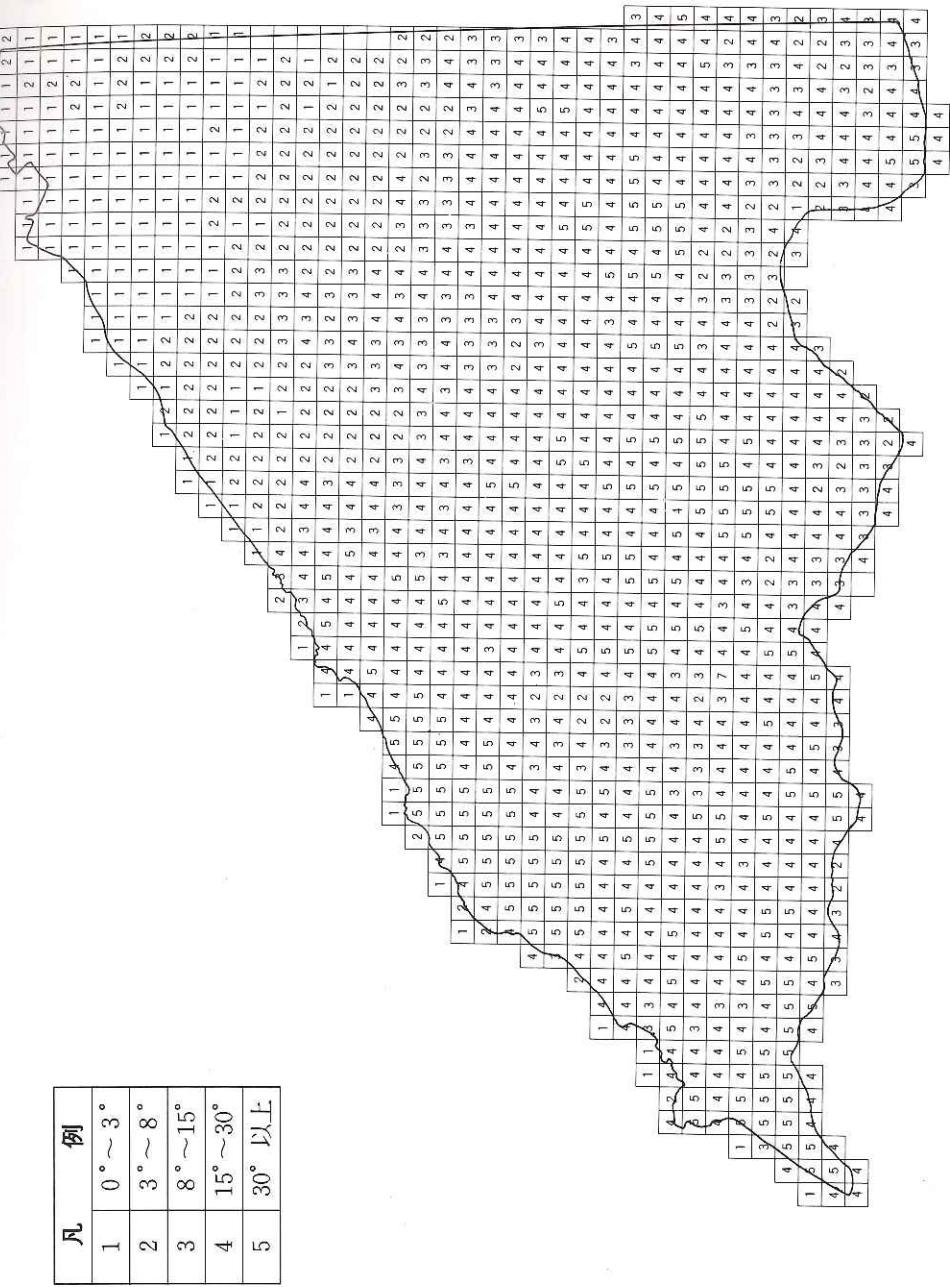


表-2 傾斜度と開発条件

傾斜度 %	都市的開発条件		農業的開発条件	
	●法面保護不要 ●斜路可能 ●自転車可能	●都市計画道路可能	●耕作、草地一般に適し、土壤浸食なし	
5°	●宅地開発適地		●土地管理諸作業に若干の労働を要する ●土壤浸食（等高線帶状栽培、作付種目の制限）	
8°	●住宅建設一般の経済的限界 ●大規模レクリエーション開発限界		●土壤浸食防止対策（等高線帶状栽培、作付種目の制限）	
13°	●保全緑地利用		●耕地の階段工の施工の要 ●草地の浸食に対応 ●育林では問題なし	
18°	●宅地開発の実例がある ●保全緑地が好ましい		●畠地の機械化不可能 ●耕地の浸食大 ●草地の全面更新は不適 ●育林での機械化は困難	
23°	●宅地開発不適 ●別荘、ゴルフ場の開発の実例がある		●動力機械による育林作業は困難 ●伐採後あるいは林木の幼令時における表面浸食の誘発あり	
30°	●急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律の適用		●育林での機械化は不可能 ●大面積の皆伐を制限、混植による地力の維持	
40°			●大面積の皆伐をさけ、混植による保護樹帯の必要性	
45°			●人工植林不可能	

表-3 泉源の状況

泉 源 名		掘削許可年月	掘削期間	深度	温度	湯量	揚湯方法	泉 質
雷	1号井	昭和37. 9	昭和37. 9~37. 11	m 107	℃ 55.8	ℓ/分 171	自 噴	石こう泉
	2号井	39. 9	39. 9~39. 10	120	51.8	89.5	〃	〃
朝日温泉		—	(安政4年、1857年開設)	—	46.4	25.4	自然湧出	〃
い	2号井	昭和53. 5	昭和53. 8~53. 11	750	63.0	200.0	エアーコンプレッサー	食塩泉
	3号井	53. 12	53.12~54. 3	750	57.0	150.0	〃	〃
な	5号井	55. 3	55. 5~55. 8	800	51.7	220.0	水中ポンプ	重曹泉
	6号井	56. 8	56.10~57. 2	1,000	61.2	285.0	〃	食塩泉

(岩内町産業課調)

第2節 町づくりの経緯（歴史的背景）

本町の開基は宝歴元年(1751年)といわれる。早くからにしん漁場として発展し、道内でも古い歴史をもつ町で、歴史的遺産も多い。

本町開基以来約150年続いた運上屋による岩内場所請負人制度を経て、明治30年代にはにしんの全盛期を迎える。明治33年には1級町村制の施行により岩内町が誕生した。このころ本町の人口は約1.6万人で同じく札幌市の約4万人と比べても、いかに本町が隆盛をきわめていたかが推察できる。

その後明治時代末には人口も2万人余りに増加したが、昭和5年頃、にしんが姿を消すとともに人口もやや減少した。しかし道路や港湾などの整備が徐々に進められるに伴い、再び発展するに至った。

昭和29年、台風来襲時の火災発生により全町家屋の約80%が焼失した。しかし大火後直ちに土地区画整理事業などが実施され、さらに昭和30年には島野村と合併し、新岩内町が誕生して以来、漁業、水産加工業、商業及び観光を中心に発展を続けた。

近年では、岩内港港湾整備やその後背地における工業団地開発、及び円山地区における総合的な観光・レクリエーション基地の開発などが進行してきている。

こうした本町の大きな流れを町づくりの視点からとらえると次のようになる。

岩内は元来、にしん場として栄えた港町である。

港を中心に市街地が形成され、広域圏における商業・流通の中核的機能を担う。

昭和に入ってにしんが姿を消すとともに、漸次人口減少をたどる。
またにしんに代わり、漁業は現在の3大漁業である、すけとうだら、ます、いかに徐々に移行していく。

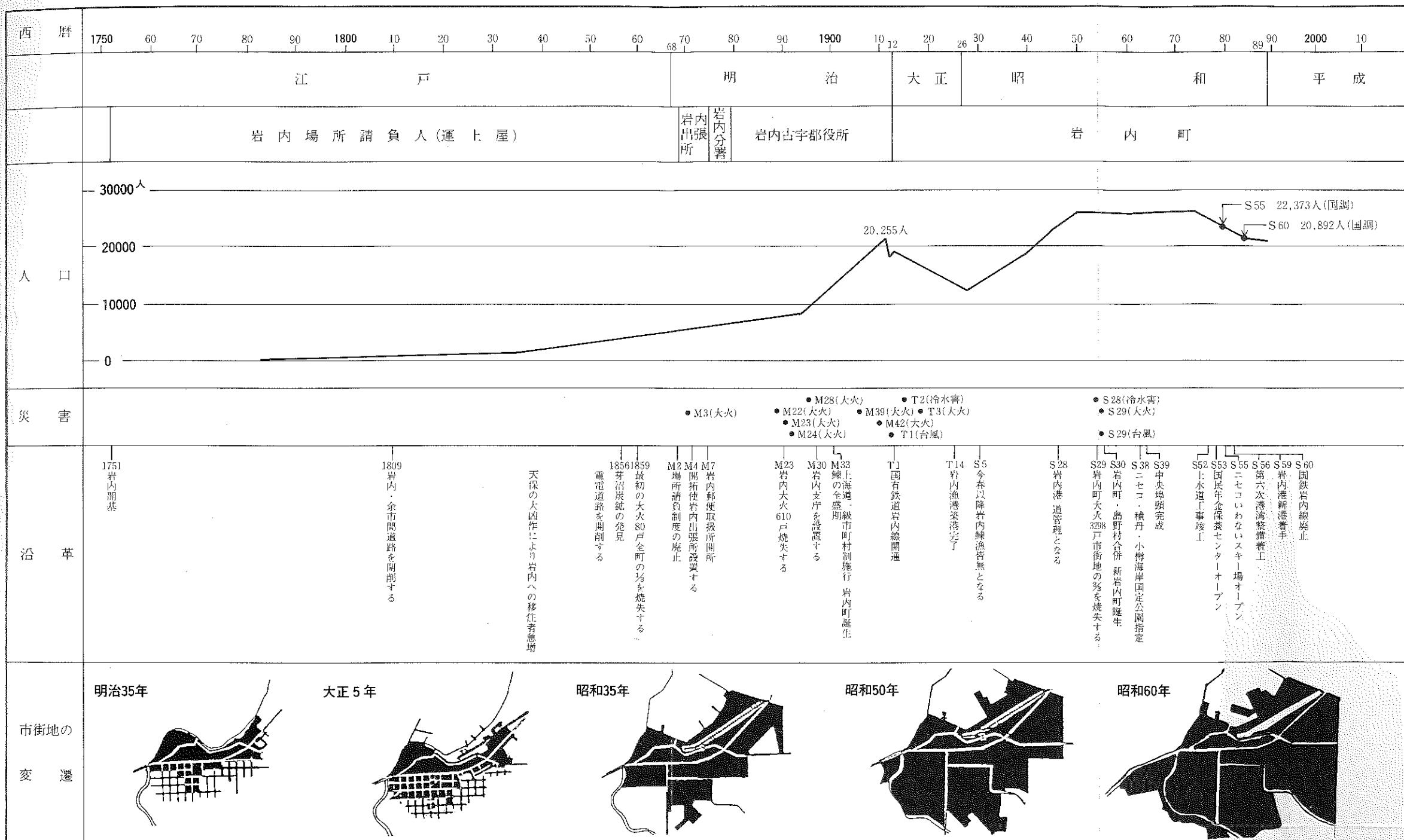
岩内の漁民画家、木田金次郎を中心とした有島武郎の「生まれいづる悩み」に象徴されるような岩内の文芸的土壤が徐々に培われ始める。

昭和29年、全町家屋の約80%が焼失する大火に見舞われたが、大火後直ちに土地区画整理事業などを実施し、現在の都市基盤の基礎がつくられる。

昭和30年期～40年期の高度経済成長期に入って、全国的に町村部から都市部への人口移動の著しい時代にあって、本町は漁業、水産加工業、商業を中心とした産業振興により人口微増の傾向を維持する。

昭和50年代に入り、200カイリ問題などの影響により漁業は大きな打撃を受け、人口も徐々に減少し、本町は地域構造の大きな転換期を迎えていた。今後、将来展望の見通しにたった経済基盤の確立と、豊かな自然環境と文芸的土壤を生かした『岩内らしさ』を創出していく時期にきている。

表一4 岩内町の変遷



第3節 人口動向

本町の人口は、島野村との合併により新岩内町が誕生した昭和30年以来、50年まではほぼ25,000人で一定していたが、昭和60年には20,892人まで減少した。これは、200カイリ問題によって水産業が不振に陥った影響が強く、また若者層の都会化指向さらに、共和町への住宅地スプロールが拍車をかけていることが考えられる。

人口の推移を後志支庁管内の他市町村と比較してみると、昭和50年までは他市町村が一様に減少傾向をたどっていたのに対し、本町は人口増の傾向を維持していた。しかし昭和50年以後、本町の減少率は他市町村の減少率を上回るようになり、一方、北後志の中心地である余市町や山麓地方の中心地である俱知安町は、人口増の傾向を示している。

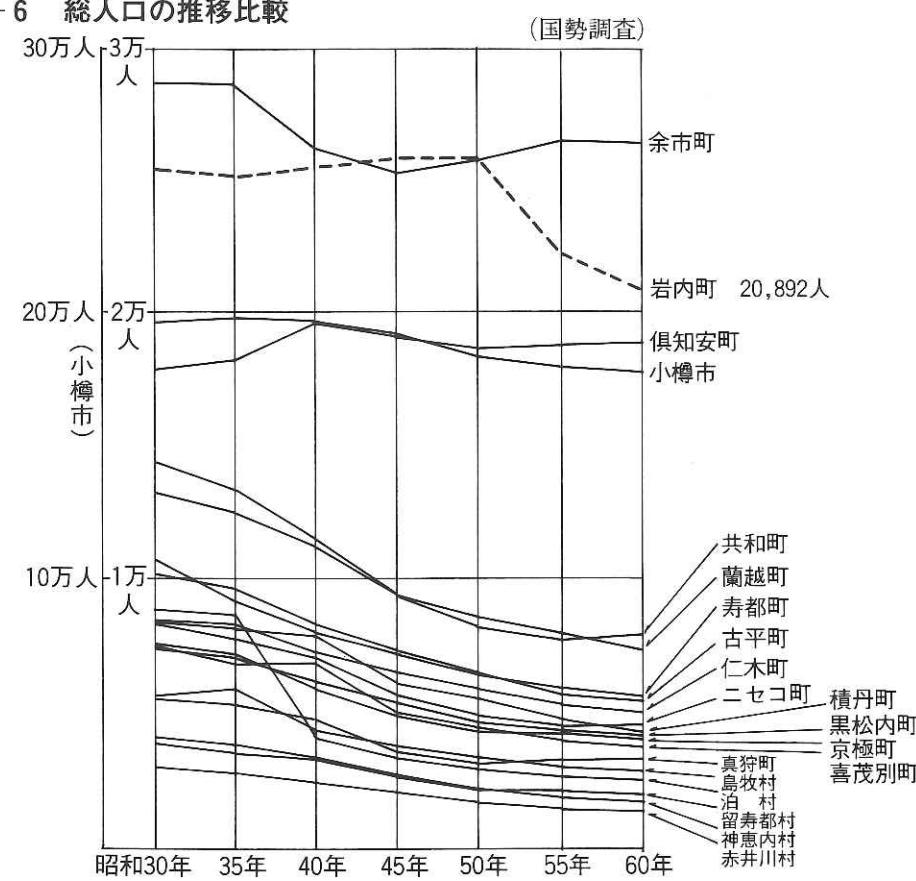
世帯数は昭和30年から60年の間に1.5倍近くに増加しており、核家族化が進行していることを示している。

世帯規模は1世帯当たり2.89人で、全道の2.94人より小さくなっている。人口動態をみると、自然動態では出生数が死亡数を常に上回っている。しかし自然増は昭和40年の424人をピークとして近年減少傾向にあり、54年以降は毎年100人を下回っている。

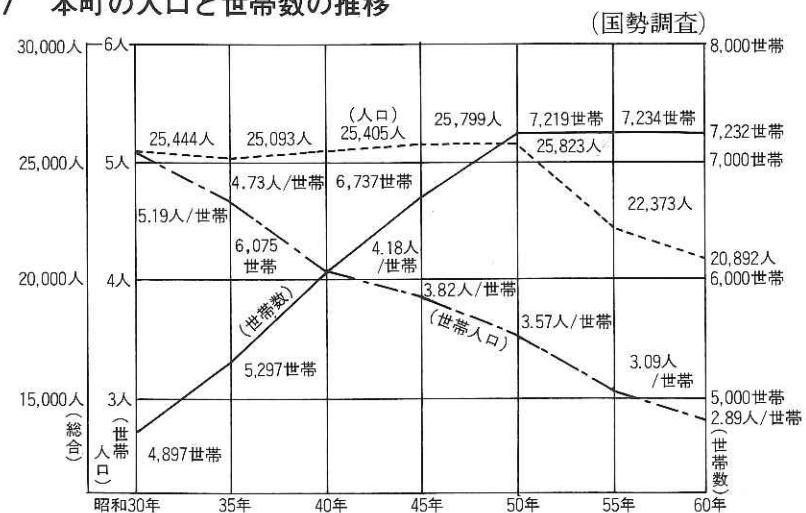
一方、社会動態では昭和42年以降転出人口が転入人口を常に上回っており、44年には960人余りの転出超過を示している。近年は250人～400人程度で推移しているが、社会減が自然増を上回っていることから、昭和50年以降人口減少をもたらしている。

また、年令階層別人口は昭和30年から60年の間に年少人口の占める割合が低くなった結果、ほぼつりがね型へ移行してきている。これを全道と比較すると生産年令人口比率は全道の68.9%に対して本町は67.5%とやや低く、年少人口は全道の21.4%に対し本町は20.6%、また老人人口は全道の9.7%に対し本町は11.9%とやや高くなっている。

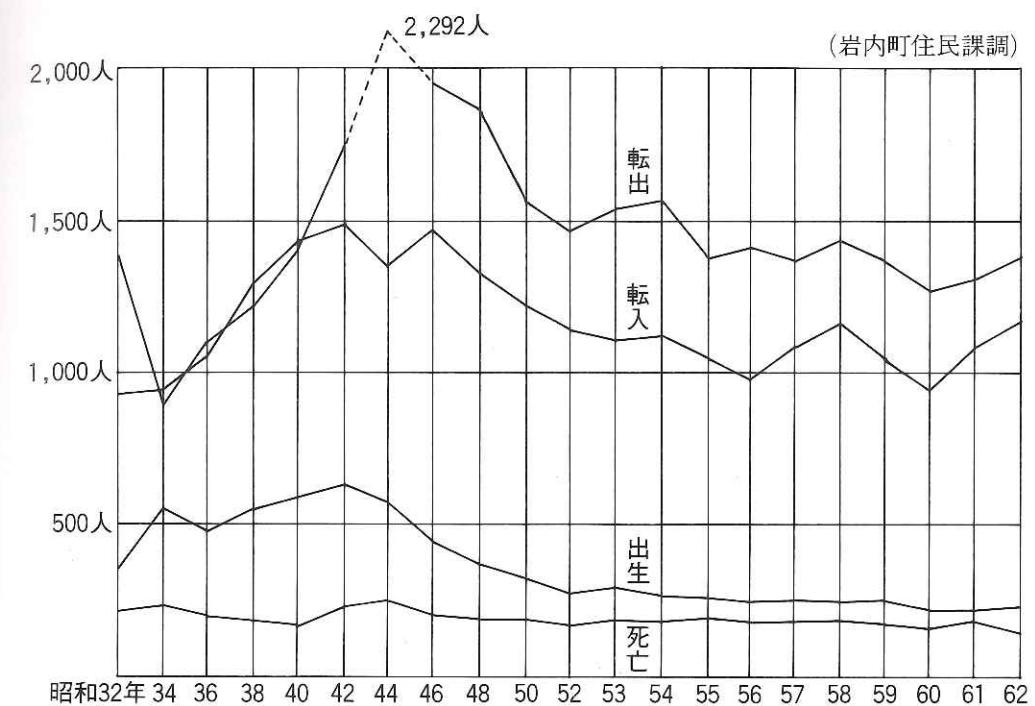
図一 6 総人口の推移比較



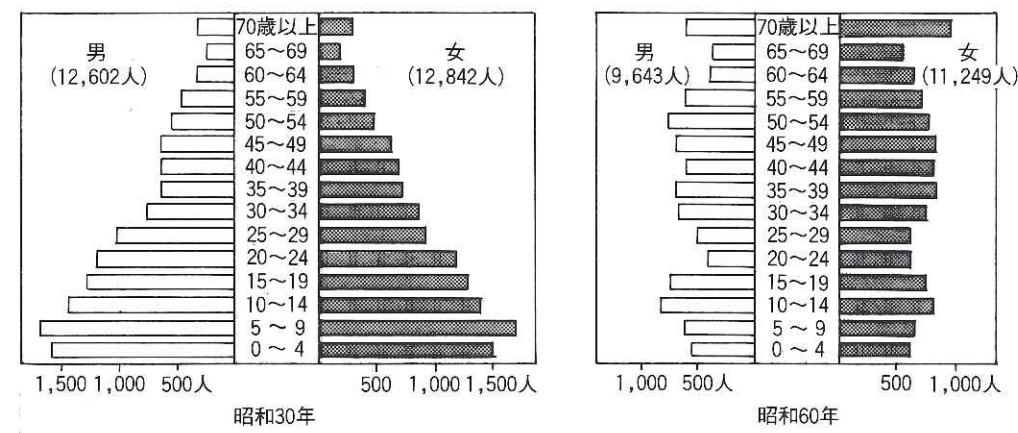
図一 7 本町の人口と世帯数の推移



図一 8 人口動態の推移



図一 9 年令階層別人口の比較 (国勢調査)



第4節 産業構造

1. 就業構造

本町の総就業者数の推移を昭和40年からの国勢調査でみると、昭和50年までは11,739人と増加の傾向にあった就業者数が、昭和60年には総人口の減少に伴ない9,590人と昭和50年と比べ2,149人の減少となっている。

産業別では、第1次産業856人、第2次産業561人、第3次産業732人の減少となっており、これら就業人口の減少は若年生産年令階層の減少と、出稼ぎ者の増加と考えられる。

就業構造を産業大分類別就業者数からみると、第1次産業では漁業・水産養殖業、第2次産業では建設業、製造業、第3次産業では卸売・小売業、サービス業の就業者の割合が高くなっている。

又、産業別の構成比の推移では、第1次産業が大幅に減少し、第2次、第3次産業が増加しており、その構成は都市型の傾向にあり、昭和60年では第1次産業10.3%、第2次産業32.9%、第3次産業56.8%と第3次産業が半数以上を占めている。

このように本町の産業特性を就業構造からみると、本町の産業は漁業・水産養殖業を主体とする第1次産業を基盤としながらも、建設業及び製造業（特に水産加工業）を主体とする第2次産業へと主力が移行しつつあるといえる。

2. 産業別特性

1) 第1次産業

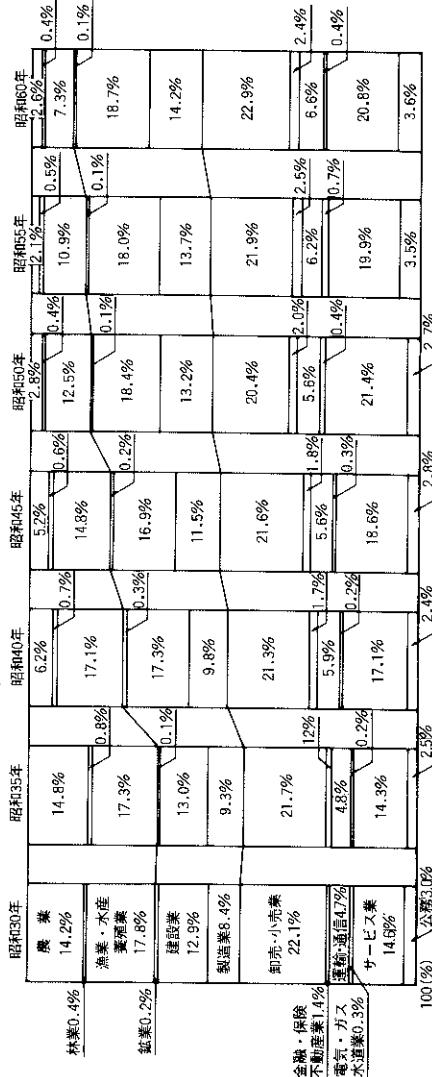
本町の第1次産業は漁業を主体としており、農業及び林業の占める割合は小さい。農業は、本町の土壌が耕うんにあまり適さないことから、水稻と飼料用作物が主体となっている。農家戸数は昭和35年から60年の間に半数以下に減少しており、特に第2種兼業農家の減少が著しい。さらに、1戸当たりの耕地面積は1ha以下の農家が半数以上を占めており、小規模農家が主体であるといえる。

漁業は、沖合のすけとうだら漁及びいか漁、日本海のます漁が主体である

表—5 産業別就業者数の推移

産業区分	年次	昭和40年		昭和50年		昭和55年		昭和60年		対比
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
第1次産業	昭和30年	9,520	100	11,739	100	123,3	100	105,9	100	95.1
農業	2,284	24.0	100	1,840	15.7	80,6	1,362	13.5	59,6	984
林業	586	6.2	100	329	2.8	56,1	216	2.1	250	250
森林業	66	0.7	100	48	0.4	72,7	50	0.5	75,8	36
漁業・水産養殖業	1,632	17.1	100	1,463	12.5	89,6	1,096	10.9	62,7	698
第2次産業	2,613	27.4	100	3,722	31.7	142,4	3,201	31.8	122,5	3,161
鉱業	33	0.3	100	8	0.1	24,2	10	0.1	30,3	10
建設業	1,649	17.3	100	2,159	18.4	130,9	1,809	18.0	109,7	1,788
製造業	931	9.8	100	1,555	13.2	167,0	1,382	13.7	148,4	1,363
第3次産業	4,623	48.6	100	6,177	52.6	133,6	5,516	54.7	119,3	5,445
卸売・小売業	2,029	21.3	100	2,398	20.4	118,2	2,204	21.9	108,6	2,195
金融・保険・不動産業	155	1.7	100	229	2.0	147,7	247	2.5	159,4	233
運輸・通信業	558	5.9	100	660	5.6	118,3	626	6.2	112,2	632
電気・ガス・水道業	21	0.2	100	51	0.4	242,8	75	0.7	357,1	45
サービス業	1,630	17.1	100	2,510	21.4	154,0	2,001	19.9	122,8	1,990
公務	230	2.4	100	321	2.7	139,6	357	3.5	155,2	344
その他	—	—	—	8	0.1	—	6	0.0	—	6
						—	—	0.0	—	100,0

図—10 産業別就業者構成比の推移



が、近年資源が減少する傾向にある。また漁船規模においては、5t未満の小規模漁船が全体の52%を占め、30t以上の比較的大きな漁船数は少ない。

図-11 主要作物作付面積比（昭和62年）

水 稲	飼 料 用 作 物	野 菜	そ の 他
24.9%	54.0%	5.0%	16.1%

（函館統計情報事務所調）

図-12 農家戸数と農業就業者人口の推移

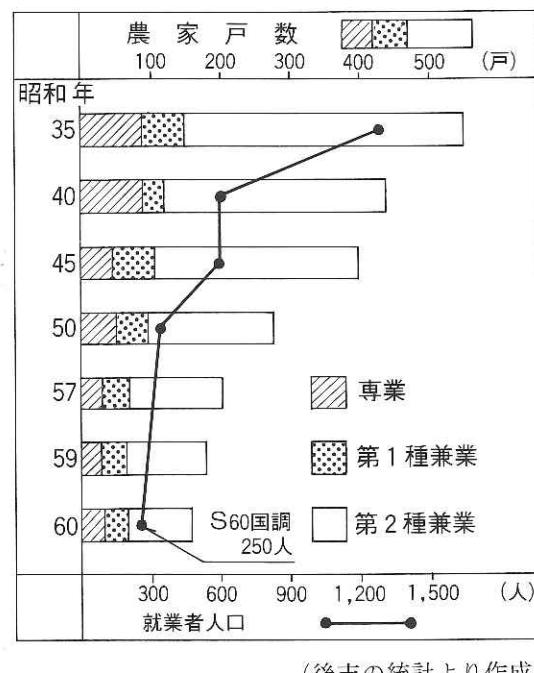


図-13 一戸当たり規模別耕地面積

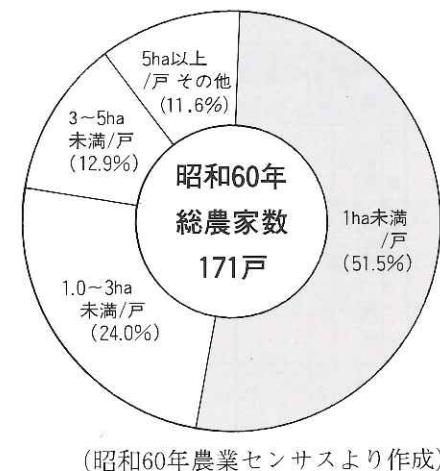


図-14 魚種別生産高

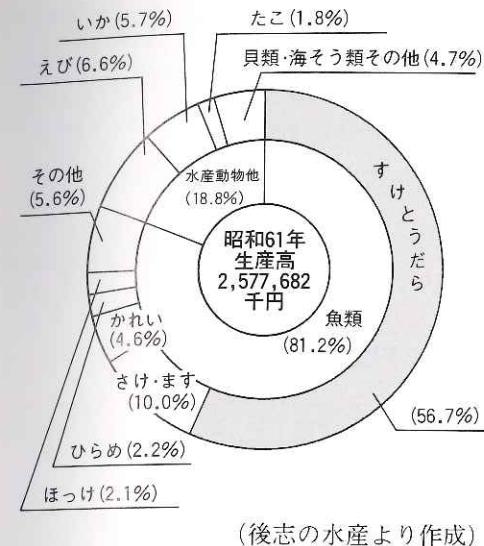
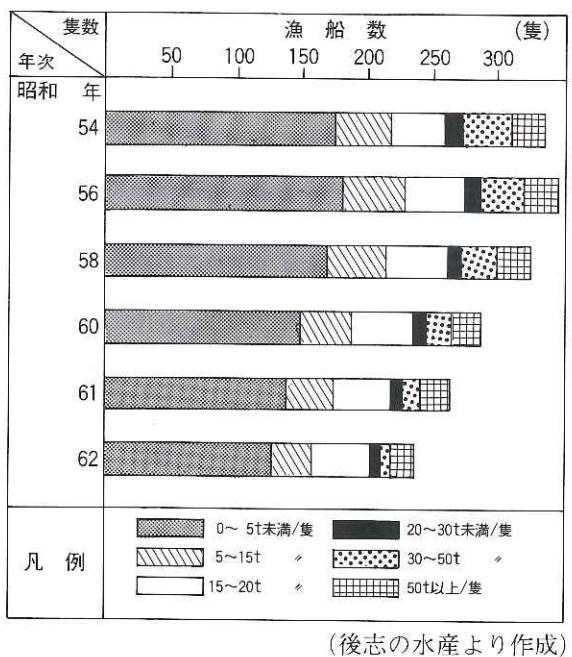


図-15 規模別漁船数の推移



2) 第2次産業

本町の第2次産業は建設業と製造業が主体であり、鉱業はほとんどみられない。製造業は昭和40年から54年の間は実質的な製造品出荷額が伸び、後志支庁管内全体の製造品出荷額の伸び率より大きくなっていたが55年以降は逆に大幅に減少している。

本町の製造業を業種別にみると、水産加工を主体とする食料品製造業が出荷額の80%を占めている。工場あたりの出荷額は、後志支庁管内と比べると若干低くなっているが、比較的小規模な工場が主体を占めているといえる。水産加工の主要なものは、すけとうだら、ます及びにしんなどの加工品でありこれらの原料は200カイリなどの問題から減少化しつつあり、またにしんの大部分は輸入に依存している。

本町の建設業は、就業人口比率で1次、2次産業中最高の18%強を占めており、建設業の好、不況は町経済に大きな影響を及ぼしている。

図-16 岩内町・後志支庁管内の製造品出荷額の推移

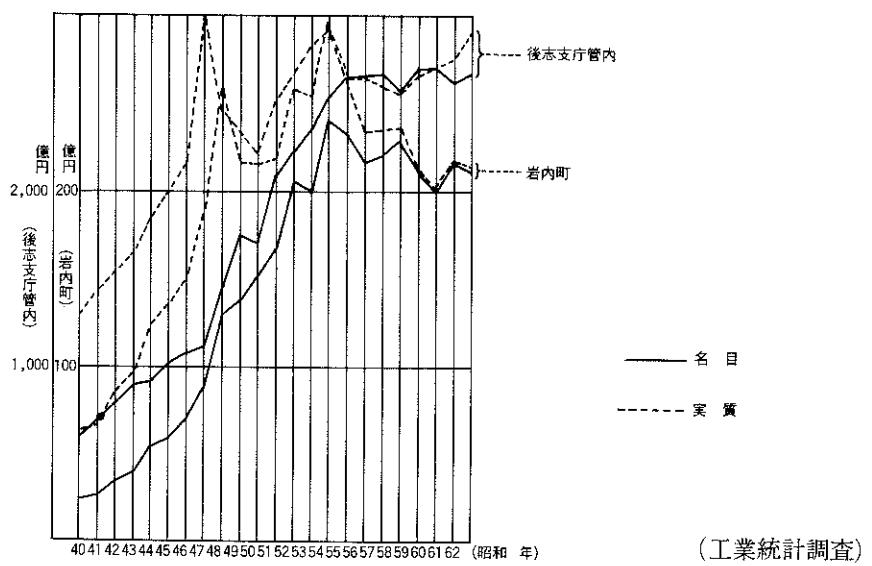


表-6 製造品出荷額等の推移

区分 年次	製造品出荷額(百万円)						従業者数等		工場数等	
	名目			実質			従業員数 (人)	実質の労働生産性 (万円/人)	工場数	実質の工場生産性 (万円/工場)
	総数	食料品	木材、木製品	総数	食料品	木材、木製品				
昭和40年	2,344	2,006	189	6,104	5,224	485	1,034	590	129	4,732
42年	3,436	3,009	220	8,699	7,618	471	1,244	699	146	5,958
44年	5,363	4,805	205	12,678	11,359	403	1,362	931	173	7,328
46年	6,927	6,348	227	15,059	13,800	450	1,553	970	158	9,531
48年	13,058	12,185	398	25,960	24,225	478	2,060	1,260	161	16,124
50年	15,141	14,166	383	21,538	20,151	484	1,730	1,245	149	14,455
52年	20,676	19,378	521	25,845	24,223	581	1,812	1,426	135	19,144
54年	24,047	22,328	589	29,506	27,396	537	1,413	2,088	123	23,989
56年	21,782	20,744	370	23,371	22,258	351	1,334	1,752	89	26,260
57年	22,018	20,974	358	23,448	22,337	338	1,361	1,723	87	26,952
58年	22,802	21,860	335	23,678	22,700	328	1,338	1,770	88	26,907
59年	21,140	20,256	230	21,225	20,337	229	1,329	1,597	83	25,572
60年	20,095	19,231	311	20,095	19,231	311	1,241	1,619	78	25,763
61年	21,604	17,206	263	21,626	17,223	272	1,181	1,831	77	28,086
62年	21,178	16,858	410	21,327	16,977	388	1,131	1,886	73	29,215

(工業統計調査)

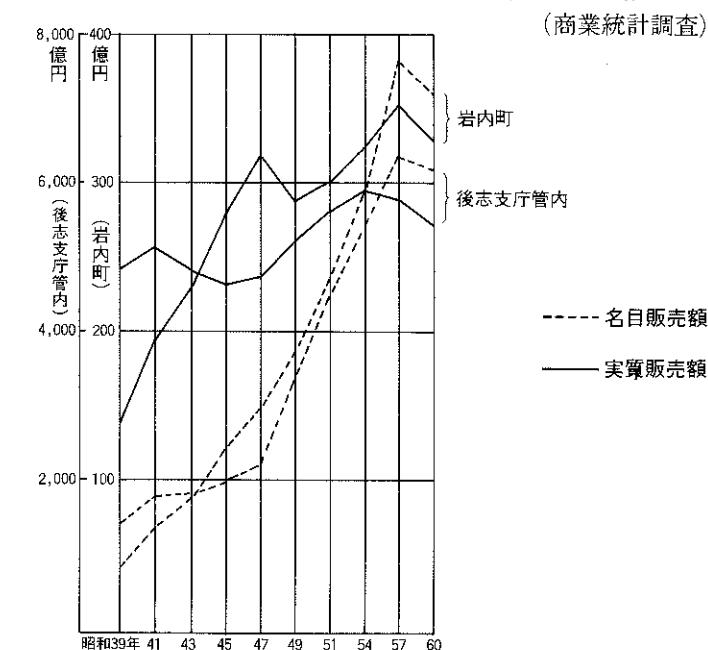
3) 第3次産業

本町の第3次産業は、卸売・小売業とサービス業が主体となっている。

商業販売額は、年々伸びており昭和57年では約385億円に達している。昭和39年から昭和57年の間において実質的な販売額も2.6倍になっており、これは後志管内全体の伸び率より大きいものとなっている。

しかし、1店当たりの販売額は、後志管内及び全道平均より下回っており、小規模店舗が主体を占めているといえる。

図-17 岩内、後志支庁管内の商業販売額の推移



表—7 岩内町の商業の概況

(商業統計調査)

区分 年次	商 業 販 売 額(百万円)								店舗数等		従業者数等	
	名 目				実 質				店舗数	実質店舗当たり販売額(万円/店)	従業者数	実質従業者当たり販売額(万円/人)
	総 数	卸 売	小 売	飲 食	総 数	卸 売	小 売	飲 食				
昭和39年	4,263	1,582	2,412	269	13,707	5,087	7,755	865	631	2,172	2,088	656
41年	6,904	2,986	3,530	388	19,448	8,411	9,944	1,093	666	2,920	2,240	868
43年	8,802	3,193	5,174	435	22,922	8,315	13,474	1,133	683	3,356	2,446	937
45年	12,130	5,115	6,322	693	28,341	11,951	14,771	1,619	751	3,774	2,637	1,075
47年	14,878	6,823	7,349	706	31,790	14,579	15,702	1,509	694	4,581	2,460	1,292
49年	18,633	7,523	10,252	858	28,755	11,610	15,821	1,324	691	4,161	2,458	1,170
51年	23,958	9,796	12,701	1,461	30,098	12,306	15,956	1,835	694	4,337	2,444	1,232
54年	29,863	11,668	17,196	999	32,390	12,655	18,651	1,084	703	4,607	2,222	1,458
57年	38,469	15,971	21,375	1,123	35,587	14,774	19,774	1,039	701	5,077	2,142	1,661
60年	36,942	15,740	21,202	—	32,779	13,966	18,813	—	449	7,300	1,792	1,829

第5節 広域的な位置づけ

1. 周辺町村とのつながり

1) 就業・通学状況

昭和60年の国勢調査によると、就業及び通学により本町に流入する人口は、1,456人で一方、本町から流出する人口は、1,371人となっている。流出・入地をみると共和町とのつながりが最も強いが、そのほか流入元として泊村、俱知安町、流出先として泊村、神恵内村があげられる。

2) 買物動向

後志支庁管内において、本町は小樽市・余市町及び俱知安町と並んで周辺町村の商業の中心的役割を果たしている。本町の商圈は共和町・泊村及び神恵内村を1次商圈とし、寿都町及び島牧村を2次商圈としていると推測される。

3) 観光

本町は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の西部に位置し、支笏・洞爺国立公園、及び狩場・茂津多道立自然公園にも比較的近い。したがって、いわゆる小樽、積丹、西積丹、雷電、狩場、茂津多などの日本海を結ぶ広域観光ルート「追分・ソーランライン」の中間点にあるばかりでなく、小樽・積丹地区とニセコ地区を結ぶ広域観光ルート「ニセコ・積丹・小樽海岸ライン」の交点ともなっている。さらに本町は、ニセコ地区の循環ルート、羊蹄山の循環ルートからなる広域観光ルート「ニセコ・羊蹄ライン」の一端をなしており、これら本道においても有数な海浜観光地及び山岳観光地を結ぶ広域観光ルートの中継地として重要な役割を果たしている。

また本町は札幌市まで2時間～2時間半の時間距離にあり、日帰りあるいは1泊圏内に大市場をもつことから週末リゾート・レクリエーション地としての立地適性も有している。

2. 関連計画

本町にかかわる主要な計画のうち特に本町に関連の深い計画として、「第3次

図-18 就業・通学状況

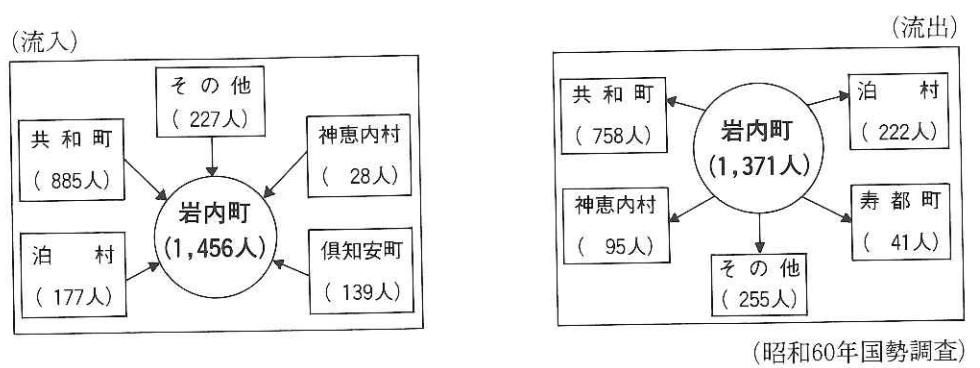
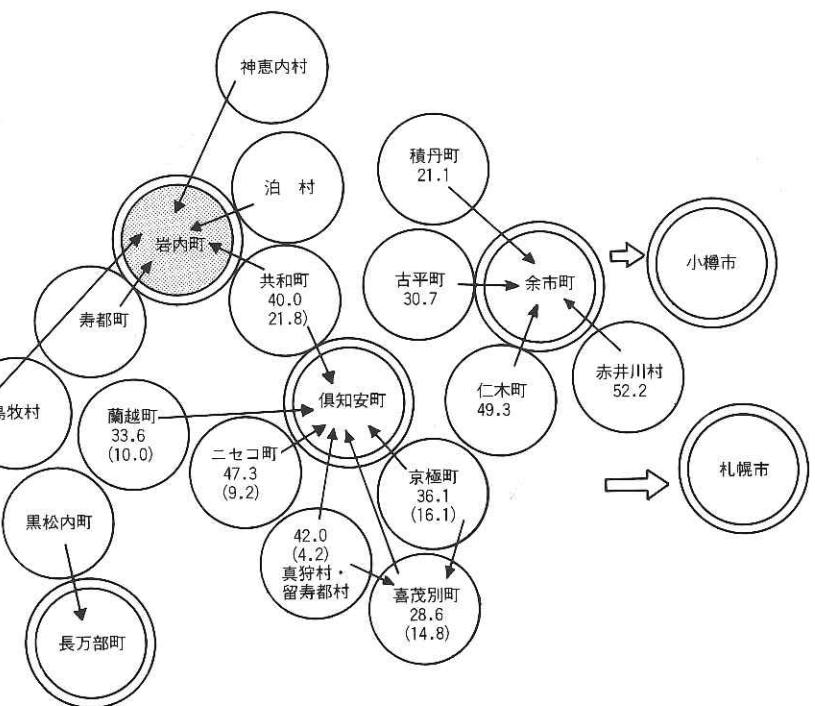


図-19 買物動向状況



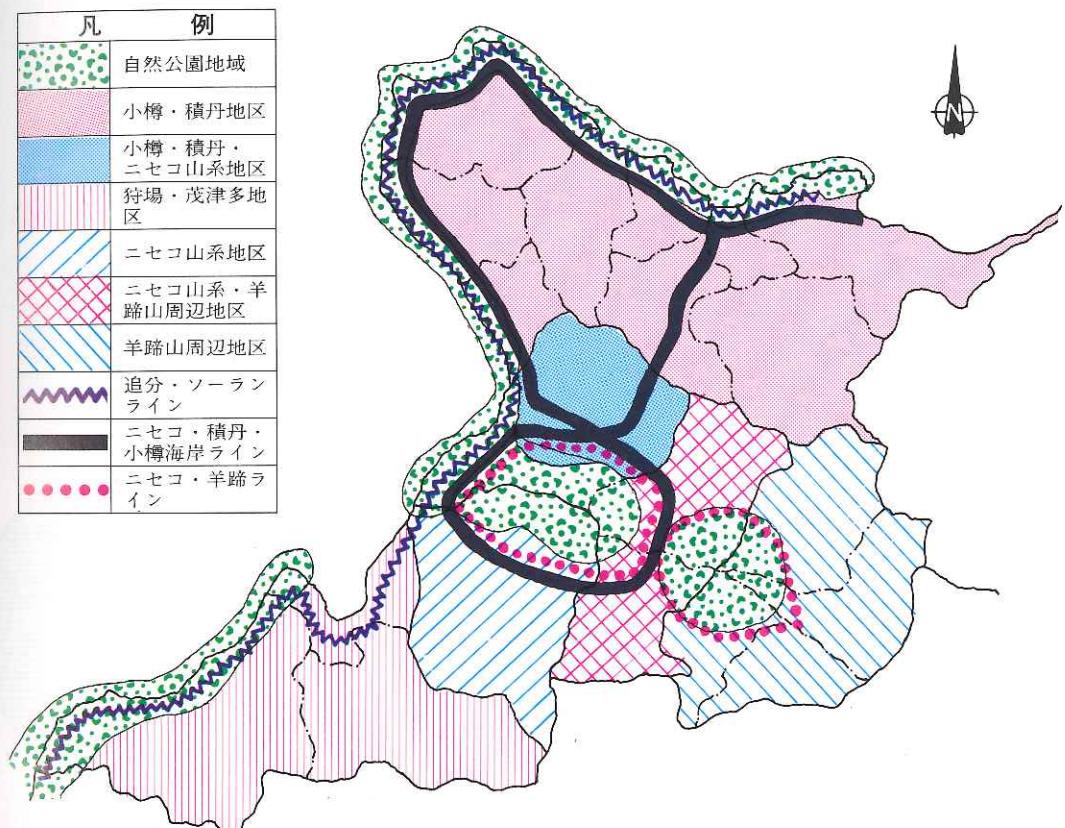
(1) 矢印は各町村からの消費購買力流出先を示す。

(2) 余市町周辺は、S48余市町広域商業診断の調べによる衣料品・身の回り品の余市町依存率。(%)

(3) 俱知安町周辺は、俱知安町広域商業診断(昭和55年)の調べによる衣料品・身の回り品の俱知安町依存率。(%) ()内は S39調べの同品目の依存率。(%)

後志広域市町村圏振興計画」があるが、これによると本町は「後志西海岸における中心的な港湾を有しているとともに、地域で生産される資源を利用した工業の振興、並びに優良な自然を生かした観光、レクリエーションの振興を図る」とされている。

図-20 広域観光ルートおよび観光地



周辺地域の諸指標



図-21 総人口と過去 5 年の増減 (昭和55年～60年)

（資料 国勢調査）

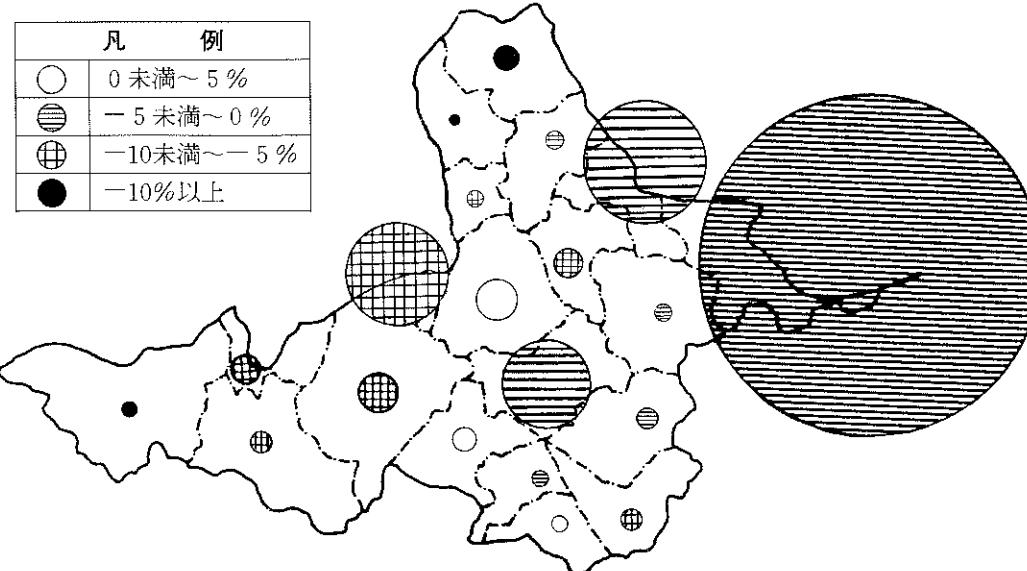


図-22 人口密度 (人/km²) (昭和60年)

（資料 国勢調査）

凡 例	
	0以上～50未満
	50以上～100未満
	100以上～300未満
	300以上～700未満
	700以上～800未満

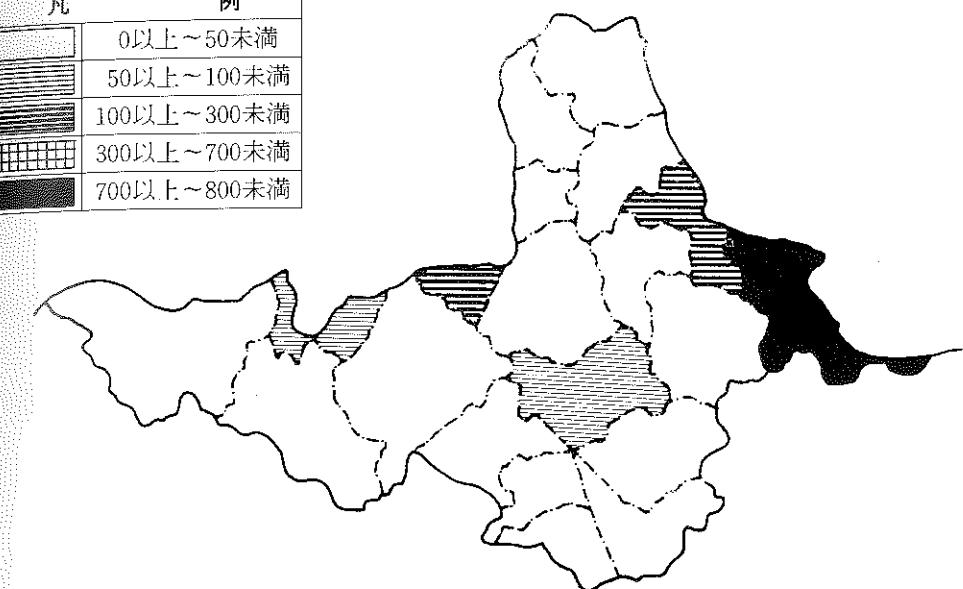


図-23 老年化指数(%) (昭和60年)

（資料 国勢調査）

凡 例	
	30以上～40未満
	40以上～50未満
	50以上～60未満
	60以上～70未満

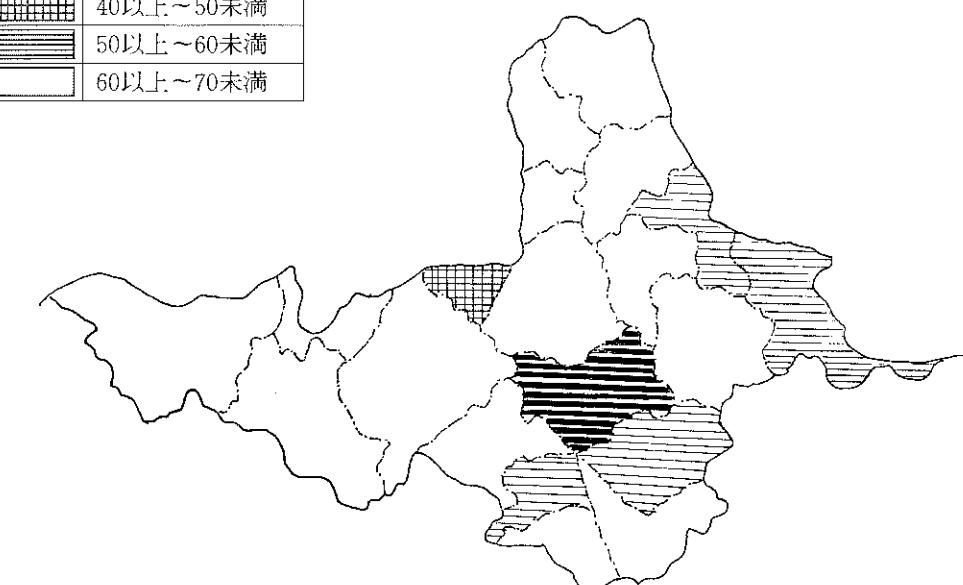


図-24 全就業人口に対する1次産業就業人口比率(昭和60年)

〈資料 國勢調查

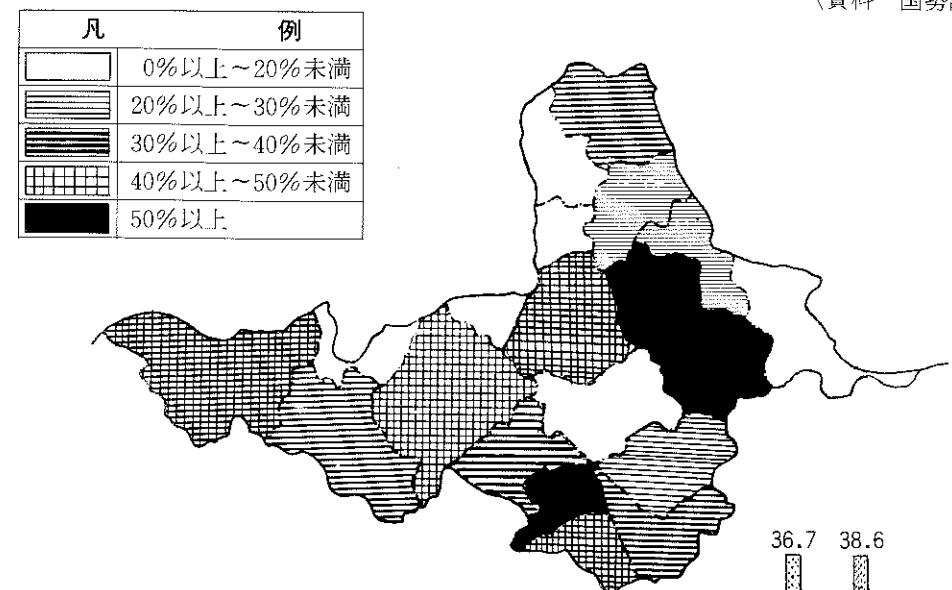
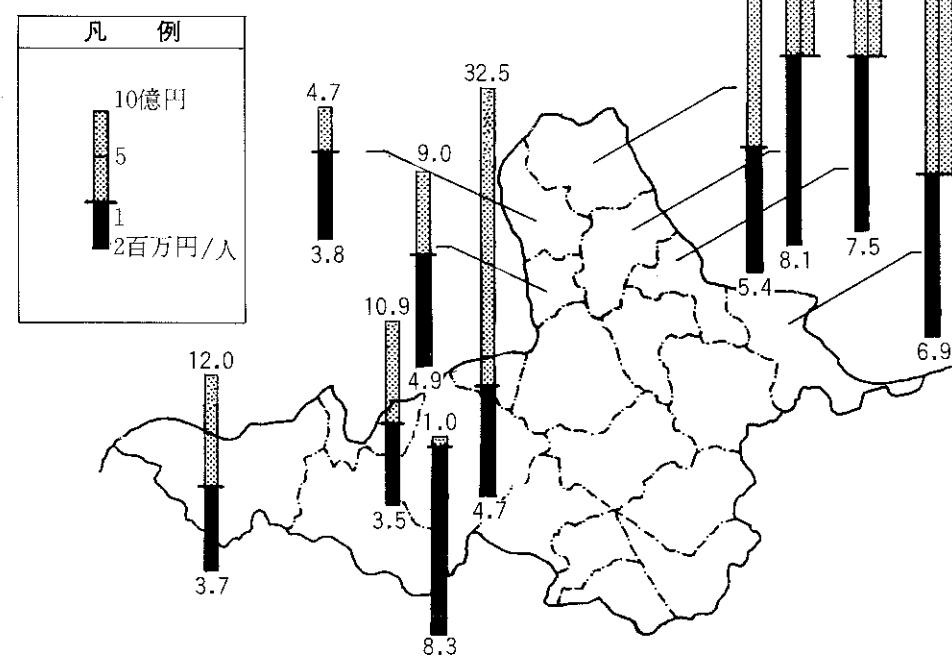


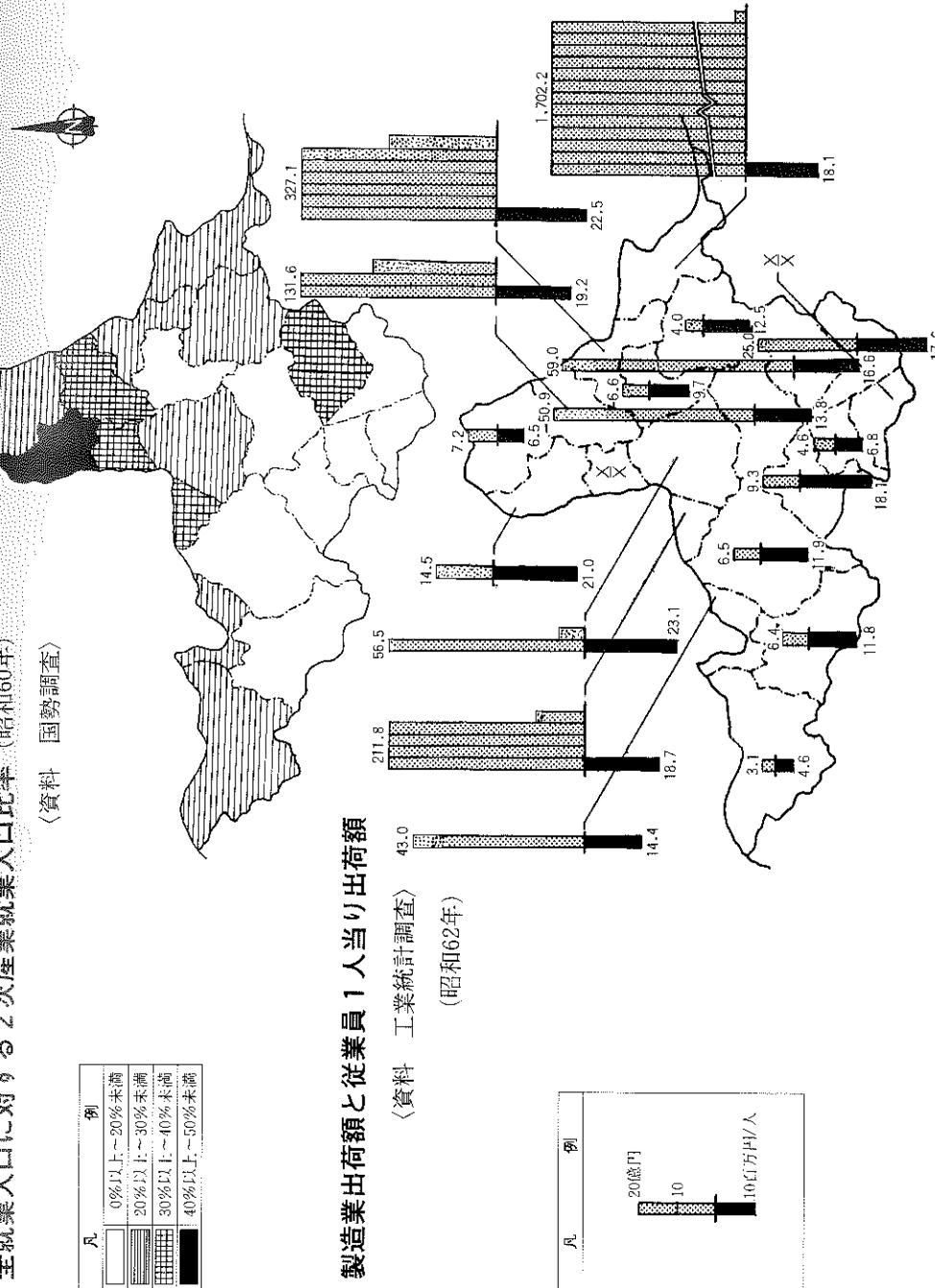
図-25 漁業生産高と従事者1人当たり生産高

(昭和60年)



卷之三

昭和60年
定期調査



卷之三

資料 工業統計調查

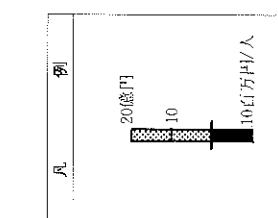


図-28 全就業人口に対する3次産業就業人口比率（昭和60年）

〈資料 国勢調査〉

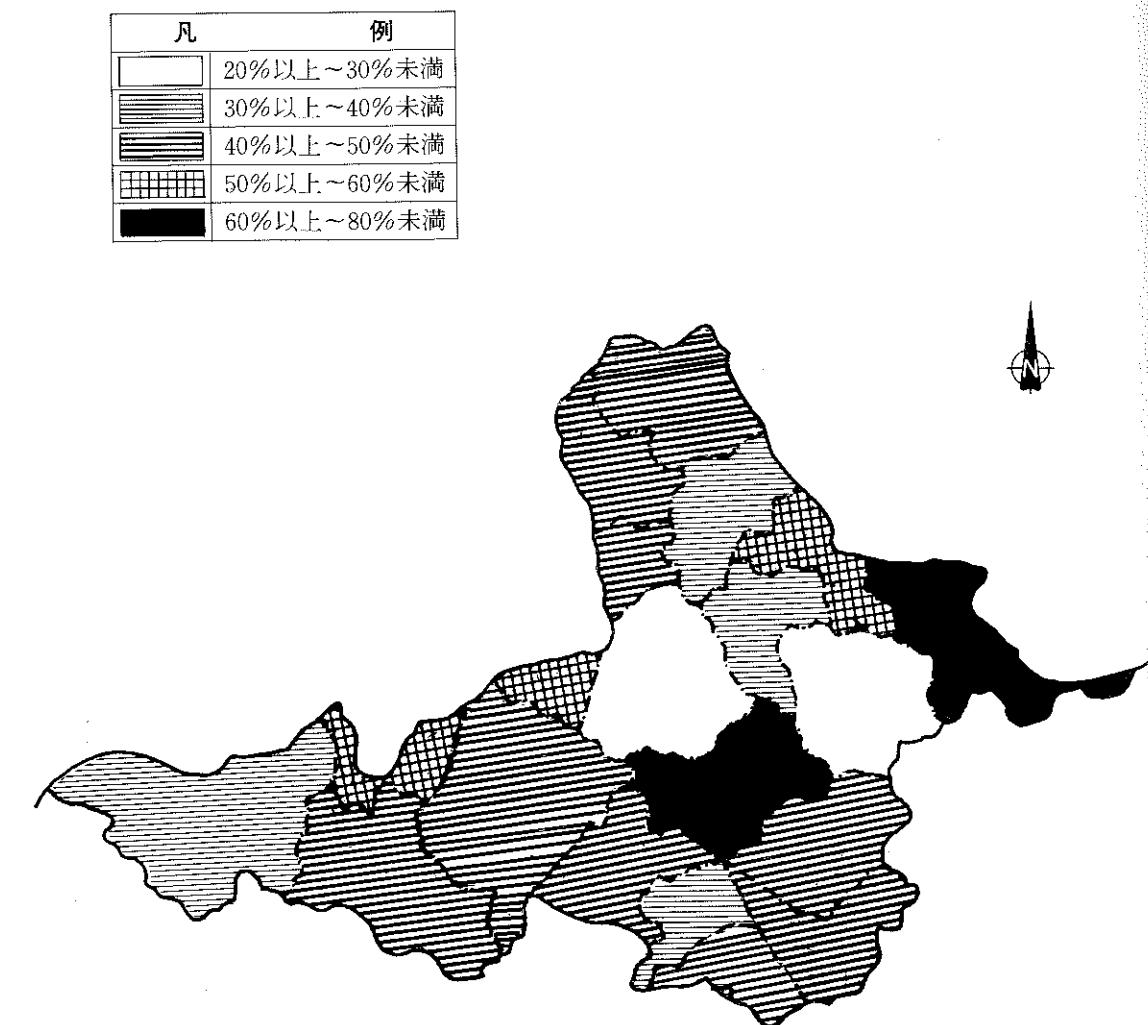
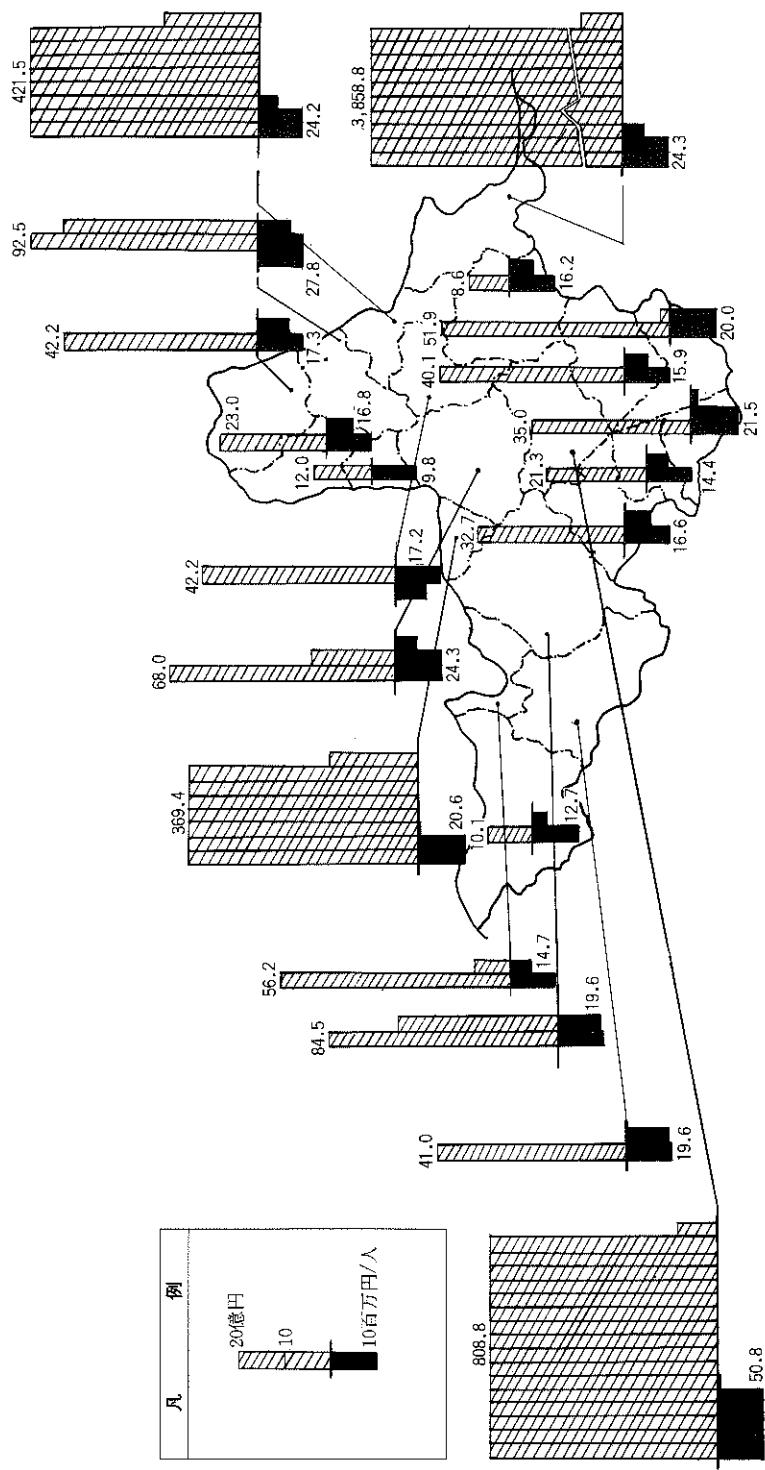


図-29 商業販売額と従業員1人当たり販売額（昭和60年）

〈資料 商業統計〉



第 2 編

基 本 構 想

第1章 町の将来像

第1節 本町の担うべき役割と将来像

本町は、古くから、漁業・水産加工業を中心とする産業の町として、また岩宇並びに南後志沿岸地域の中心都市として、都市的要素を兼ね備えた文化の香り高い町として発展してきている。

こうしたなかで、昭和49年度に策定された岩内町総合計画においては「怒濤のひびきと創造豊かな生産と文化のふるさと」岩内町の建設を目指し、

- ① 町産業の振興と構造の高度化
- ② 岩宇・南後志地域における中核拠点都市としての機能の整備
- ③ 社会生活基盤の充実
- ④ 人材の育成と教育文化施設の整備
- ⑤ 運輸・交通・通信網の整備
- ⑥ 観光の推進
- ⑦ 北方圏との交流促進

を町発展の基本方向として、計画に即応した諸施策を推進してきた。

しかしながら、本町では増加傾向にあった人口が、急激に減少してきている。これは、漁業・水産加工業などの本町の基幹産業が200カイリ問題、あるいは構造的な問題などにより停滞が続いているとともに、隣接町村へ転出していることなどによるものと思われる。

こうした全国的あるいは世界的な政治・経済情勢の変化が本町にも大きく影響し、本町は一つの転機にさしかかっている。

また本町及び周辺地域の動向をみると、港湾の整備、中心市街地の再開発、観光開発の推進、さらには本道初の原子力発電所である泊発電所が建設されている。

このような内・外の諸環境の変化をふまえ、本町は、岩宇・南後志沿岸地域の中心として、また国土保全の視点から豊かな自然環境を守り、かつ有効に活

用していく重要な役割を担っていかねばならない。

そこで、本町の将来像としては、町民一人ひとりの生きがいのある町づくりを前提に、「岩宇・南後志沿岸地域の中核拠点都市とり・クリエーション（創造）の場づくり」を設定する。

第2節 町づくりの視点

将来像を達成していくための町づくりの視点として、次の5点を設定する。

- 町域にとらわれない町づくり
- 國際的視点にたった港湾整備と産業育成
- 水と緑と文化の再生
- リゾート・レクリエーションスペース整備
- 住民活動活性化のための拠点づくり

1. 町域にとらわれない町づくり

港湾整備、工業開発、観光開発、住宅地整備などを進めて行く上で、町域にとらわれることなく、岩宇地域、あるいは、後志全体を考えた中で、町づくりを進めていく。現在、都市計画エリアとしても、本町と共和町との一部が一体となった地域指定を行っており、広域的に将来の土地利用のあり方また開発計画を検討し、岩宇・南後志沿岸地域の中核拠点都市としての整備を進めていく。

2. 國際的視点にたった港湾整備と産業育成

港湾整備に伴って本町の流通機能は飛躍的に強化され、本州のみならず北方圏との交流促進の基礎が着々と整備されている。

この立地優位性を最大限に生かし、保税上屋の活用、大型フェリーの就航の実現、さらに将来的には重要港湾の指定、開港の実現を図る。

また、港湾整備に伴い、その後背地は工業誘導地域として開発し、企業誘致等新しい産業の振興を図り、町民の経済基盤の確立を目指す。

3. 水と緑と文化の再生

町の中に清らかな水が流れ、魚や鳥が遊び、本町が育ててきた歴史と文化が「岩内の香り」をかもしだす町とするために、川の再生と緑の保全及び文化資源の再発掘に努め、町民が日常的に享受できる空間としていくための「文化の道」、「緑の道」を整備していく。

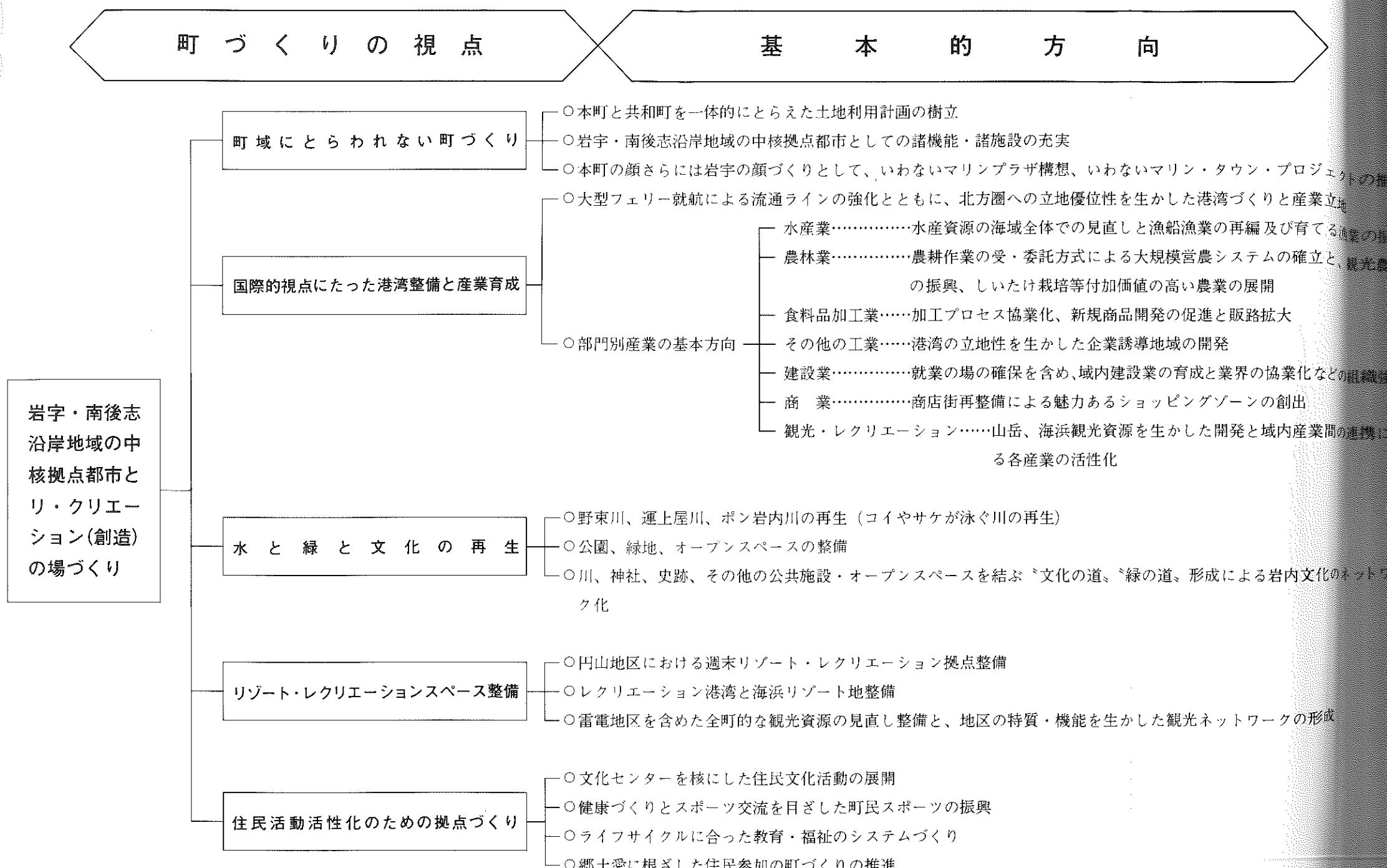
4. リゾート・レクリエーションスペース整備

海と山の良好な自然特質を生かし、ウインターリゾート、サマーリゾート地としての整備を推進して、年間を通じた交流の場の創設を図る。

5. 住民活動活性化のための拠点づくり

町民が健康で文化的な生活を営み、安心して住める町をつくるため、スポーツや教育、福祉施策の充実を図るとともに、町づくりの原点である住民活動が活発に展開されるよう、施設・制度面での体制を整えていく。

町づくりの視点と基本的方向



第2章 土地利用構想

「岩宇・南後志沿岸地域の中核拠点都市とり・クリエーション（創造）の場づくり」のための土地利用構想では、市街地整備と就業の場としての産業開発とレクリエーションスペースの整備が最も重要な問題となる。

これらの骨格となるのは道路体系であるが、長期的には国道229号と臨港バイパス道路を東西軸の幹線とし、都市計画道路で構成される外周道路および主要道道岩内小沢線、主要道道岩内洞爺線を受け止めていく。

ただし、中期的には、国道229号と八幡通りがその機能を果たしていくものとする。

産業開発では、今後は特に港湾整備に伴う工業開発が重要である。工場の新規立地の場は港湾後背地に求め、積極的な企業誘致・工業育成施策を構ずる。

また、現在の市街地内部の住・商・工混在地区の工場移転を同地区に囲り、合わせて市街地の用途の純化を進めていく。

一方、市街地は商業・業務地区と行政・文化地区および住宅地区により構成される。商業・業務地区は通過交通を緩和し、ショッピング街・ビジネス街として魅力ある空間づくりを行い、活性化を図る。

行政・文化地区は庁舎その他の公共施設をはじめ寺社やオープンスペースが集積しているところで、都市計画道路八幡通りを中心に東西に広がっている。公的な施設が多いだけに空間整備も行いやすく、本町の文化の拠点地区としての整備を推進する。

住宅地区は、今後宅地需要の増大が予想されるため、町内では外周道路まで宅地を拡大する。さらに隣接する共和町においても、主要道道岩内小沢線と国道229号にはさまれた地域に宅地を確保し、土地区画整理事業等によって計画的な市街化を進めていく。

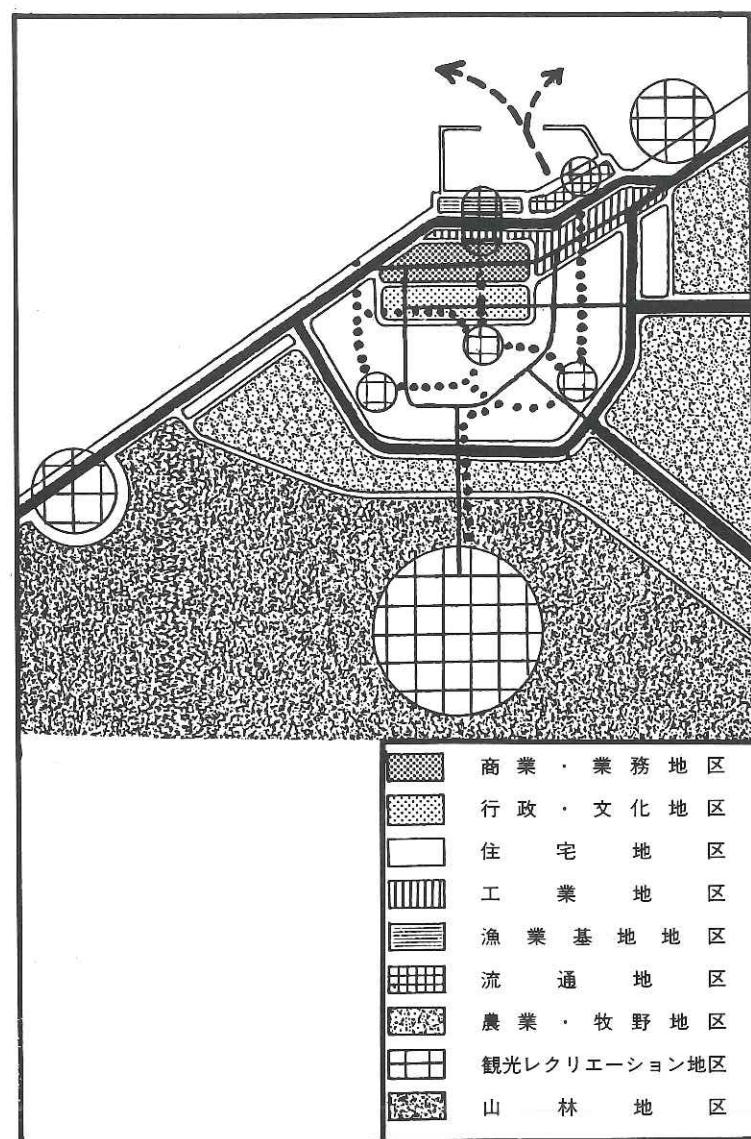
レクリエーションスペース整備としては、円山、雷電、共和町の海浜地の3地区がその拠点となる。特に円山地区ではスキー場の整備、宿泊施設の充実など、年間を通じてリゾート・レクリエーションエリアとして利用できる環境づくりを重点的に進めていく。また市街地内では、住民のレクリエーションの場

第3章 主要指標

として、岩内神社、運動公園のほか、いわないマリンプラザ、港湾を整備し、これらを結ぶグリーンネットワークを形成する。

本町は海と市街地と丘陵部を有しており、この利点を生かし、職・住・レクリエーション機能を日常生活空間の広がりのなかに体系的に組み込み、潤いと活気のある街づくりを行っていくものとする。

図-30 土地利用構想図



本町の人口は、国勢調査によると、昭和50年には25,823人と過去最高を示したが、55年には22,373人、60年には20,892人となり、過去10年間で4,931人の大幅な減少を示している。

一方住民基本台帳の登録人口は昭和41年の28,635人が最高で、国勢調査と同期の60年9月30日現在で21,386人と、国勢調査より約494人多くなっている。

昭和35年から60年までのこれらの人口をトレンドし、平成10年の人口を推計すると、国勢調査人口では19,848人、住民基本台帳人口では18,622人となる。

しかし、本町では、港湾整備とこれに伴うフェリー就航、後背地の工業開発、岩内岳山ろく円山周辺開発、商店街再開発などの計画を積極的に推進することを前提として、各産業別就業人口を個別に推計し、それを積み上げて将来人口を設定した。これに基づき、計画の目標年次である平成10年の総人口を26,000人と想定した。

また、漁業及び農業生産額、工業出荷額、商業販売額は過去の実績あるいは今後の計画推進等を勘案し、想定した。

図-31 総人口の将来値

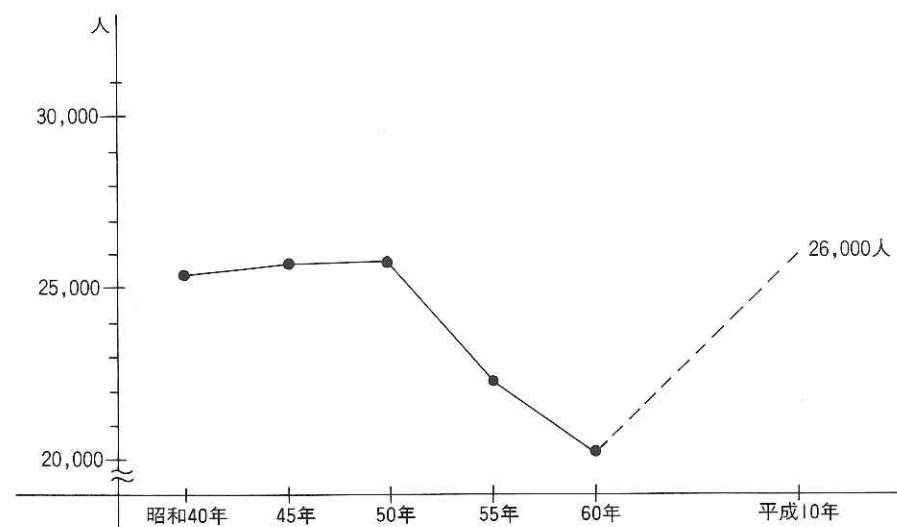


図-32 産業別就業人口将来値

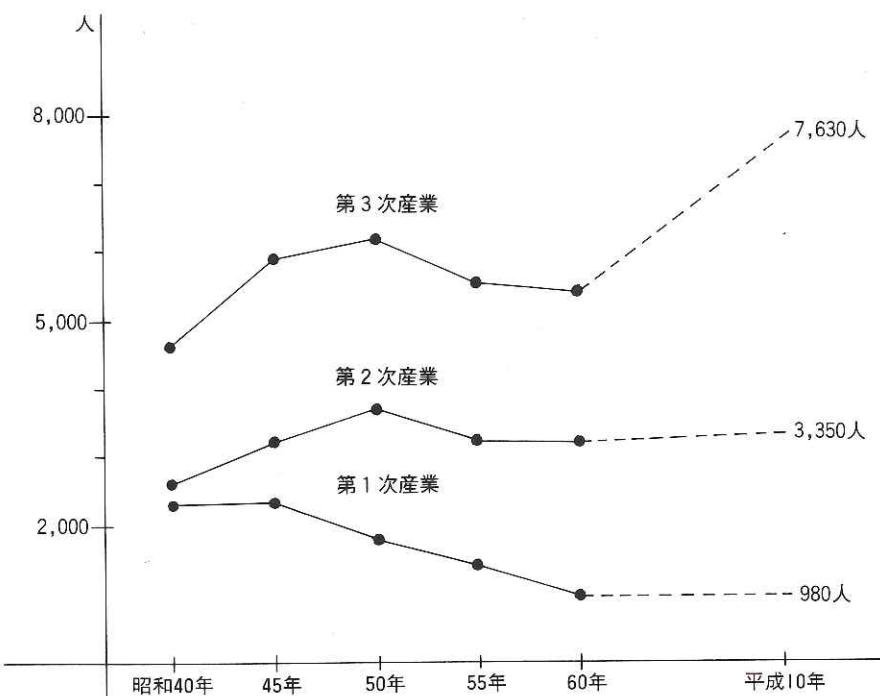


表-8 目標人口・世帯数

区分	年次		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成10年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総人口	25,823	100	22,373	100	20,892	100	26,000	100	26,000	100
年齢3区 分別人口	年少人口 (0~14歳)	6,575	25.5	5,248	23.5	4,294	20.6	4,600	17.7	
	生産年齢人口 (15~64歳)	17,082	66.1	14,794	66.1	14,104	67.5	17,810	68.5	
	老人人口 (65歳以上)	2,166	8.4	2,331	10.4	2,494	11.9	3,590	13.8	
世帯数 (平均世帯人員)	7,219		7,254		7,232		9,290			
	(3.58)		(3.08)		(2.89)		(2.80)			

(国勢調査)

表-9 就業構造

区分	年次		昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成10年	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
就業者総数	11,739	100	10,079	100	9,584	100	11,960	100	11,960	100
産業3区 分別就業 者数	第1次産業	1,840	15.7	1,362	13.5	984	10.3	980	8.2	
	第2次産業	3,722	31.7	3,201	31.8	3,161	33.0	3,350	28.0	
	第3次産業	6,177	52.6	5,516	54.7	5,439	56.7	7,630	63.8	

(国勢調査)

表-10 生産額及び出荷額

単位：百万円

区分	年次	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成10年
漁業生産額	2,046	4,272	3,248	3,637	
農業生産額	409	492	504	613	
製造品出荷額	15,141	23,232	20,095	29,038	
商業販売額	23,958 (51年)	38,469 (57年)	36,942	65,085	

(農林水産統計・漢湾統計 岩内の水産・商業統計)

平成10年の数値は昭和60年を基準とした数値

第4章 施策の基本的方向

第1節 土地利用と環境保全

1. 土地利用計画

将来の地域発展の器づくりとして、共和町と一体となった秩序ある計画的な土地利用と都市施設の充実を図る。

商業地では、商業・業務機能の向上と、用途の純化を図るとともにマリンプラザから港湾にかけての再開発整備による核づくり・顔づくりを行う。

工業地では、新規工場用地を港湾後背地に求め、積極的な企業誘致と市街地内工場の移転を図る。

住宅地では、今後増大する宅地需要を現市街地外周部に求め、開発行為等により計画的な誘導を推進するとともに災害復旧公営住宅用地は、建て替えなどにより周辺地域と一体となった整備を図る。

臨港地区では、港湾整備を推進し、商業・流通機能の充実を図り、本町の海の玄関口として整備を進める。

レクリエーション地区では、円山、雷電、共和町海浜地を拠点地区として整備するとともに、市街地内のレクリエーションスポットの整備を図る。

海浜・海岸部と山間部は、本町の背景となる貴重な自然環境であり、その保全を図るとともに、河川なども含めて日常生活への積極的な活用を促進する。

2. 都市計画区域と用途地域

今後の市街化動向を勘案し、土地利用計画に基づき、住宅地域や工業地域の新規指定、または拡大など用途地域の見直しを行う。

また、港湾整備との整合性を図り、共和町と一体となった用途・臨港地区の指定を行う。

3. 治山・治水・海岸保全

地すべり危険地帯や河川のはんらんか所および海岸浸食状況などを再点検し、事前の保護策を行うとともに、その施工に際しては景観上の工夫や利用上の工夫も取り入れていく。また、森林の保全整備を進め、それのもつ公益的機能を活用する。

第2節 安全で快適な住みよい町づくり

1. 道路網の整備

市街地の発展動向に沿った道路体系を明確化し、機能と豊かさ・楽しさをもった道路空間として整備する。

広域幹線として国道229号、主要道道岩内小沢線、主要道道岩内洞爺線の3路線を位置づけ、広域交通に対応するための整備を図る。

国道229号沿いの市街地は、商店街通りとして楽しく潤いのあるショッピングプロムナードとして空間の整備を図る。なお、長期的には、市街地内の国道229号の機能は臨港バイパスに代替をさせる。

域内幹線道路として、都市計画道路旧波止場通り、公園通り、浜中大通りを軸にした市街地環状道路を形成する。なお、長期的には市街地の拡大に合わせ、市街地外周部に外周道路を形成していく。

また八幡通りは、行政・文化地区を構成する道路として位置づけ整備を進める。

一方、市街地内を流れる河川や緑の空間を活用し、さらにこれと公共施設、文化施設、観光資源をネットワークで結び、これを「文化の道」「緑の道」として位置づけるとともに、歩行者や自転車の幹線軸として、整備を進めいく。

2. 交通・通信網の整備

将来の産業発展や広域化する住民生活に対応するため、交通・通信網の果たす役割は大きい。

バス輸送は、域内の利用不便解消と円山地区の観光レクリエーション開発に合わせた路線の整備拡充を推進するとともに、広域観光バスルートの確立を図る。

貨物輸送は、今後港湾整備やフェリーの就航さらに港湾後背地の開発によって予測される大量貨物輸送の流通体系の確立と、市街地内の交通緩和を図るため、貨物輸送道路網の整備を図る。

港湾は、計画に沿った整備を進め、これを基盤として大型貨物船、あるいは大型フェリー就航等の実現を図り、後志地区、道央地区と本州主要都市を結ぶ日本海流通拠点港として整備を進めていく。また、保税上屋の利用を促進するとともに重要港湾への格上、開港の実現を目指す。あわせていわないマリン・タウン・プロジェクトの計画的な実現を促進する。

また、将来的な高速交通体系の確立にあたっては、高速道路の建設促進とともに、コミューター航空システムの検討を進める。

高度情報化社会に対応する通信網の整備を進める。

3. 交通対策の充実

除雪体制の強化を図るとともに、交通事故のない環境づくり、運転者・歩行者ぐるみによる交通安全意識の高揚を促進する。

4. 居住環境の整備

住民の日常的な生活環境を衛生的で潤いのあるものにしていくための整備を行う。

上水道は、市街化動向と合わせた区域の拡大を図るとともに、給水普及率を高め事業の安定化を図る。また、衛生環境の向上と河川の再生を図るため公共下水道の建設着手を検討する。

jin芥処理は、住民のリサイクル運動などによる省ごみ運動を推進するとともに、町ぐるみで環境美化対策を図る。

公園・緑地は、オープンスペースの有機的連携を図るため、緑のマスター プランを策定する。また、いわないマリンプラザ構想に基づき、観光・生活の複合拠点を中心として緑空間を創出する。

住宅は、公営住宅（特に災害復旧公営住宅）の再整備を図るとともに、今後の新規需要に対して開発行為などにより計画的な住宅地を形成する。

5. 安全な生活環境整備

本町の歴史的大災害の多くは、大火災、洪水、海難事故であり、こうした火災及び自然災害や、また、新しくは原子力発電所立地に伴なう防災に対し、

常にその防止の対策と、体制を保持しておくことが、町民の生命や財産を保護し、安全な暮らしを守る上で是非必要である。

このため、住民の日常的防災意識の高揚、消防・救急体制の強化はもとより、泊発電所周辺地域原子力防災計画、岩内町地域防災計画の必要な見直しを行い、災害の未然防止をはじめ、災害応急対策、復旧計画に至る総合的な防災体制、体系づくりを進め災害に強い防災都市の建設を進めていく。

公害は、公害発生源の自主的規制を促すとともに、法律や指導による規制体制を強化する。また、泊発電所に対する監視体制も含め、道及び周辺町村との協調のもとに調査研究・測定体制を整える。

第3節 健康で明るく暮らしやすい町づくり

1. 健康の保持・増進

町民生活にとって健康は基本的な条件である。町民が生涯にわたって健康な生活を送るためにには、健康の保持・増進から疾病の予防・治療、リハビリテーションまで一貫した健康管理体制を確立することが必要である。

このため、健康相談や検診体制を体系的に充実し、疾病予防の対策強化を図るとともに、健康増進センター等の設置、相談指導体制の拡充、地域ぐるみの健康づくり運動などを進め、健康の保持と増進のための施策を推進する。

また医療については、本町の医療需要を十分考慮し、町内医療機関の機能強化と核となる病院の育成に努めるとともに、初期医療から専門・高度医療まで体系的整備を促進する。また急務となっている夜間等救急医療は、関係機関・団体の協力を得て早期に体制確立を図る。

さらに、国民健康保険は、財政の健全化を図り、事業内容の充実を図る。

2. 社会福祉の充実

地域福祉は、地域ではぐくまれる福祉を目指し、地域に密着した福祉活動が地域住民との協力のもとに進められるよう、地域福祉推進体制の整備を図る。また各分野における施策の有機的結合を検討し、福祉サービスの効果的な推進に努める。

老人福祉は、本格的な高令化社会に対応すべく健康管理対策の強化、社会参加の促進を図るとともに、寝たきり老人やひとり暮らし老人などが地域のなかで自立して生活できるよう住宅福祉サービスを拡充する。

児童福祉は、保育需要の多様化に対処した保育対策を進めるとともに、老朽化した保育所の統廃合を含めた中で保育環境の整備を推進する。また、児童が家庭や地域で健全に育成されるよう施策の強化を図る。

母子・父子家庭に対しては、その実態を的確に把握し、生活の安定と自立助長のための施策を進める。

障害者（児）に対しては、障害の発生予防と早期発見・治療に努めるとと

もに、一般町民と同様に安定した社会生活が営めるよう、社会保障制度の充実のほか、障害のできる限りの軽減、更生援護施設の整備促進、在宅福祉サービスの拡充などを進め、その社会復帰を促進する。

また、低所得者などに対しては、各種援護制度の充実とその活用を促進するとともに、経済的自立と自立意欲を助長するための施策を推進していく。

年金制度については、老後生活の安定を図るために、国民年金被保険者の受給権確保に努める。

3. 消費生活の安定

消費者教育を推進し、健全な消費生活慣行の形成を図るとともに消費者相談や消費生活に関する情報の提供などを行い、賢い消費者づくりと消費者の保護に努める。

第4節 豊かな人間性と文化をはぐくむ町づくり

1. 学校教育の充実

学校教育は、生涯教育のなかで系統的、組織的な教育の場として基本的かつ最も重要な役割を果たすものである。

このため、幼児教育については、関係する各種教育との連携を重視しながら、幼稚園教育の振興を図る。

小・中学校の義務教育は、生涯にわたる学習の基礎を培う場として、また人間形成の重要な場として位置づけ、基礎学力の向上と体力の増強、個性と創造力を伸ばし、豊かな人間性の育成を目指して教育環境の整備・教育内容の向上を図る。

また、特殊教育は、心身の障害の程度に応じた適切な教育内容によりその充実を図る。

高等学校教育及び高等教育は、広く高等教育が受けられるよう教育施設の整備・充実と教育環境の改善に努めるとともに、高等教育機関の町内誘致を推進する。

また、道立岩内技術専門学院の時代のニーズに適応した科目の新設等、充実を促進する。

2. 社会教育の充実

生涯学習の推進のため、町民の多様化・高度化した学習欲求に対応する社会教育のシステムを整備し、幅広い学習活動の機会と場を提供するとともに、その内容を充実する。

また、町民の自主的な教育・文化活動を推進するため、文化センター・美術館・青少年科学館等の施設の整備、ネットワーク化など、活動のための諸条件の整備を図る。

さらに、学校教育と家庭教育との相互連携・補完を図り、総合的な社会教育の振興に努める。特に家庭教育、青少年対策は、本町の次代を担う青少年が心身ともに健全に育成されるよう諸施策を強化する。

3. スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ・レクリエーション活動は、より多くの町民の参加によって活動の輪が個人から地域へと広がり、コミュニティスポーツ活動として日常化されるよう、スポーツセンター建設等施設整備や指導体制の一層の充実を図る。

第5節 町民生活を豊かにする産業

1. 漁業振興計画

全道・全国的規模で漁業資源の見直しを行うとともに漁業生産計画の根本的な見直しのうえにたって、漁船漁業の計画的な再編、栽培漁業の拡大、漁業後継者の育成、漁業経営に対する金融対策の充実、水産技術の開発などを促進し、安定的な漁業経営体制の確立を目指す。

2. 農業振興計画

ほ場整備などによる生産基盤整備事業を進めるとともに、農協や核農家による受・委託方式により大規模営農形態を確立する。

さらに今後の市街化動向と合わせ、調和のとれた農業振興が図られるよう、農業地域の見直しを検討する。

また、農家の通年操業体制づくりに重点をおき、畜産や換金性の高い園芸・花き・しいたけ栽培等付加価値の高い農業の展開を図るとともに、農業生産物と観光・レクリエーションとの連携を積極的に促進する。

3. 工業振興計画

食料品加工業を主体とした工業の振興を図るとともに、港湾整備にあわせて、新規企業の立地を誘導し、経済基盤の強化に努める。

工業の中心となる水産加工業は、地域集約化、協業化、加工品目の開発などを進め、安定的な周年操業を確立するとともに、外国産原魚の直接輸入を促進する。

また、周辺地域の農産物を活用した農産加工業の取り組みを積極的に推進する。

そのほか、地場産品のピーアールによる市場拡大や中小企業に対する金融対策を積極的に進める。

4. 商業振興計画

岩字ブロック経済圏における商業活動の中心都市として、豊かで魅力ある商店、楽しめるショッピングゾーンの形成を実現する。

また、組織活動を強化するとともに企業及び流通機構の合理化、近代化を促進する。

5. 観光・レクリエーション振興計画

本町の観光・レクリエーションは、北海道の代表的リゾート地であるニセコ観光圏の中に位置付けられ、この中で唯一、海浜観光資源を有している。こうした山岳、海浜資源を生かし、四季おりおり楽しむことのできる、観光レクリエーション開発を推進するとともに域内経済間の関連を強め各産業の活性化を図っていく。

また心と心がふれあうリゾート・レクリエーションエリアとして、貴重な自然環境の保全とともに交通網を整備し、広域観光ルートの形成と相互補完関係を形成していく。

域内においては、雷電・円山・市街地をゾーンとして位置づけ特に円山地区では通年型のリゾート地としての積極的整備を図る。また域内の埋もれている資源の再掘をはじめ、地場産業との積極的な連携を促進する。

第6節 望ましい行財政の推進

1. 行政の効率化・近代化

多様化する行政需要にこたえつつ町づくりを推進していくためには、行政のいっそうの効率化・近代化が不可欠である。このため、職員個々が自覚を高め積極的に自己啓発を重ねるとともに、適切な人事管理施策を通して能力の開発に努める。さらに組織の改革とその弾力的運用によって行政力の充実を図り、効率的な行政運営と住民福祉の増進を実現する。また、施策の決定・実施を合理的に支えるものとして、情報管理を確立し、その高度化を図っていく。

2. 計画推進体制の確立

本長期計画を推進していくためには、単に行政を近代化するだけでなく、郷土愛に根ざした地域住民、組織・団体等の地域運営への参加が必要である。

したがって広報・広聴機能をいっそう充実させ住民の建設的な意見を吸収するとともに、各種組織・団体との連携を確立しなければならない。また近年の生活圏・経済圏の拡大に対応して、近隣町村との連携を深めるなかで事業を効率的に遂行し、地域住民の福祉水準の向上を図るとともに圏域全体の発展を促進する。

3. 財政の合理的運営

本計画の実現には多額の財源が必要となることから、行政の近代化による経費の節減・合理化、負担の適正配分、財政資金の効果的配分などを通じて合理的財政運営を進め、基盤整備財源を確保する。

さらに健全財政を基調としながらも、長期・計画的な財政運営のもと、地域基盤の充実と、住民福祉の向上を促進する。

第 3 編

基 本 計 画

第1章 土地利用と環境保全

第1節 土地利用計画

(現況と課題)

本町の面積は7,156 haで、そのうち森林が66.4%を占めており、農地は6.1%、宅地は3.4%を占めるにすぎない。本町の土地利用形態は、「臨港地」「工業地」「商業地」「住宅地」「農地」「レクリエーション地」「林地」の7つの分類で整理することができる。

① 臨港地

漁港を中心とする地域であり、漁業基地としての性格を有している。さらに、港湾整備によって物流基地としての性格も付与されてくる。

しかし、旧鉄道敷地や造船所（和船）などにより、市街地との連続性や一体性が阻害され、それが町民と海との関係を弱めている。

② 工業地

工業地は歴史的背景によって発達してきた中小水産加工場が住居と混在して形成されている。住居系にはり出している工業地は、用途変更、純化が望まれる。

③ 商業地

国道229号沿線に形成されている商業・サービス業の地域で、国道で二分され商店街としてのまとまりに欠ける。また消費者の自動車利用と活動の広域化に伴い、徐々に域内購買力が流出する傾向にある。

④ 住宅地

昭和29年の大火後に土地区画整理事業が実施され道路区画の整然とした住宅地が形成されている。

しかし、市街地の東部・西部においては、水産加工場を中心とした工業系と住宅系の用途が混在し、日常生活面での問題を生じ始めている。さらに災害復旧住宅等の公営住宅の一部については、一層の再整備が必要となつて

る。

また、近年の住宅地拡大の動向は、共和町方面へのスプロール化として進んでいる。

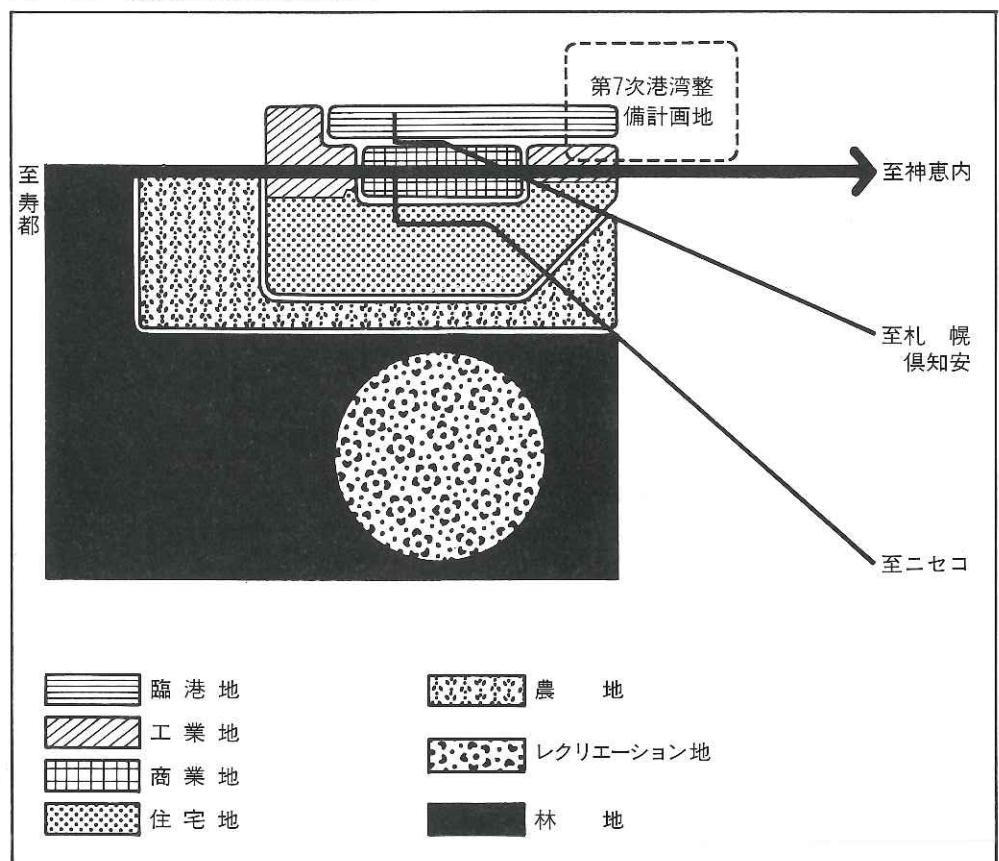
表-11 土地利用面積（昭和63年1月1日）

(概数) 単位: ha、%

区分	田	畠	森林	原野	河川	道路	宅地	その他	合計
面積	163	273	4,752	920	12	185	245	606	7,156
(構成比)	(2.3)	(3.8)	(66.4)	(12.9)	(0.2)	(2.6)	(3.4)	(8.4)	(100.0)

(固定資産概要調書、他)

図-33 現況土地利用概念図



⑤ 農地

住宅地の外周部に農地が形成されており、水田、畠、牧草地等に利用されている。しかし、西側の敷島内地区は耕地条件が悪く、基盤整備も遅れている。

⑥ レクリエーション地

円山を中心とする地域であり、ニセコいわない国際スキー場、国民年金保養センターいわない、岩内町いこいの家やリゾートホテル等を中心として、温泉保養地、ウインターリゾート地として利用客が増えている。

現在、岩内岳山ろく円山地区開発構想が策定されており、この構想を軸として、積極的に通年観光・レクリエーション開発が進められようとしている。

また、町の西端の海岸部には雷電温泉が形成され、海岸の景観美と合わせて温泉保養客の利用に供している。

⑦ 林地

1,000m 以上の岩内岳・目国内岳・雷電山等からなり、国土保全・水源かん養・保健休養等の機能を有している地域である。円山周辺以外は傾斜もきつく、大規模な面的開発には適していない。

以上、分類別に土地利用の状況をとらえてみたが、視点を変え、本町の都市構造も含めた全体的な土地利用の現況と課題を総括すると次のように要約できる。

- 海・市街地・丘陵・山岳等の多様な要素を日常生活圏の広がりのなかに有している。
- 東西軸の幹線は強いが、南北軸の骨格体系が弱い。
- 土地利用の混在が特に住宅系と工業系との間にみられ、問題を生じている。
- 町の核になるスペースが形成されていない。
- 住宅地のスプロール化や港湾整備に伴い、本町と共和町（特に西部地区）が一体となった土地利用対策を考える必要が生じている。
- 現在の市街化動向や今後の地域振興を考えた場合、現用途の見直しを含む計画的な市街地拡大策を講ずる必要がある。

- 市街地内の河川が排水路としても利用されているため、都市の魅力要因として生かされていない。

(基本方向)

1. 将来の市街地発展動向を勘案し、今後とも共和町と一体となって秩序ある計画的な土地利用を実現するとともに、都市施設の充実を図る。
2. 用途の混在が著しい準工業地域や商業地域での土地利用の純化を図る。
3. 新規市街地の拡大や、公営住宅の更新による計画的な住宅地の整備を図る。
4. 岩内港港湾整備計画と合わせて、後背地については計画的な工業地の整備を図る。
5. 商業地域活性化と合わせた都市核の再整備を図る。
6. 円山周辺のリゾート・レクリエーションエリアの整備を図る。

(主要施策)

1. 商業地の整備

- ① にぎわいと『岩内らしさ』を創出するために、交通の利便性向上や道路・公園等の環境整備を進める。またいわないマリンプラザ構想の推進により現在の旧駅前広場から臨港地区までを一体として整備し、本町の新しい核とし、にぎわいと、ゆとりと、うるおいを創出する場とする。
- ② 市街地の発展にあわせて、各住区の既存商業施設の集積している地区において、近隣商業地区を育成する。

2. 工業地の整備

- ① 既存工業地の線路敷以北は、工業港区に隣接しているとともに、新港後背地の工業誘導、開発計画地に連たんしている地域である。このため、今後とも工業的な土地利用を主体とする地域に誘導して行く。
- ② 旧線路敷以南の大浜地区や大和、御崎地区の準工業地域は、各種用途が混在しており単一的な土地利用を定めることは困難なことから、今後の土

地利用動向を把握しながら将来的に検討していく。

- ③ 新規の工業地を町内に確保するのは難しいため、新港後背地を工業専用、工業地域として積極的に整備し企業誘致と町内の工場移転も促進して行く。

3. 住宅地の整備

- ① 清住、相生地区は、水産加工場等の各種工場の移転を図り、住宅地としての純化を図る。
- ② 相生、宮園・東山南部地区は、開発行為等の手法を導入して秩序ある整備を推進する。
- ③ 市街地周辺部に位置する災害復旧公営住宅は、個々に対応した建て替え、住宅改善等により周辺地域と一体となった整備を推進する。
- ④ 新規住宅地は段階的に整備していくものとし、第1段階として野東地区の道道野東清住線周辺、第2段階として同地区の墓園周辺を整備推進する。第3段階としては宮園地区の運上屋川周辺を考えるべきであるが、同地区は農用地区域であるとともに、農業投資が行なわれており、当面は市街化を抑制して行く。

- ⑤ 共和町との調整により、同町の東山地区に隣接した高台や、主要道道岩内小沢線沿いの地区については、今後とも市街地発展動向と合わせて、本町の市街地と一体となった住宅地として規制、誘導を図って行く。

4. 臨港地区の整備

(1) 漁港区

- ① 長期的には、万代地区の造船所等は、工業港区への移転も考えた中で、いわないマリンプラザ構想と一体となった整備を推進する。
- ② 御崎、大和地区及び万代地区の一部の漁港区の漁船停泊地、岸壁等は、漁港としての整備を推進する。

(2) 商港区

- ① 新港の港湾整備を推進するとともに、既存の商港区の有効利用を図る。
- ② 大型フェリーの就航の実現を積極的に推進し、就航後は、観光、レクリエーション需要の増大が予想されるため、レクリエーション港湾機能

の整備もあわせて推進する。

(3) 工業港区

- ① 新港の港湾整備を推進するとともに、既存の工業港区の基盤整備を推進し、既存工場の移転及び新規企業の誘致を進め、積極的に工業団地化を図る。

5. その他の地区

(1) 行政、文化地区

- ① 総合庁舎を含む都心商業地区に隣接する高台地区は、各種行政施設や文化施設、寺院等が集積し、樹林やオープンスペースも比較的豊かである。このため、本町が中核都市としての機能を担ううえで重要な各種行政・文化施設の集積を図るとともに、快適な空間の創造を図る。

(2) レクリエーション地区

- ① レクリエーション拠点としては、円山・雷電地区及び共和町の海浜地があげられる。円山周辺は、今後はスキー、温泉を中心に通年型のリゾート・レクリエーションゾーンとしての整備を積極的に進める。

雷電地区及び共和町の海浜地については、特に景観等の環境保全に努める。

- ② 市街地内の岩内神社を中心とする宮園地区一帯も町民のレクリエーションゾーンとして位置づけ、樹林や自然環境の保全を図り、各種レクリエーション施設の整備を図る。

- ③ 岩内運動公園の施設整備を促進し、スポーツ、レクリエーション施設として積極的活用を図る。

(3) 自然環境保全と再生ゾーン

- ① 町域の70%近くを占める山林の一部と海岸沿岸部は“ニセコ積丹小樽海岸国定公園”に含まれており、基本的には自然環境保全対策を積極的に進める。

- ② 運上屋川や野東川等の市街地内を流れる河川沿岸や、寺社等の境内林やオープンスペースの緑など、“水と緑”的積極的再生対策を図る。

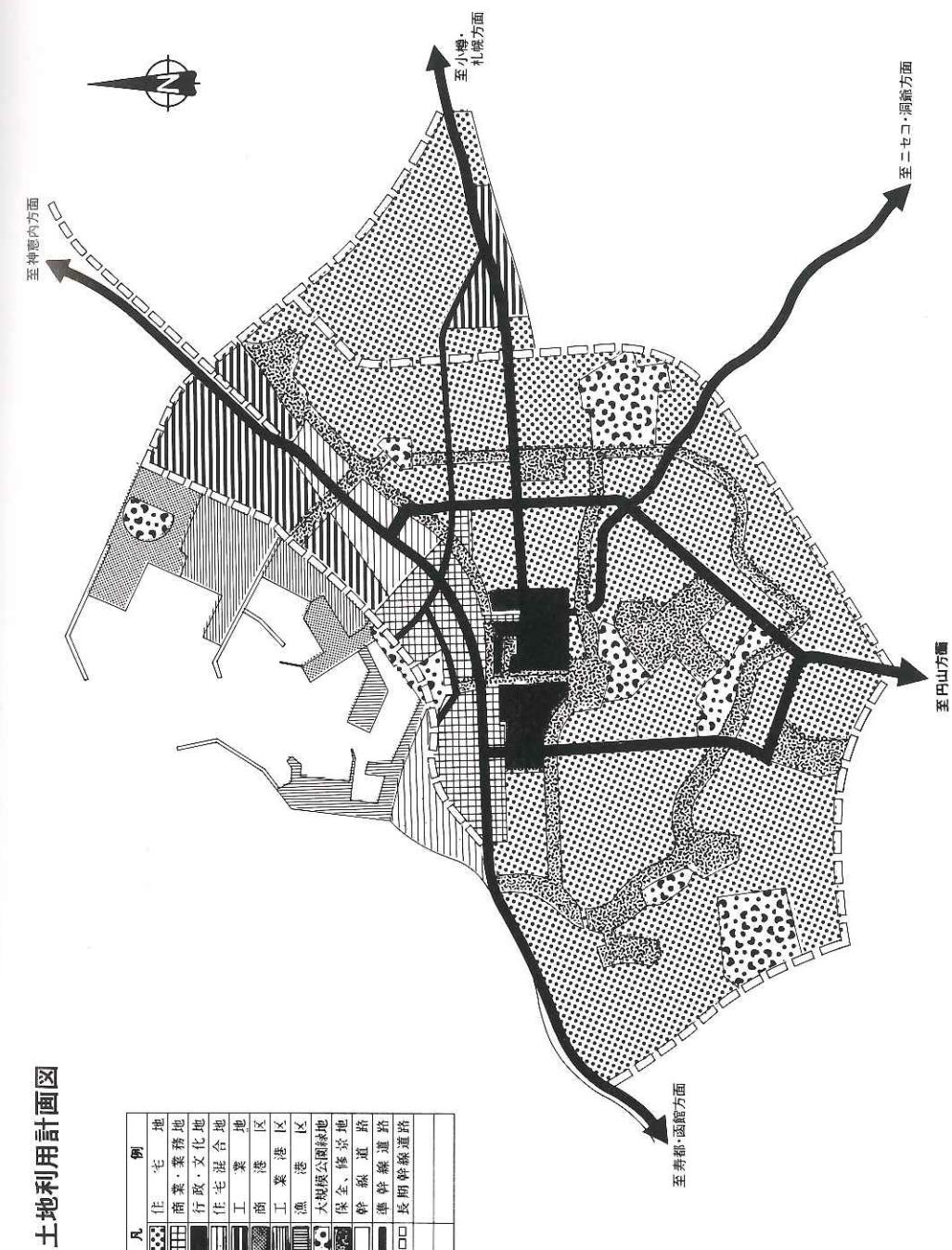


図-34 土地利用計画図

第2節 都市計画と用途地域

(現況と課題)

本町は昭和29年9月の大火災によって市街地の約 $\frac{2}{3}$ を消失したことから、同年11月に火災復興土地区画整理事業を施行し、都市計画による町づくりに着手した。

昭和40年に臨港地区、49年に用途地域の指定を行い、居住環境の整備を図ってきた。近年では行政区域を越えて共和町西部地区に新市街地が形成され、共和町と一体となった都市計画を行う必要性が生じたため、昭和56年7月に共和町西部地区を含めて岩内都市計画区域を変更した。

用途地域は603haに及び、住居系地域413ha(68.5%)、商業系地域38ha(6.3%)、工業系地域152ha(25.2%)となっている。しかし、自然発的に発達した商業地、工業地、住宅地で各種用途が混在しており、近年は行政区域を超えて共和町西部地区にスプロール化が進行している。

今後は市街化動向を勘案し、市街地周辺における農業政策との調整を図り、調和のとれた土地利用を行うよう十分な検討を進めることが必要である。

また臨港地区は、当初昭和40年10月に12.3haが指定され、その後、45年、50年、54年と港湾の整備に伴い変更され現在に至っている。その間に臨港地区的分区条例も設定し、港の機能増進と円滑なる管理運営を図ってきたが、今後の港湾整備により大規模な拡大が予想されるため、後背地の共和町での土地利用を含め、両町一体となった地区指定を行うよう協議を進める必要がある。

表-12 岩内都市計画の経緯

年号	内容
大正8年4月	都市計画法公布
昭和9年2月	都市計画法適用・都市計画区域決定
29年11月	都市計画土地区画整理事業開始、都市計画道路の決定
30年4月	岩内町・島野村合併
〃	準防火地域決定
31年2月	都市計画公園の決定
32年4月	都市計画区域変更
33年3月	都市計画土地区画整理事業完了
40年10月	臨港地区決定
41年3月	臨港地区分区条例制定
44年5月	都市計画区域変更
45年7月	臨港地区変更
46年8月	都市計画基礎調査実施(BD調査)
49年7月	都市計画区域変更
〃	岩内運動公園計画決定
〃 10月	準防火地域変更
〃	用途地域決定
50年2月	臨港地区変更
53年4月	都市計画税賦課
54年1月	臨港地区変更
〃	用途地域変更
〃	準防火地域変更
〃 4月	岩内町都市公園条例制定
〃 7月	岩内都市計画市場決定
〃 8月	都市計画基礎調査実施(B調査)
55年8月	南地区土地区画整理事業調査実施(A調査)
56年3月	地方都市整備基本計画策定
〃 7月	都市計画区域変更(岩内町、共和町西部)
〃 8月	南地区土地区画整理事業調査実施(B調査)
〃 9月	都市計画2.2.16相生公園追加
57年5月	用途地域変更(岩内町、共和町西部)
〃	準防火地域変更
〃 11月	岩内運動公園陸上競技場2種公認
59年3月	都市計画2.2.17風っ子公園追加
61年3月	都市計画道路変更
62年2月	都市計画道路変更
〃 11月	都市計画3.2.2 いわないマリンパーク追加
63年2月	都市計画岩内運動公園計画変更

(岩内町住宅都市課調)

表—13 岩内都市計画区域 (昭和63年)

区分	都市計画区域面積	構成比
岩内町	2,568.0 (ha)	77.6 (%)
共和町	740.1	22.4
計	3,308.1	100.0

(岩内町住宅都市課調)

表—14 用途地域 (昭和63年)

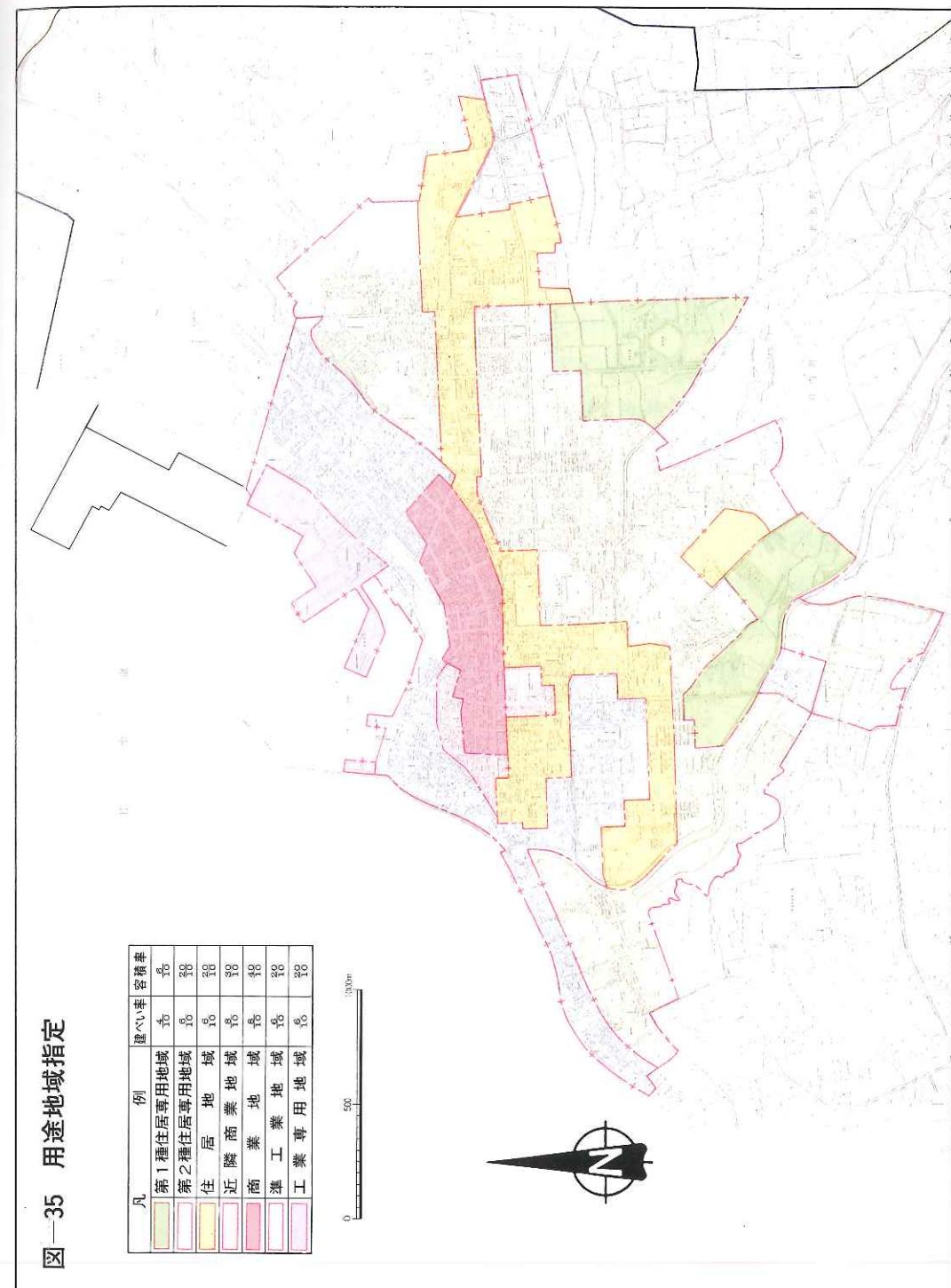
種類	面積	内訳		建ぺい率	容積率
		岩内町	共和町		
第1種住居専用地域	約 ha 60	約 ha 60	約 ha	$\frac{4}{10}$	$\frac{6}{10}$
第2種住居専用地域	246	223	23	$\frac{6}{10}$	$\frac{20}{10}$
住居地域	107	74	33	$\frac{6}{10}$	$\frac{20}{10}$
近隣商業地域	10	10		$\frac{8}{10}$	$\frac{30}{10}$
商業地域	28	28		$\frac{8}{10}$	$\frac{40}{10}$
準工業地域	133	120	13	$\frac{6}{10}$	$\frac{20}{10}$
工業専用地域	19	19		$\frac{6}{10}$	$\frac{20}{10}$
計	603	534	69		

(岩内町住宅都市課調)

表—15 臨港地区 (昭和63年)

区分	面積
漁港区	9.8 (ha)
商港区	7.3
工業港区	8.8
計	25.9

(岩内町住宅都市課調)



(基本方向)

1. 今後の市街地発展動向を勘案した用途地域の変更を行う。
2. 港湾整備と整合性を図り、新たな埋立地を地区指定し、共和町と一体となった臨港地区の設定を図る。

(主要施策)

1. 用途地域の変更

都市計画基礎調査と計画指標の見直しを計画しているが将来本町と共和町西部地区における市街地人口は増加するものと想定される。このため市街地人口を適正に収容するための用途地域を変更し、両町一体となった秩序ある計画的な土地利用を図る。

(1) 住宅地

- ① 清住・相生地区の水産加工場は臨港地区に移転を促進し、住宅地域として純化を図る。
- ② 墓地公園を中心とした野東川周辺は良好な自然環境を生かした田園的な住宅地として位置づける。
- ③ 共和町西部地区は、港湾及び後背地開発が進むことによって急速な市街化が予想されるので、本町市街地と一体となった住宅地として整備を進めめる。

(2) 商業地

- ① 商業地域での商業施設の純化を促進する。
- ② 核となるにぎわいを創出し、商業機能の高度化と交通の利便性の向上を図る。

(3) 工業地

- ① 旧線路敷以北の大浜地区は、工業的な土地利用を主体とした地域として誘導し、御崎、大和、万代及び旧線路敷以南の大浜地区の準工業地域は、単一的に土地利用を定めることは困難であり、当面は準工業地域とするが、長期的には土地利用の動向を把握しながら用途について検討する。

- ② 港湾整備との整合性を図り、後背地の共和町に新規工業地の配置を推進する。

2. 臨港地区の変更

- ① 大和、御崎地区及び万代地区の一部の漁港区は、漁業施設の集積を促進し用途の純化を図る。
- ② 工業港区は既存工場の移転と新規企業の誘致を積極的に図る。
- ③ 商港区は港湾整備による埋立完了地を新たに分区指定し、15,000 t 級フェリー基地として活用を図る。さらに、レクリエーション港湾としての機能の整備も推進する。

表-16 将来の用途地域面積

(単位: ha)

区分		昭和63年			目標面積(推計)		
		岩内	共和	計	岩内	共和	計
住居系	第1種住居専用地域	60	—	60	140	—	—
	第2種住居専用地域	223	23	246	231	—	—
	住居地域	74	33	107	121	—	—
	小計	357	56	413	492	—	—
商業系	近隣商業地域	10	—	10	18	—	—
	商業地域	28	—	28	28	—	—
	小計	38	—	38	46	—	—
工業系	準工業地域	120	13	133	54	—	—
	工業地域	—	—	—	—	—	—
	工業専用地域	19	—	19	19	—	—
	小計	139	13	152	73	—	—
計		534	69	603	611	—	—

(岩内町住宅都市課調)

表-17 将來の臨港地区面積

(単位: ha)

区分	昭和63年			目標面積(推計)		
	岩内	共和	計	岩内	共和	計
漁港区	9.8	—	9.8	10.2	—	—
商港区	7.3	—	7.3	25.0	—	—
工業港区	8.8	—	8.8	21.3	—	—
無指定区	—	—	—	—	—	—
計	25.9	—	25.9	56.5	—	62.0

(岩内町住宅都市課調)

第3節 治山・治水・海岸保全

(現況と課題)

1. 治山

本町は、国有林野内の造林計画と合わせて、民有林についても逐次植林を行っている。しかし、現在の人工林率はいまだ低く（昭和60年人工林率 6.1% 「昭和63年後志の統計」）、今後とも積極的な推進が必要である。

一方、市街地の平坦部と高台地との間に形成されている崖地や雷電地帯の山岳崖地には地すべりの危険地も多く、市街地部分については順次整備を進めているが、市街地以外の地域については早急な対策が課題となっている。

2. 治水

本町の河川はいずれもかんがい用水として利用されており、はんらんのおそれはない。しかし河床浸食や護岸の老朽化がみられるので、年次計画により整備を図る必要がある。

また、公共下水道の整備により河川を浄化させ、清流をとりもどして町民が親しめる場とすることも望まれる。

3. 海岸保全

本町の当別川以東の海岸線一帯は「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に指定され優れた海岸美を呈している。沿岸は起伏が少なく大部分は玉石海岸で、海底こう配 $\frac{1}{20}$ 程度の浸食性海岸である。

越波の激しい御崎海岸は、昭和25年の災害により海岸線 500 m にわたる欠壊があったが、その後、計画的な消波工事により整備が進められている。

(基本方向)

1. 河川のはんらんによる土地の浸食を防止し、住民の生活を守り産業の振興に寄与するため、河床や護岸を整備するほか、傾斜地に対する地すべり防止工事を行うとともに海岸保全事業を強く推進する。

表-18 岩内町河川の現況

区分	一次支流	二次支流	流路延長 km	流域面積 km ²
湯内川	1. 一の沢川		5.0 1.3	7.1 0.5
	2. 二の沢川		1.3	0.4
	3. 三の沢川		2.5	1.4
	4. 四の沢川		1.3	0.3
親子別川			2.5	2.5
カバソバナイ川			1.5	1.0
アイノ川			1.8	0.8
雷電川			3.0	1.5
当別川			5.0	5.7
	1. 一の沢川		2.5	1.4
幌内川			7.5	10.8
	1. 1の沢川		2.0	1.1
	2. 2の沢川		3.0	1.9
	3. 3の沢川		2.5	2.4
ニチナイ川			7.0	4.6
	1. 一の沢川		2.0	0.7
野束川	1. 運上屋川	1. ポン岩内川	11.6	47.4
			12.0	13.2
	2. メツツ川	1. メツツ3番川	6.0	4.7
			5.0	5.0
	3. 権太川	2. メトチ川	1.1	1.7
			4.2	2.4
	4. 西老古美川		6.0	3.6
	5. 一の沢川	1. 西老古美2号川	5.0	3.5
	6. 二の沢川		0.4	0.6
			4.5	3.7
			4.0	3.1

(岩内町建設課調)

2. 土地保全の視点と合わせ、積極的に町民生活のなかに自然環境を取り込む工夫を行う。

(主要施策)

1. 町内に点在する急傾斜地帯を地すべり危険地帯とし、防護施設の整備を進める。
2. 森林保全とともに住民のレクリエーションの場、自然と親しむ場として、岩内町森林公園（円山自然の森）の活用を図る。
3. 河川のはんらんを防止し、また水資源を有効に活用するため河床浸食防止や護岸の整備とともに、河川沿岸景観の整備をあわせて進める。
4. 海岸保全のための消波工事や護岸嵩上げを推進する。工事にあたっては、景観や利用上の工夫を検討する。

(要望事項)

- 〈国・道〉
1. 道営治山事業の推進
 2. 道費河川（野束川）の改修
 3. 海岸保全事業の推進
 4. 雷電地区の地すべり防止対策事業の推進

第2章 安全で快適な住みよい町づくり

第1節 道路網の整備

1. 道路

(現況と課題)

本町の道路網は、主要幹線として国道229号とこれに連絡する道道の4路線（道道岩内港線、道道岩内小沢線、道道岩内洞爺線、道道野東清住線）があり、これらに町道が通じて構成されている。

町道の総数は、261本、実延数105.4kmとなっている。町道のうち、人口集中地区（D I D）に属する部分は都市計画道路、臨港地区に属する部分は臨港道路を中心に舗装を進めている。郊外の町道・観光道路も幹線に準じて改良を進めている。

また、昭和51年度から町道の防じん舗装を計画的に進め、人口集中地区の舗装率は防じん舗装も含めて82%を上回っている。さらに国道229号では、緑化事業にあわせて流雪溝の整備が進められており、あわせて道道、町道においても一体となった事業が進められている。

しかしながら、近年のモータリゼーションの発達により、道路の利用度は急速に高まりつつあり、主要幹線道路の交通量は年々増加の傾向を示めしている。

表-19 道路の整備状況（昭和63年4月1日）

（単位：km () 内%）

区分	実延長	改良済延長	舗装済延長
国 道	15.5 (100.0)	15.5 (100.0)	15.5 (100.0)
道 道	9.8 (100.0)	8.6 (87.8)	8.6 (87.8)
町 道	105.4 (100.0)	27.2 (25.8)	55.2 (52.4)

※舗装済延長に防じん舗装を含む

（岩内町建設課調）

図-36 広域交通網の状況

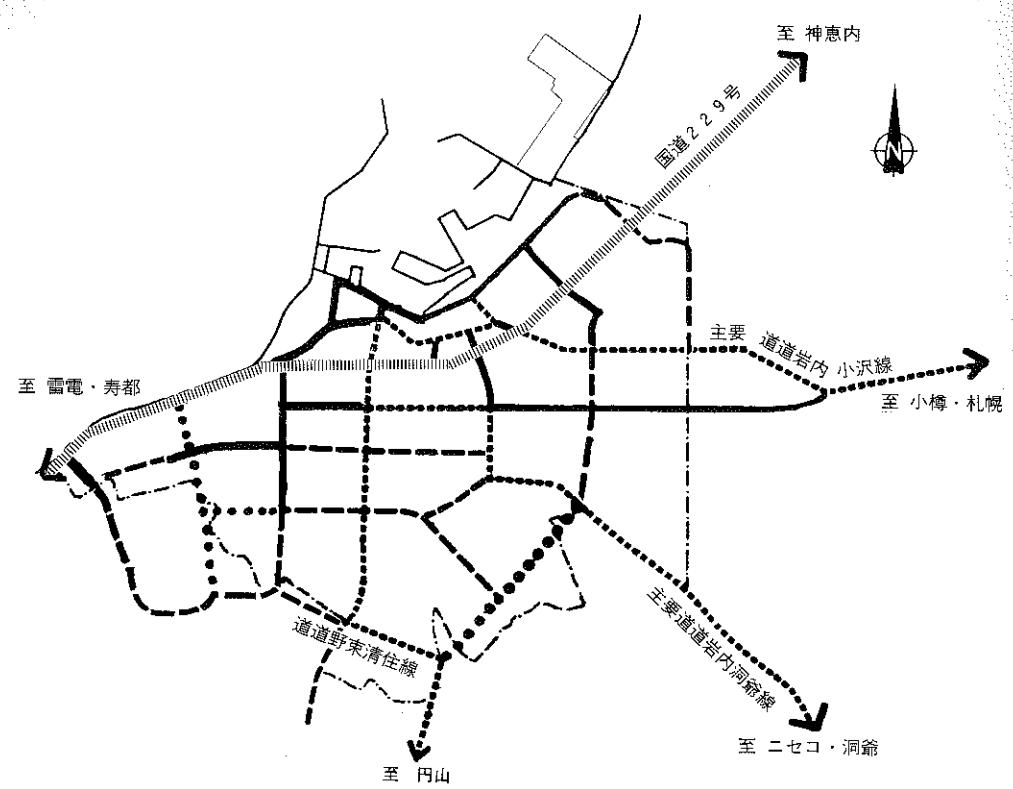


都市計画道路は、昭和29年11月に火災復興土地区画整理事業により初めて計画決定されて以来、交通量の増大、市街地の拡大にともなって変更され、現在18路線、総延長29.94kmが決定されている。

本町の幹線道路の整備状況をみると、国道、道道はおおむね整備が完了しているが、その他の都市計画道路については未整備部分が多く残っている。したがって、今後とも整備拡充が必要である。また、今後の市街地動向にあわせ、特に港、市街地、円山地区間を連絡する市街地環状道路の形成が必要と思われる。

さらに、市街地の拡大と広域通過交通のため、外周道路の新設及び港湾計画推進にともなう臨港バイパスの整備など、将来の土地利用と整合性のとれた交通ネットワークの確立が急がれる。また、公園、緑地配置計画とあわせて、緑のネットワークを形成する歩行者専用道、自転車道の整備も望まれる。

図-37 幹線道路網の整備状況



凡例	
	国道
---	道道
—	都市計画道路(整備済)
- - -	// (未整備)
● ●	// (未着手)

表-20 都市計画道路整備状況

(昭和62年度)

所管区分	延長 m	改良済延長 m	舗装済延長 m	未改良延長 m	舗装率 %
国道	3,650 (12.2%)	2,370	2,370	1,280	64.9
道道	7,680 (25.6%)	4,680	3,630	3,000	47.3
町道	18,610 (62.2%)	11,500	6,140	7,110	33.0
計	29,940 (100.0%)	18,550	12,140	11,390	40.5

(岩内町住宅都市課調)

(基本方向)

1. 市街地の発展動向に沿った道路体系を明確化し、機能性豊かな道路構造として整備を推進する。
2. 港湾整備などの開発に対応させて臨港路線の整備を推進する。
3. 日常生活における環境の整備を図るため、生活関連道路の整備促進を図る。

(主要施策)

1. 広域幹線道路

広域幹線道路として国道229号、主要道道岩内小沢線、主要道道岩内洞爺線の3路線が位置づけられる。

さらに、主要道道岩内小沢線と連結している国道5号も札幌圏につながる重要な路線である。

(1) 国道229号

積丹半島の泊・神恵内方面と寿都方面を結ぶ道路で、現在は本町を中心とする西海岸の広域圏を結ぶ幹線である。また追分・ソーランラインの幹線機能を担っている。

将来、本町が周辺町村の中核的機能を担うにつれ重要性を増し、さらに泊発電所の建設、運転開始により産業、流通的機能も担うものと予想されるため、危険か所のトンネル化、バイパス化などの整備を推進する。また周辺町村との共同により、広域観光ラインとしての沿道植栽整備の推進に努める。

(2) 国道5号

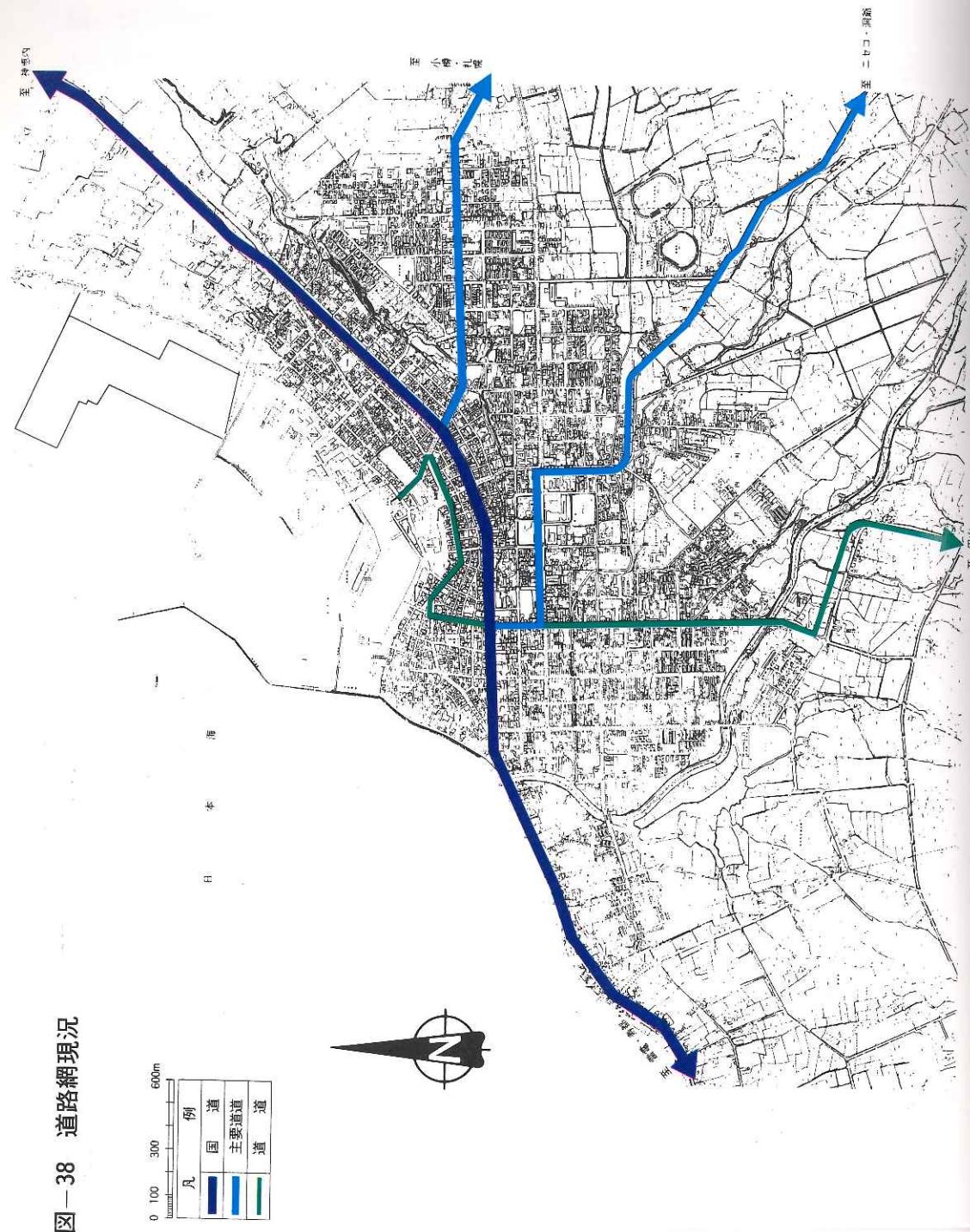
道道岩内小沢線と連結されており、岩宇地域と札幌圏を結ぶ広域幹線である。

今後、進められる港湾整備及び関連事業、さらには観光開発等のうえからも一層重要な役割を果たすものであり、隣接町村との連携のもとに整備、拡充を促進する。

(3) 主要道道岩内小沢線

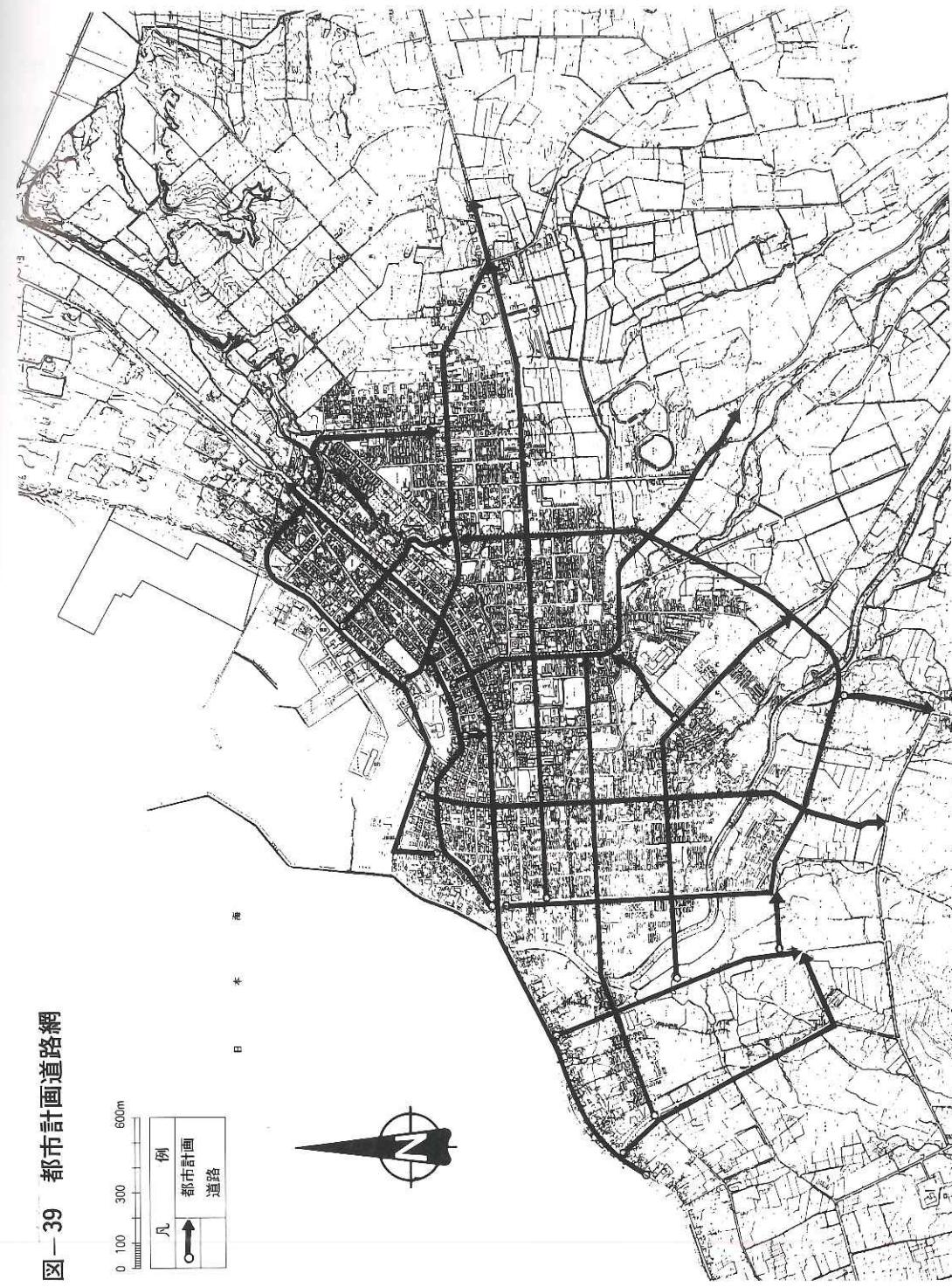
小樽・札幌及び倶知安方面と本町の中心部とを結ぶ路線で、将来とも最も重要な広域幹線として位置づけられる。現在都市計画道路（幅員22m）として整備されており、隣接町村との連携のもとに整備・拡充を推進する。

図-38 道路網現況



- 84 -

図-39 都市計画道路網



- 85 -

(4) 主要道道岩内洞爺線

ニセコ方面と結ぶ路線であり、今後の円山地区開発とも合わせ、ニセコ・円山ラインを広域観光交通幹線として整備する。なお、道道野東清住線との連結については、平成元年度から工事着手される野東地区農林漁業用揮発油税財源身替農道と連動させ広域的な道路網の強化を図る。

2. 域内幹線道路

域内幹線道路としては現在の都市計画道路がその機能を担うが、特に次の路線を重要幹線として位置づける。

(1) 市街地環状道路

都市計画道路旧波止場通り、公園通り、浜中大通りを軸とし、市街地環状道路として位置づけ町内の港、市街地、円山地区間の縦軸の交通体系の強化を図る。

(2) 市街地内国道229号

本町の中心商業地を二分している路線で、商業地域の骨格を構成しており、現在、流雪溝整備が進められている。

長期的構想としては、海岸部の臨港バイパスの完成を期して通過交通量を緩和し、楽しく潤いのあるショッピングプロムナードとしての空間整備を図り、商店街活性化を推進する。

(3) 都市計画八幡通り

行政・文化地区の骨格を形成する道路であり、周辺の環境整備を促進し、魅力ある空間の創出を図る。

3. 歩行者及び自転者の幹線道路

歩行者及び自転車のための域内幹線ネットワークを形成する。この路線は、町内の生活関連の公共施設や文化的資源・施設を結び、この道路を一巡すると岩内の文化を巡ることができる文化の道（カルチャーロード）・緑の道としての性格を持たせて行く。

また、市街地を流れる運上屋川や野東川の河川沿道を極力生かし、“水の市街地再生”も合わせて行い、こいやさけが泳ぐ散策道として整備を図る。

4. 生活関連道路

町道の舗装、防じん、側溝の整備を計画的に推進し生活環境づくりに努める。

5. その他長期的な整備路線

今後の市街化動向、フェリー就航計画、港湾後背地整備計画等からみて、長期的な整備対象路線としては次のものがあげられる。

(1) 臨港バイパス

港湾整備と合わせ、臨海部の漁港、工業、流通港区等を結ぶ産業・流通の幹線道路として整備を図る。

(2) 国道276号の伸長

主要道道岩内小沢線は、岩内港の整備等により交通量が飛躍的に増加することが予測されるため、現在俱知安町を起点としている国道276号を当地域まで伸長し、道央圏（札幌方面）及び千歳、室蘭方面との連絡強化と、岩内小沢線の交通量緩和を図る。

(3) 国道229号（雷電地区）の整備

国道229号雷電地区は、大型車両を中心とした交通量の増加、観光客の入込み増に対応するため、道路・トンネルの拡幅、安全施設・駐車場の整備を促進する。

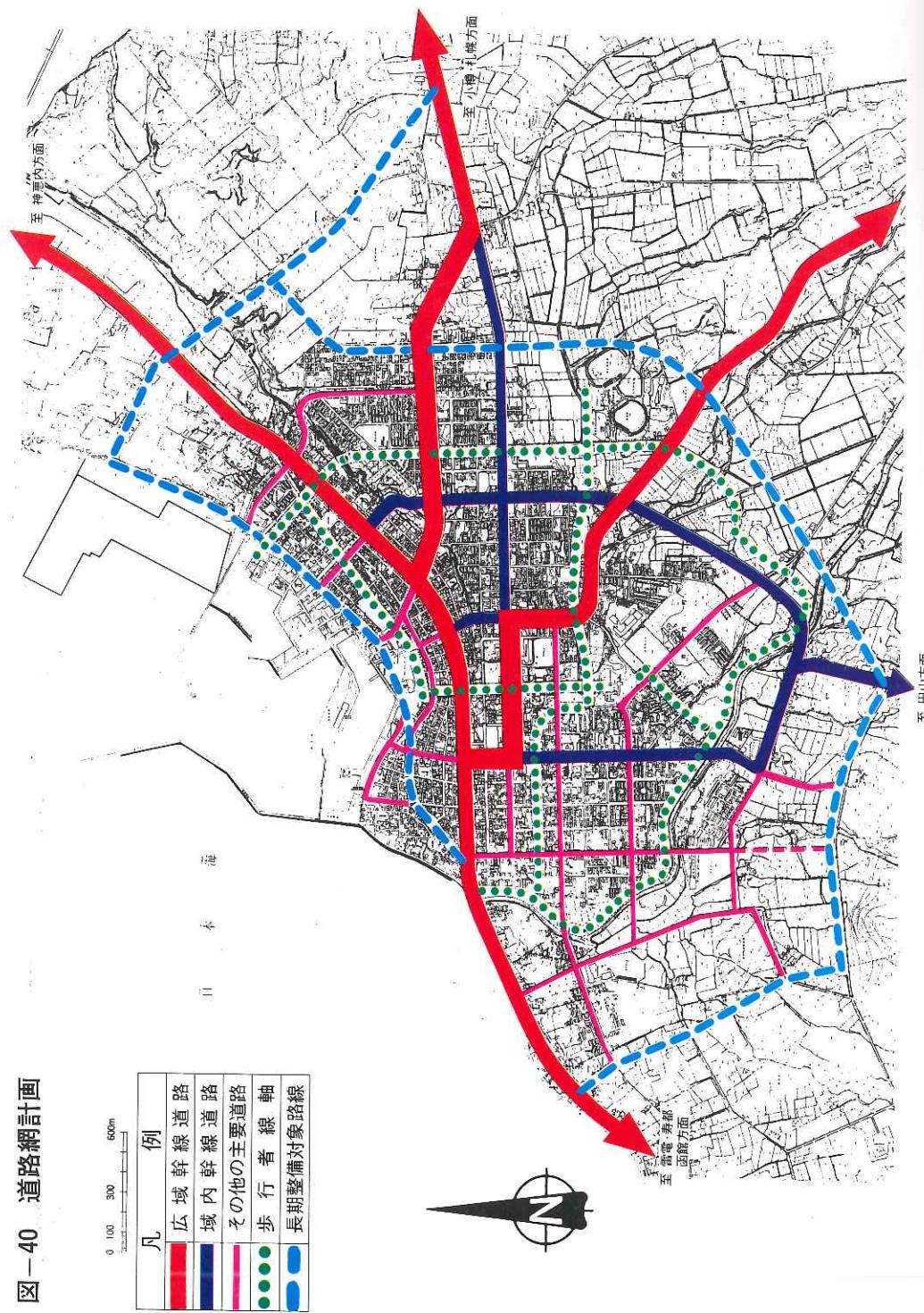
(4) 市街地外周道路

今後の市街地の拡大にあわせて、共和町との連携を図りながら、市街地の外周部を結ぶ道路の整備を図る。

(要望事項)

- 〈国・道〉
1. 臨港バイパスの早期着工
 2. 国道5号の整備拡充
 3. 国道276号の伸長
 4. 国道229号（雷電地区）の整備
 5. 道道岩内洞爺線の通年開通

図-40 道路網計画



2. 橋りょう

(現況と課題)

町内の橋りょうは総数35橋あり、逐次永久橋化を進めている。橋りょうには特に多額の工事費を要するため都市計画街路事業及び道路改良事業などの、国費の導入が可能な事業に依存しながら、整備を進めることが基本となる。

(基本方向)

1. 道路整備と合わせて、逐次橋りょうの架替工事を進める。

(主要施策)

1. 木橋の早急な架替工事を図る。
2. 道路体系の再整備と並行して、必要な橋りょうの整備を推進する。

(要望事項)

- 〈国・道〉 1. 国道・道道の橋りょうの整備

表-21 橋りょうの現況

(昭和63年4月1日)

区分	橋 数	橋 長 m	橋面積 m ²	橋令別現況		現況別橋数	
				15年未満	15年以上	重量制限	安全
鋼 橋	30m以上	2	79	912	—	2	—
	計	2	79	912	—	2	—
コンクリート 橋	15m未満	25	188	1,244	12	13	—
	15m~30m	2	35	343	2	—	—
	30m以上	1	48	754	1	—	—
	計	28	271	2,341	15	13	—
木 橋	15m未満	2	9	28	1	1	—
	計	2	9	28	1	1	—
混合 橋	15m未満	3	17	58	—	3	—
	計	3	17	58	—	3	—
合 計	15m未満	30	214	1,330	13	17	—
	15m~30m	2	35	343	2	—	—
	30m以上	3	127	1,666	1	2	—
	計	35	376	3,339	16	19	—

(岩内町建設課調)

第2節 交通・通信網の整備

1. 道路輸送

(現況と課題)

本町のバスルートとしては、中央バスとニセコバスが主要道道岩内小沢線を経由し、本町と札幌・小樽方面及び倶知安町とを連結しているほか、国道229号を通り、本町と寿都方面、長万部町及び、泊・神恵内方面を連結している。また、円山地区の開発にあわせて、円山地区と市街地を結ぶバスルートが開設されている。

しかしながら、これらのバスルートの市街地におけるカバーエリアは狭く、野東地区や相生地区及び丘陵南部では利便性が悪い。従ってバスルートの増設について検討する必要がある。

貨物輸送については、現在本町の商業地を南北に二分している国道229号を大型車両が通過している。今後は、フェリーの就航、港湾後背地整備等により大量の貨物取扱いが見込まれ大型車両の運行増加が予測されるため、市街地内の交通緩和を図る上からも貨物輸送道路網等の整備が必要となる。

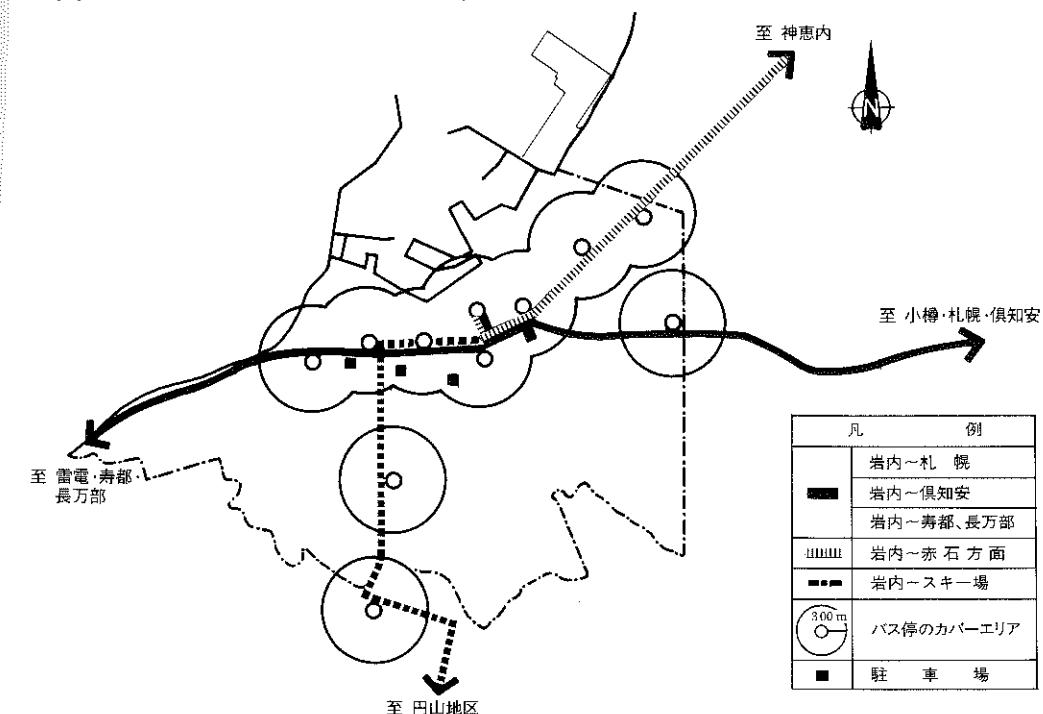
表-22 バスの運行経路と運行回数

(昭和63年12月31日)

区間 発着	札幌 ～ 岩内	小樽 ～ 岩内	岩内 ～ 寿都	岩内 ～ 長万部	岩内 ～ 赤石方面	岩内 ～ 大曲	岩内 ～ 倶知安	岩内 ～ 円山方面
岩内発	本 17	本 6	本 9	本 1	本 15	本 6	本 16	5本 (冬期間) 9本
岩内着	17	6	9	1	17	6	16	5 (冬期間) 9本

(中央バス、ニセコバス時刻表から)

図-41 バスルート・カバーエリア



(基本方向)

1. 今後の市街地拡大にあわせたバスルートの増設を促進する。
2. 広域観光ルートの確立を図る。
3. 大型車両の運行増加に対応した貨物輸送道路網の確立を図る。

(主要施策)

1. バス事業者との協議のもと、次の施策を促進する。
 - ① 市街地の拡大にあわせ、町域の東、西部にそれぞれ新規バス路線の増設及び、宮園、相生、野東地区もエリアとする町内循環バス運行の促進を図る。
 - ② 円山地区の開発にあわせて、運行区間の延長、運行回数の増便を図る。
 - ③ 道道岩内洞爺線を通る広域観光バスルートの確立を図る。
2. 港湾整備とあわせて、貨物輸送道路網の整備を推進する。

(要望事項)

- 〈民間〉 1. バス路線の運行維持と増設

2. 港湾

(現況と課題)

岩内港は、北海道西岸の中央に位置し、明治39年に起工、その後の整備を通じて漁港としての形態を整え、昭和28年3月には地方港湾に指定され運輸省の所管に入った。次いで商港としての機能を担うべく、第一ふ頭全周236mの築設、波除堤の築設、ふ頭物揚場の改良などを行い港湾としての基盤整備に努めてきた。さらに昭和36年からの港湾整備5か年計画のなかで中央ふ頭の完成をみて、大型貨物船の入出港も頻繁となってきた。

またこれと合わせて町単独にて施行された中央ふ頭背面の埋立地41,000m²も完成、名実ともに商港としての形態を備えるに至った。しかし急速に進展を続ける港勢と経済情勢の変化に対処するため、昭和40年には新港湾5か年計画が策定された。これにより西防波堤延長、中央ふ頭航路、泊地しゅんせつ、臨港道路舗装を実施した。

以後、昭和43年度第3次港湾整備5か年計画から現在実施中の第7次港湾整備5か年計画を通じて、各種港湾整備事業並びに埋立事業を行ってきており、現在の新港地区の整備にあわせて大型フェリーの就航を実現させ、さらに新港地区後背地を工業団地として整備することにより、日本海における流通拠点港として飛躍的な発展が期待される。

また、21世紀の成熟化社会にむけて物流、産業、生活の三つの空間が調和しさらに緊密な連携をもって、高度の機能を有する港湾空間を創造するための開発構想として、昭和63年度においていわないマリン・タウン・プロジェクト(I.M.T.P)が策定されており、この早期着工が望まれている。

港湾の整備は、当町の将来方向を定める最重点プロジェクトであり、これの及ぼす効果は、産業・経済・文化・観光・生活等広汎な分野に期待されている。従って、今後の町づくりにあっては港湾を戦略プロジェクトとして位置づけ、計画の実現さらには各分野との係わりにも充分配意する必要がある。

(基本方向)

1. 活力ある町づくり、産業の育成を実現するため、長期的展望にたった港湾

機能の整備を推進する。

2. 日本海における流通拠点港としての整備を推進する。
3. イベント・レクリエーションエリアとしての機能も含めた魅力ある港湾づくりを推進する。

(主要施策)

1. 日本海の船舶輸送の効率化を図るため、岩内一直江津ー室蘭間の大型フェリー就航を早期に実現する。
2. 新港後背地に造成される都市再開発等用地については、工業団地として位置づけし必要な整備を進め、企業誘致等を促進する。
3. 日本海における流通拠点港として整備・拡充するため、国の港湾整備計画の推進と、これに付帯する港湾機能施設用地の造成などを促進する。
4. 港湾取扱貨物の多様化と増加に対応した港湾管理事務所の新設、外国貨物等の輸入を促進するため保税上屋の利用の促進等を進めるとともに、重要港湾への格上げ、開発の実現をめざして、諸施設の整備を推進する。
5. いわないマリン・タウン・プロジェクトの計画的な実現を図る中で、高度な機能を有する港湾空間を創造する。また、この整備の中で、各種経済活動との係わりについても充分配意する。
6. 岩内港の利用を効率的に進めるため港湾利用関係者及び関係機関を含め、官民一体による港湾利用促進協議会等の設置を図る。

(要望事項)

- 〈国・道〉
1. 港湾整備計画の推進
 2. 港湾管理機能の充実
 3. いわないマリン・タウン・プロジェクトの推進
- 〈民 間〉
1. 岩内一直江津ー室蘭間の大型フェリーの就航の実現
 2. 新港後背地への企業進出

図-42 岩内港整備計画



図-43 フェリー航路図



3. 高速交通

(現況と課題)

本町をはじめとする近隣地域の均衡ある発展、活性化を図るために、地域の総合交通体系の確立は重要な課題であり、このことは、地域と主要都市を結ぶ道路、流通港整備はもとより、高速性、快適性といった利用者のニーズに応える各種高速交通機関の導入が是非必要となっている。

後志管内では、国土開発幹線自動車道の予定路線として、北海道横断自動車道の区間（黒松内町～小樽市間、約120km）が追加されており、これの早期工事着手が望まれている。

また、新しい高速交通のあり方として、コムьюーター航空システムの検討も必要となっている。

(基本方向)

1. 総合交通体系の確立を図るため、各種高速交通機関の整備を推進する。

(主要施策)

1. 北海道横断自動車道（黒松内町～小樽市区間）の早期着工を、関係市町村、機関と一体となり推進する。
2. 高速交通体系の確立を図る手段として、コムьюーター航空システムの検討を進める。

4. 通 信

(現況と課題)

近年電話の需要は、情報化社会の進展により増加している。本町の電話普及状況は昭和63年現在、総加入台数は8,357台、公衆電話は175台となっており、普及率は100人当たり約40台となっている。

電話の加入台数は今後も増加することが予想されるとともに、コンピューター技術、通信技術の進歩から高度情報化社会の到来が予想され、住民の多様化した情報伝達サービス需要に対応する情報通信施設の整備が必要となってくるものと推測される。

一方、電信・電話とともに町民の身近な通信機関である郵便施設は、本町内

に普通局1局、無集配特定局2局、簡易郵便局3局が設置されている。また岩内郵便局郵便配達区域内のポスト設置数は31個、郵便切手売りさばき所は30か所と、町民の日常生活に不便はない。しかし今後の市街化の動向に対応した施設の設置を図っていく必要がある。

表-23 電話普及の推移（各年12月末）

区分 年次	加入数			新規申込数	加入電話普及率
		事務用	住宅用		
昭和60年	7,891	2,468	5,423	181	36.9
61年	8,096	2,463	5,633	199	38.2
62年	8,224	2,472	6,319	230	39.1
63年	8,357	2,339	6,018	226	40.2

(NTT岩内電報電話局調)

表-24 郵便物取扱数の推移

区分	年度	単位：通、個								
		昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度	
通常郵便	引受	1,134,000	1,155,900	997,200	1,101,400	964,150	943,500	782,600	1,104,800	
	配達	2,058,500	2,204,235	1,809,200	1,952,400	1,903,800	1,826,300	1,441,900	1,835,400	
特殊郵便	引受	35,140	50,370	33,192	39,111	39,716	30,172	31,316	32,028	
	配達	52,202	114,610	57,756	64,374	65,364	57,848	61,411	53,922	
年賀郵便	引受	670,000	672,000	672,000	649,000	656,000	656,000	665,000	711,000	
	配達	678,000	652,000	676,000	658,000	660,000	665,000	673,000	702,000	
小包郵便	引受	17,117	14,965	17,123	26,623	22,165	21,822	20,007	35,157	
	配達	31,766	49,640	22,608	21,505	16,513	20,857	19,425	24,194	

(岩内郵便局調)

(基本方向)

- より煩雑化、高度化する生活・経済情勢に迅速に対応するため、通信網の整備を推進する。

(主要施策)

- 電話需要への適切な対応と公衆電話の適正配置を図る。
- 郵便取扱い量の増加に見合った受容体制の強化と郵便施設の適正配置を図る。
- 今後到来する高度情報化時代に対応するため、ニューメディアについて調査、研究を推進する。

(要望事項)

- 〈国・民間〉
- 一般加入電話・公衆電話の増設
 - 郵便施設の増設

第3節 交通対策の充実

1. 除雪

(現況と課題)

四季を通じて産業活動を円滑にし、生活の安定に資するための冬期交通の確保はきわめて重要である。

本町では、国及び道と協力し、通勤・通学及びバス路線を中心とする主要幹線や町道の除雪を、町有重機及び一部委託によって実施しているが、夜間路上駐車等は、除雪の支障となり阻害要因となっている。そのため、駐車車両との物損事故も発生している状況であり、円滑な除雪のためには、町民の協力が必要である。

表-25 町内の除雪指定区分（昭和63年12月31日）

区分	総延長	内訳	
		常時除雪路線	不定期除雪路線
町道	79.3 km	63.7 km	15.6 km
国道	15.5	15.5	—
道道	9.8	9.8	—

(岩内町建設課調)

(基本方向)

1. 冬期交通の円滑化を図る。

(主要施策)

1. 国道229号、道道、町道の流雪溝の完成にあわせ効果的な活用を図る。
2. 特に冬期における夜間の路上駐車を自動車保有者自らがなくすため、運転者のモラルの向上と、取締り強化を図る。
3. 除雪業務の委託の拡大を図り、除雪対策をより強化する。
4. 児童・生徒の通学路の確保に配意する。

(要望事項)

- 〈国・道〉 1. 国道・道道の除雪作業の強化

2. 駐車場

(現況と課題)

本町の中心市街地には4か所の無料駐車場があり、約210～250台の駐車能力がある。しかし利用者のマナーや利用率がきわめて悪く、加えて路上駐車が多いため、一般交通や冬期の除雪作業等に支障をきたしている。

今後ともモータリゼーションのよりいっそうの進展と市街地の拡大に伴い、車の利用者の増加や観光客の流入により駐車場不足はさらに深刻化することが予想される。このため駐車場問題は、その利用方法とともに、緊急かつ重要な問題となりつつある。

表-26 駐車場の整備状況

名 称		管 理 者	所 在 地	敷地面積	収容台数
1	銀座通商店街駐車場	岩内商店街近代化対策協議会	栄4の1 栄4の14	505 m ²	21 台
2	二葉通商店街駐車場	〃	清住7	532	22
3	旧西小学校跡地駐車場	岩 内 町	高台9の1	603	(推計) 20～24
4	旧東小学校跡地駐車場	〃	高台134	4,500	(推計) 150～180

(岩内町産業課調)

(基本方向)

1. 駐車場の利用と、利用者のマナーを高めていく。
2. 市街地中心部への入込者の利便を図るため、駐車場の整備を推進する。

(主要施策)

1. 商店街再整備とあわせ、歩行圏内における駐車場再配置を検討する。
2. 広域幹線道路との連絡及びバス等の大量輸送機関との関連性を考えあわせ、

いわないマリンプラザ内に駐車場を整備する。

3. 既存駐車場の効率的利用を図るため、管理体制の充実と利用者のマナーの向上に努めていく。

(要望事項)

- 〈民間〉 1. 駐車場用地の提供と管理体制の充実

3. 交通安全

(現況と課題)

市街地の拡大、産業の発展に伴い本町においても自動車に対する依存度はますます増加している。本町の自動車保有台数は昭和48年には4,287台であったが、62年には6,961台と著しい増加を示している。

自動車保有台数の増加とともに、交通事故による死傷者の数も増加の傾向にあったが、昭和48年の140名をピークとして、以降漸減しているものの死傷者はあとをたたない。これら交通事故に対し、関係機関が一体となって交通安全運動を開催してきた結果、昭和62年には、死傷者79人と半減するに至ったが、今後さらに強力に交通安全運動を進め、交通事故ゼロを目指していかねばならない。このため既存組織の輪を町民ぐるみ、地域ぐるみの交通安全運動として広げ、増加する交通事故に対応していく必要がある。

交通事故の発生件数では「車両相互」の事故が最も多く全体の66%を占め、次いで「人対車両」19%、「自転車対車両」が10%と続いている。車両相互による事故の主な原因は交差点での追突及び運転者の見込発進による事故が多い。次いで、子どもの道路への飛び出し、歩行者の左右不注意横断による事故が目立っている。

(基本方向)

1. 交通事故のない環境づくりと運転者の意識向上に努める。

表-27 交通事故発生の推移

単位：件、人

区分 年次	発生件数	死傷者	死 亡	負 傷
昭和55年	63	70	2	68
56年	47	53	0	53
57年	38	41	1	40
58年	54	64	2	62
59年	41	52	1	51
60年	51	74	2	72
61年	55	86	4	82
62年	59	79	1	78

(岩内町総務課調)

表-28 交通事故の内訳 (昭和62年)

単位：%

区分	合計	車両相互	人対車両	自転車対車両	車両単独	踏切
岩内町	100.0	66.1	18.6	10.2	5.1	0.0
全道	100.0	70.7	13.2	11.5	4.5	0.1

(岩内町総務課調)

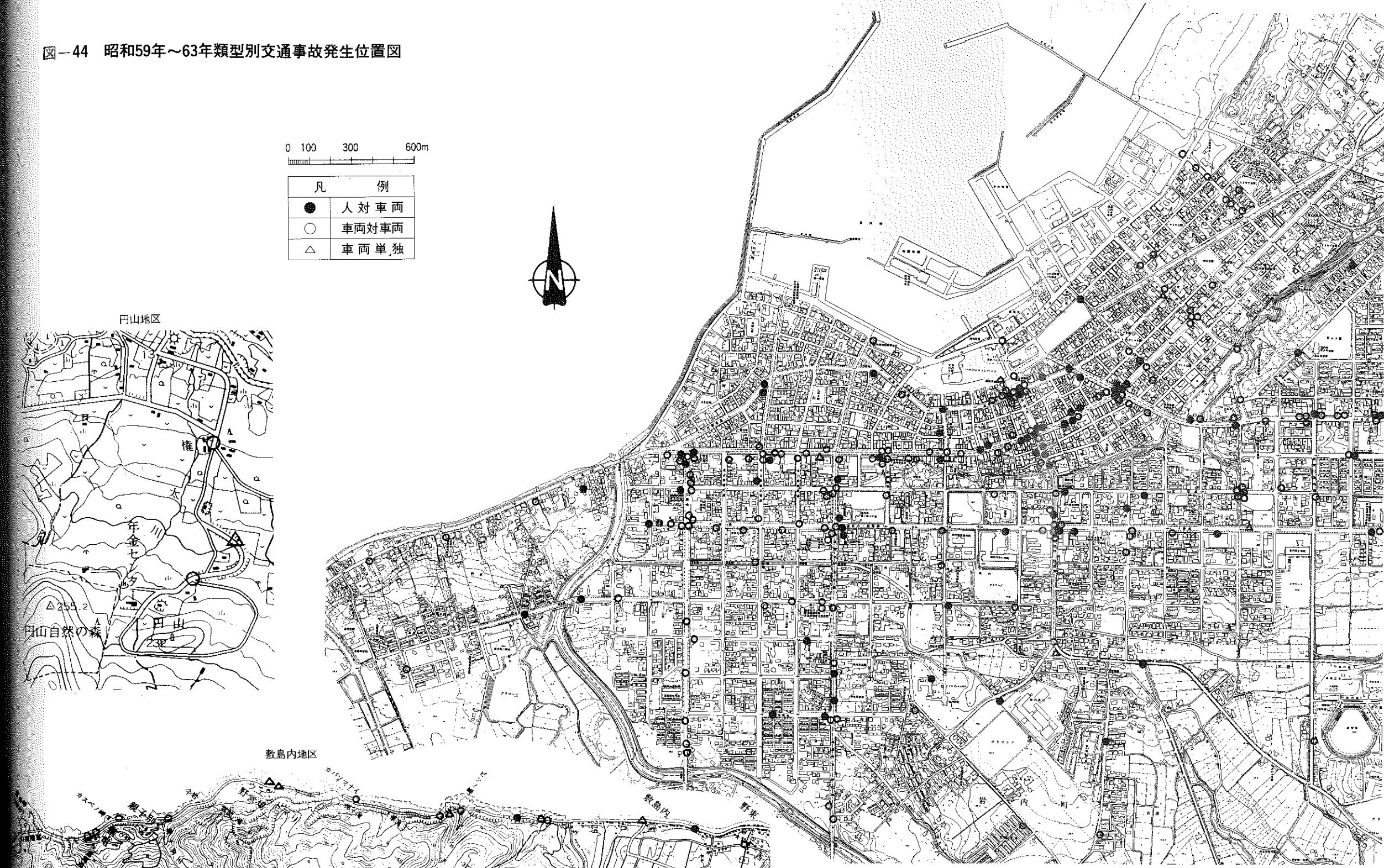
(主要施策)

- 交通事故多発地点を再点検し、必要か所に信号機、カーブミラー、横断歩道等の交通安全施設を設置し、交通環境の整備を図る。
- 運転者はもちろん幼児から老人に至るまで、すべての町民を対象に各種講習会や学校教育による安全知識の普及、徹底に努めると共に、事業主に対しても事業所内の安全教育の励行を奨める。
- 子ども達が遊びを通して交通安全を身につけられるような環境づくりを推進する。
- 除雪・排雪を徹底し、冬期交通の安全確保を図る。
- 交通傷害保険への加入率向上を図り、被害者の救済に努める。

(要望事項)

- 〈国・道〉 1. 国道・道道の交通危険か所に対する交通安全施設の設置

図-44 昭和59年～63年類型別交通事故発生位置図



第4節 居住環境の整備

1. 上・下水道

(1) 上水道

(現況と課題)

本町は昭和48年度に水道事業に着手し、50年度から、町民に安定した供給を行っている。給水能力は日量10,000m³、計画給水人口は25,000人となっているが、昭和62年度末の給水人口は15,336人、給水戸数は5,744戸で普及率は73.6%にとどまっている。

水道普及率は年々上昇しているものの、依然として自家用井戸に給水を求める町民もあり、特に水産加工等の地下水への依存が高く、大口利用は非常に少ない状況にある。

生活水準の向上や観光・レクリエーション客の増大により今後さらに水道の需要は増加するものと考えられるが、大口利用と合わせてよりいっそう普及率を高め、水道事業の安定化を図る必要がある。

表-29 給水戸数の状況

単位：戸、%

区分 年度	家事用	工業用	業務用	団体用	簡水	計	普及率
昭和53年度	4,058	3	300	103	11	4,475	58.6
54年度	4,236	3	316	113	11	4,679	61.0
55年度	4,369	3	330	116	11	4,829	62.7
56年度	4,509	3	340	118	11	4,981	65.1
57年度	4,656	2	353	119	11	5,141	67.2
58年度	4,715	2	354	133	11	5,215	67.4
59年度	4,792	2	366	129	11	5,300	69.0
60年度	4,881	2	381	126	11	5,401	70.0
61年度	5,078	2	388	131	12	5,611	72.5
62年度	5,215	2	384	133	10	5,744	73.6

(岩内町水道課調)

(基本方向)

1. すべての町民に対して清浄にして豊富で低廉な水の安定供給を行なうよう施設管理運営体制の整備を図る。

(主要施策)

1. 給水戸数の増加、市街地の拡大に対応し給水区域の拡大を図る。
2. 水産加工場等の大口利用と合わせ、一般家庭への給水普及率を高めて事業の安定化を図る。
3. 水道の水質・水量の確保を図るため、森林を保全し水源かん養機能の向上に努める。

(2) 下水道

(現況と課題)

本町は都市規模は小さいながら、住宅や店舗が密集し、つらなっており、水産加工場などが点在した市街地を形成している。このため汚水や工場廃水によって環境の悪化を招来しやすい。

排水状況を既存排水系統別かつ地形的にみると、八幡通りを境界としてほぼ2つに区分できる。北側地域では、排水は既存の下水管を通じ直接海域に放流されている。南側地域では、排水は運上屋川・ポン岩内川などの小河川を経て、最終的には野東川に合流し海域に放流されている。

これら未処理の汚水量は1日1万数千tと推定され、汚濁負荷量でも数tに達するものと思われる。このため町内の河川や海域などの公共用水域の水質の低下、汚濁の原因となっている。

またこれらの水域や既存の下水管及びくみ取り式便所は、悪臭やカ・ハエの発生原因となっており、住宅周辺環境と居住環境を悪化させている。

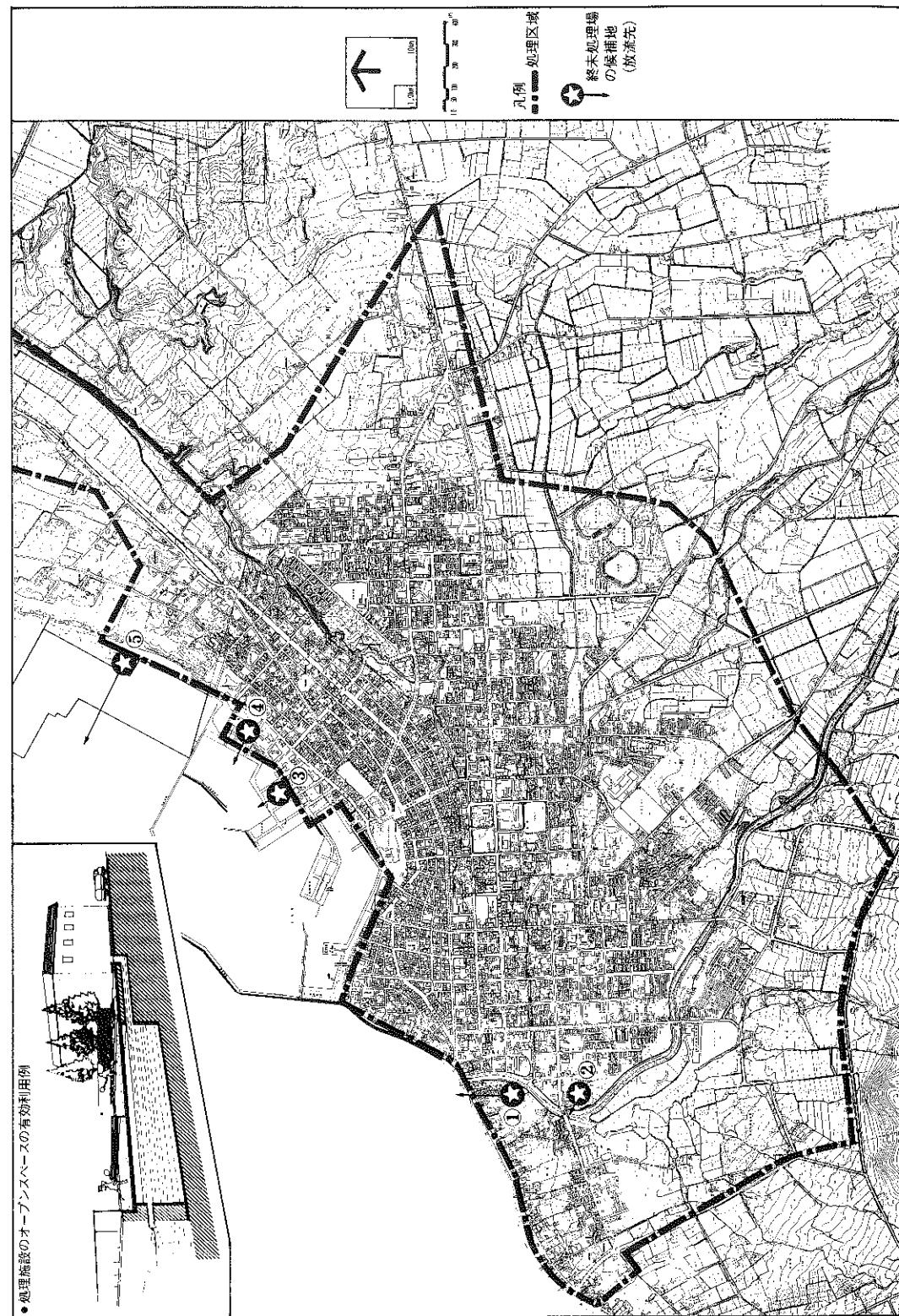
(基本方向)

1. 快適な生活環境と豊かな自然環境づくりを進めるため、公共下水道の建設着手を検討する。

(主要施策)

1. 公共下水道事業計画の策定を図る。策定にあたっては、各種の事業手法についても検討する。
2. 公共下水道事業の実施にあたっては、終末処理場を地域のオープンスペースとして有効活用を図る方策を検討する。

図-45 下水道の配置方針



2. じん芥、し尿処理

(1) じん芥

(現況と課題)

昭和51年に本町、共和町、泊村、神恵内村の4か町村により、一部事務組合を設立し、53年にはじん芥処理場を建設してじん芥処理を行っている。じん芥処理場の能力は、可燃物の焼却日量50t 不燃物の破碎日量は20t であり、破碎後の鉄分以外の不燃物は埋立処理している。

今後は、生活様式の近代化により多種多様なじん芥の排出が予想されるため、じん芥処理場で処理不能となるじん芥がますます増加するものと考えられる。このため処理技術及び処理能力の向上、収集体制の検討とともに、じん芥中の資源化や、不用品の再利用について啓発していく必要がある。

また、産業廃棄物は、経済活動の進展によりますます排出量が増大するものと予想されるので、関連業者の協力を得ながら、排出事業者自から処理するよう今後とも一層の指導をしていく必要がある。

更に、最終処分に伴う埋立用地の確保及び、その機能整備等については、早急に計画策定を要する事項である。

表-30 じん芥処理状況

区分 年度	年間総受入量			収集人 口	じん芥収集車による		
	年間 t	1日当 t	1日1人当 g		年間総 収集量 t	1日当 収集量 t	1日1人当 排出量 g
昭和 55年度	9,325	26	851	30,038	8,168	22	745
56年度	9,328	26	810	31,544	8,273	23	719
57年度	9,054	25	773	32,071	8,250	23	705
58年度	9,461	26	809	32,050	8,623	24	737
59年度	9,468	26	822	31,545	8,696	24	755
60年度	9,300	25	825	30,879	8,525	23	756
61年度	9,150	25	800	31,326	8,408	23	735
62年度	9,825	27	869	30,987	9,045	25	800

(岩内町保健課調)

(基本方向)

1. 町民生活の環境衛生保全のため、収集、処理体制の強化とクリーン運動に努める。

(主要施策)

1. じん芥の分別収集を徹底する。またじん芥のリサイクル化を図り、減量化を進めるとともに、その還元資金等を自治会、町内会づくりの資金として行く。
2. 衛生組合組織の強化、育成を図り、今後増大が予想されるじん芥排出量に対処する。
3. 産業廃棄物の処理のため、関連業者の育成、指導を図る。
4. 町内一斉の清掃日を指定し全町域のクリーン作戦の充実を図るとともに、じん芥収集方式を検討する。
5. 町民自らきれいな岩内をつくるといった、自治意識の高揚を助長する。

(2) し尿

(現況と課題)

し尿処理は、本町、共和町、泊村、神恵内村の4か町村からなる岩内地方衛生組合により行われている。

収集方法は、本町2業者、共和町1業者、泊村1業者で行われ、処理施設は本町に設置されている。

また、冬期間の収集が円滑に実施できるよう、道路の除雪対策を推進していく必要がある。

(基本方向)

1. 収集・処理体制の強化に努める。

(主要施策)

1. 冬期間の円滑な収集のため、道路の除雪対策の強化を図る。

表-31 し尿処理状況

区分 年度	収集人口 人	年間 総収集量 kg	年間 総処理量 kg	1日当 処理量 kg	1日1人当 排出量 kg
昭和 55年度	35,106	19,862	16,972	46	1.6
56年度	34,899	21,441	17,638	48	1.7
57年度	34,572	21,685	18,544	51	1.7
58年度	34,152	21,558	18,982	52	1.7
59年度	32,726	22,071	21,221	58	1.8
60年度	33,611	23,553	23,098	63	1.9
61年度	33,611	24,470	24,111	66	2.0
62年度	33,611	27,050	26,383	72	2.2

(岩内町保健課調)

3. 靈殿・墓地

(現況と課題)

本町の靈殿は、昭和31年に建設され、逐次火葬炉あるいは建物の改修を図ってきたものの老朽化が進んでおり、特に待合室は拡張の必要がある。また市街地の拡大に伴い公営住宅・学校等が付近に建設されてきているため、周辺環境と調和のとれた建物として改築する必要がある。

墓地は岩内町墓園、東山墓地、島野墓地がある。東山墓地、島野墓地では新規墓碑の建立を禁じ、既存墓碑の建替えは墓園への移転を指導している。したがって、墓園の公園式墓地化を早急に進め、町民の憩いの場となる墓園の整備が望まれている。

(基本方向)

1. 精殿の改築を図る。
2. 東山墓地及び墓地公園の整備を図る。

表-32 霊殿使用状況

単位：人

区分 年次	大 人	小 人	死 産	計
昭和 55年	182	1	11	194
56年	181	7	10	198
57年	198	5	12	215
58年	187	10	8	205
59年	191	6	7	204
60年	187	10	8	205
61年	206	1	9	216
62年	160	4	5	169
63年	190	2	9	201

(岩内町保健課調)

(主要施策)

- 建物の改築とともに、外装も周辺環境と調和のとれた配慮を行う。
- 墓地公園の整備を図り地区のオープンスペースとしての機能を果たすよう、園地内の修景緑化や広場づくり、及び園地と市街地との連絡道路の整備を推進する。
- 東山墓地は植樹を推進し、環境の美化を図る。

4. 公園・緑地**(現況と課題)**

本町は自然環境に恵まれており、北は日本海に面し、南はニセコ山ろくのすそ野が広がり、市街地周辺部や高台からの眺望はすばらしいものである。また野束川、ポン岩内川、運上屋川が市街地内を流下し清澄な水と豊富な樹林地を有しているが、家庭・工場排水により河川の汚濁が進行している。さらに社寺や庭園・史跡等が数多く分布し、公園・緑地要素はかなり豊富にあると評価されるが、これらの多くは必ずしも十分な整備がなされているとはいえない。

都市計画公園は21か所が計画決定され、マリンパークを除く20か所は、供用開始されている。

児童公園は昭和29年の火災復興土地区画整理事業施行済地区に集中し、市街地の拡大にもかかわらず、国道229号以南はほとんど整備されていなかったが、昭和57年度には相生地区に設置し、さらに昭和60年度には、野束地区に新設されている。

近隣公園は東山公園1か所だけであるが、いわないマリンプラザ構想に定められている公園について、すでに近隣公園として計画決定し、名称もいわないマリンパークとして平成元年度から工事着手する計画となっている。

住区の基幹公園である児童公園、近隣公園については、今後の市街地の発展動向にあわせ適正配置するとともに、既存児童公園の再整備が望まれる。

また、近年の車社会に対応して、国が推進しているオートリゾートネットワーク構想に基づき、オートキャンプ場を核とする総合公園が円山地区で計画されている。

表-33 岩内町都市計画公園（計画決定）

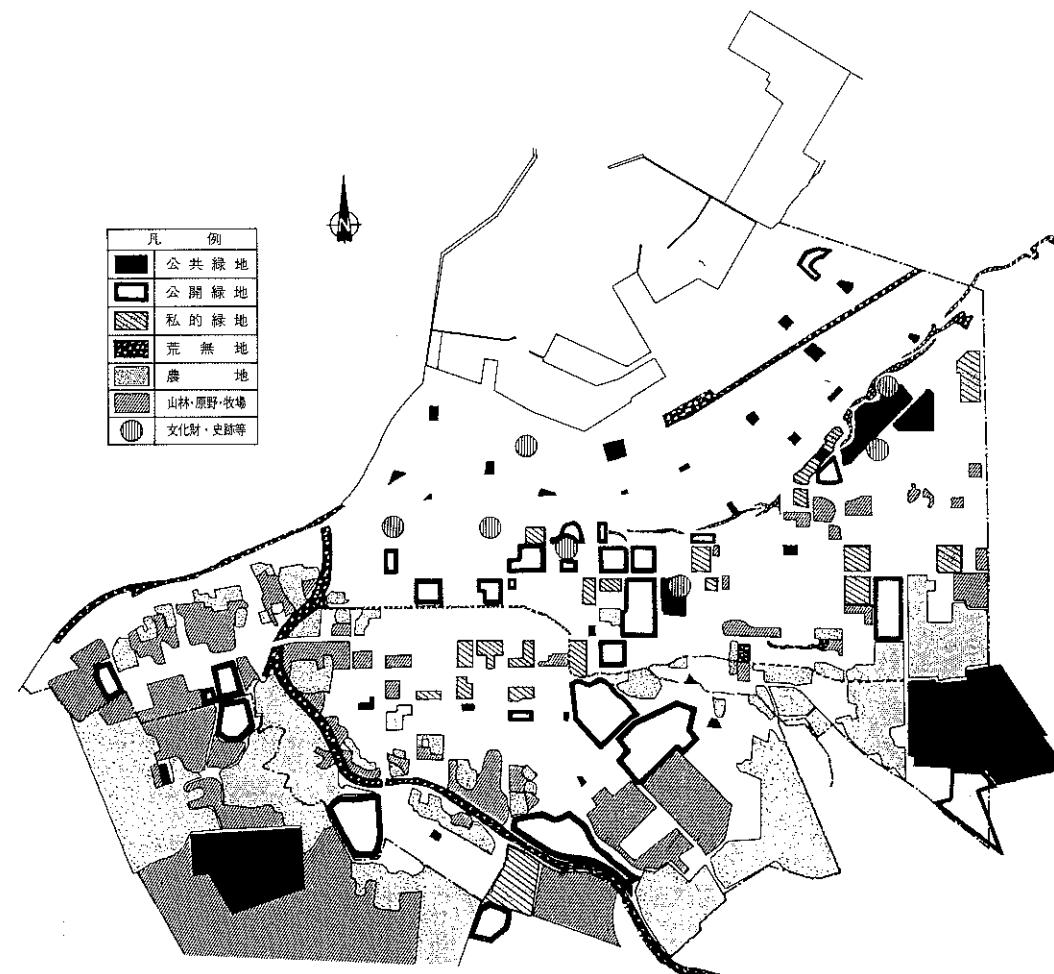
(昭和63年12月末)

単位：ha

種 類	種 别	か 所 数	面 積
住区基幹公園	児童公園	17	2.73
	近隣公園	2	2.50
都市基幹公園	運動公園	1	16.80
特 殊 公 園	墓地公園	1	8.74
	計	21	30.77

(岩内町住宅都市課調)

図-46 公園・緑地・オープンスペースの分布状況



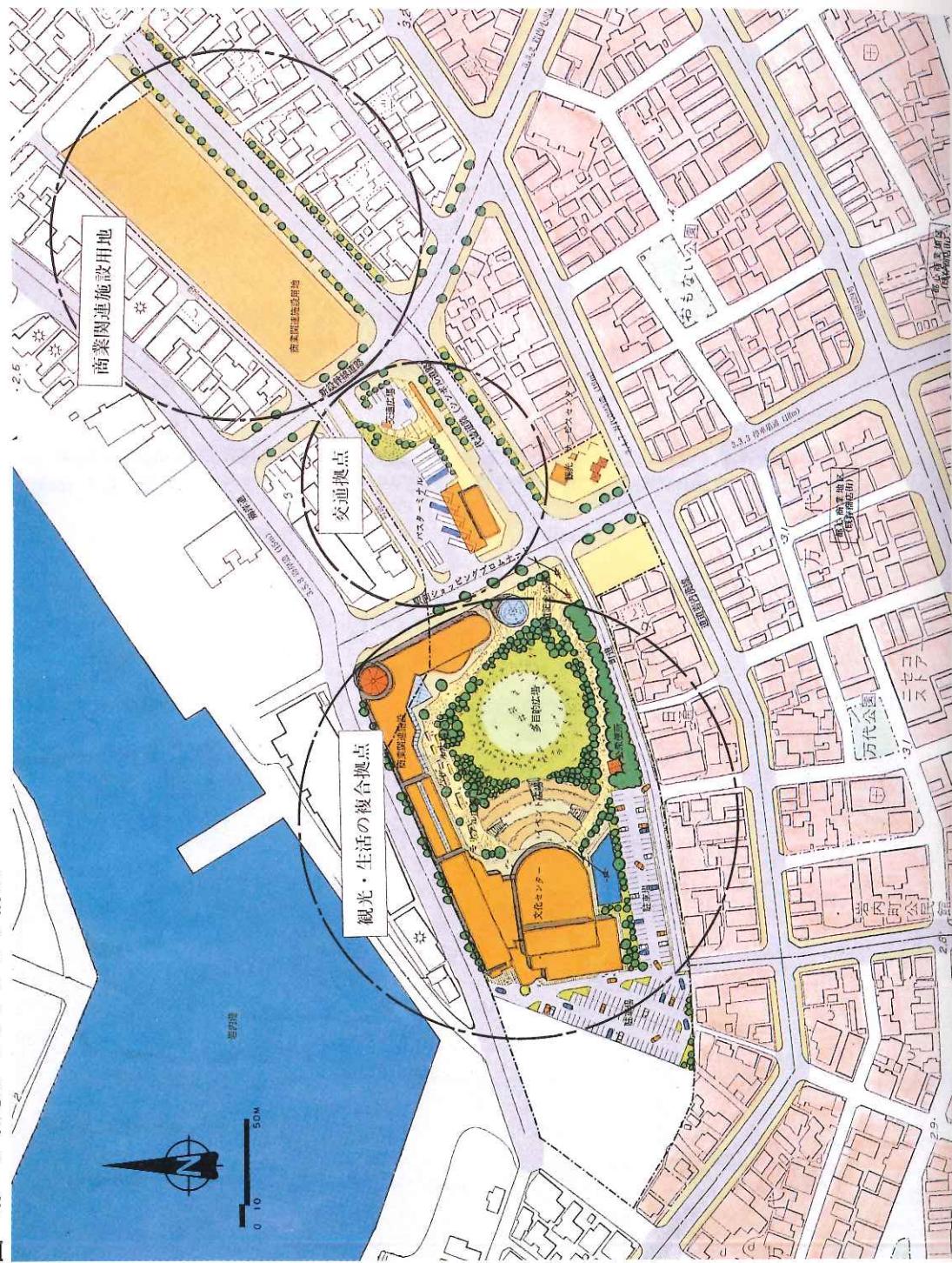
(基本方向)

1. 公園、緑地、オープンスペースの整備及び有機的連携の確立を図る。

(主要施策)

1. 環境保全、防災、レクリエーション、景観保全といった視点から、総合的な緑のマスタープランを作成し、本町の緑の体系づくりを図る。なお、緑化の推進にあたっては、町の花、木を取り入れるよう配意する。
2. 緑のマスタープランに基づき、将来の市街化動向に合わせた都市計画公園（児童公園、近隣公園、都市緑地、緑道、運動公園、総合公園及び墓地公園）の適正配置を推進する。
3. いわないマリンプラザ構想に基づき、観光・生活の複合拠点を中心として緑空間を創出する。
4. 岩内岳山ろく円山地区において、オートキャンプ場を核とした総合公園の整備を図る。
5. 生活道路や河川を生かした帯状公園や、市街地内の空地を生かしたグリーンスポットづくりを推進する。
6. 既存児童公園の充実、再整備を進める。

図-47 いわないマリンプラザ構想



管理に努める。

4. 良質な市街地形成の誘導と既存市街地の活性化を促進するため、公営住宅の適正配置を図るとともに、公営住宅の整備を促進する。
5. 民間の協力も得ながら、低廉で良好な宅地を郊外に計画的に整備するとともに、持ち家の促進を図る。

表-34 市街地の整備状況

(昭和63年12月末)

事業名称および種類	事業主体	面 積	備 考
火災復興都市計画土地区画整理事業	北海道	138.0ha	一
開 発 行 為	宮園団地	岩内町	1.36ha 計画人口 420人
	野束団地	〃	2.52ha 計画人口 500人
	相生タウン	〃	1.18ha 計画人口 135人
	白樺団地	民間	0.41ha 計画人口 85人
	ほうらん団地	〃	0.67ha 計画人口 100人
	東宮園団地	岩内町	2.06ha 計画人口 550人
公営住宅建設	災害復旧公営住宅	岩内町	748戸
	一般公営住宅	〃	434戸
	改良住宅	〃	550戸
	福祉住宅	〃	280戸

(岩内町住宅都市課調)

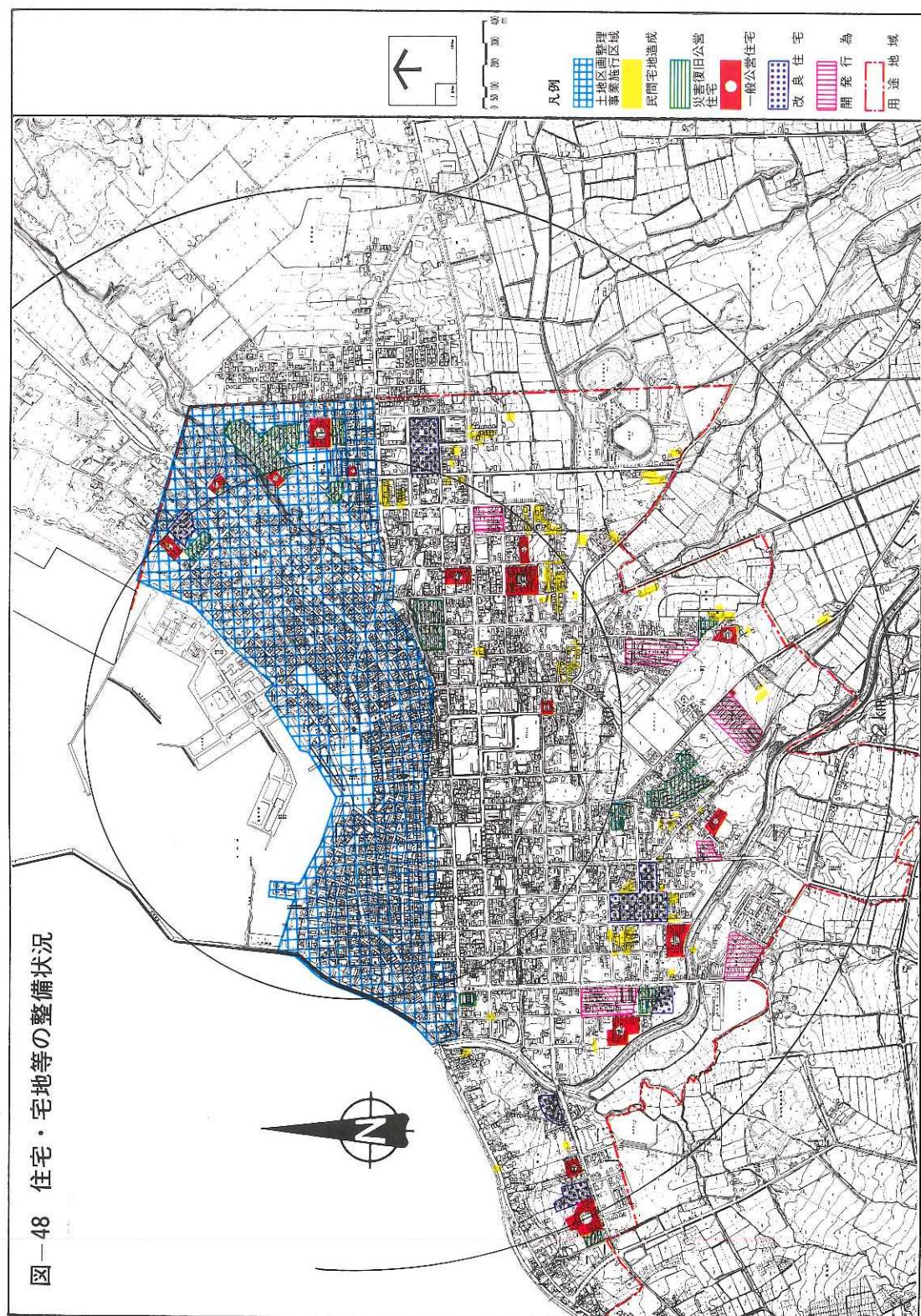
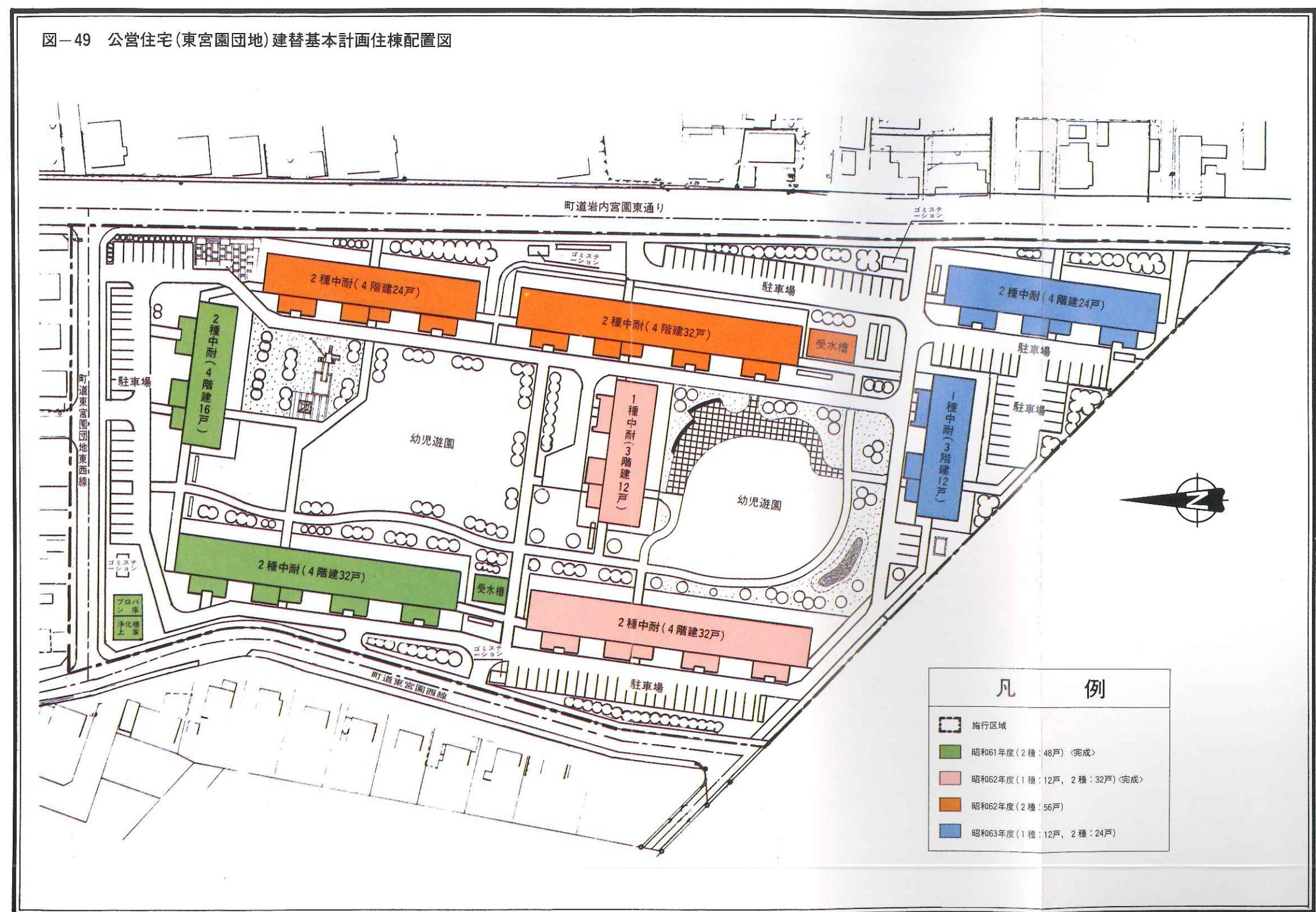


表-35 災害復旧公営住宅の再整備方針

(昭和55年度作成計画)

団地名 <基本方針>	内 容
大浜団地 <全面建直し>	大浜疎開団地、東山団地およびその周辺地域を含め、更新をはかる。住宅は周辺の団地に集約し、跡地は集会所、子供館など生活関連施設用地として公共的に確保する。
大浜疎開団地 <住 替>	隣接する一般公営住宅および教員住宅、さらに都市計画道路（山崎宮園通り）の拡幅整備とあわせ、周辺を含めた公共用地を確保し、住環境の改善を図る。
東山団地 <全面建直し>	主要な団地で生活関連施設は比較的整備されている。今後とも主要な団地として位置づけられることから、全面建直しを行う。その際、当団地を中心とし、先に述べた大浜団地、大浜疎開団地および周辺地区を含め、一体となった住環境の向上を図る。
栄団地 <全面建直し>	中心部に近く立地条件が良いことから、今後とも主要な団地の一つとして位置づけ、全面建直しを行う。ただし、住宅は昭和30年造が全てであることから、事業は、後年次となる。
高台団地 <住 替>	敷地は町有地であり、住宅数は10戸であるが、公共用地の一部としての利用が検討される。
東宮園団地 <全面建直し>	老朽化が進んでおり、建替事業により全面建直しを行うものとするが、児童公園、集会所、周辺道路の整備を同時にを行い、町内の主要な団地の一つとして、住環境の向上と市街化の促進に寄与する。
西宮園団地 <全面建直し>	南北の都市軸の一部として重要な位置にあるが、市街地の外延部として空閑地が多く公共施設が未整備である。したがって土地区画整理事業によって更新をおこなう際、周辺の土地区画整理事業と合併施行を行い、総合的に住環境の向上をはかる。
相生団地 <全面建直し>	周辺の一般公営住宅、改良住宅とともに団地を形成しており、住宅地区改良事業により、周辺も含めた建直しを行う。
清住団地 <住 替>	当団地は町有地であることを考えあわせ、児童公園などの公共用地として利用することにより、周辺を含めた住環境の向上をはかるのが望ましい。
島野団地 <住 替>	清住団地と同様に町有地であることを考えあわせ、児童公園として利用し、住環境の向上に寄与するのが望ましい。

図-49 公営住宅(東宮園団地)建替基本計画住棟配置図



第5節 安全な生活環境整備

1. 消防・救急

(現況と課題)

火災予防行政の充実など、消防組織体制の強化を図るため、昭和49年4月岩内寿都地方消防組合を設置し、広域消防体制をしいている。

本町の消防体制は、消防組合消防本部のもとに消防署及び消防団として5分団で構成されている。消防職員は消防本部10人、消防署員31人の計41人と消防団員88人（定員90名）となっている。

近年、社会・経済の進展に伴う建築物の中高層化、町民の生活様相の変化に伴う各種危険物の普及によって火災も多様化している。また火災による死傷者の増加が予想される。

火災予防は、予防広報車・町広報・街頭放送、及び春・秋の火災予防運動期間を通じて啓発・宣伝に努めている。また強風及び異常乾燥時の周知徹底、職場、町内会を含めた消防訓練、指導、予防査察の実施、消火器の取扱い及び消火実験指導、防火研修会の開催など、火災予防体制をしいている。

救急体制は、交通事故等による人身被害の増加により、昭和44年11月から被災者の救急対策として救助業務を行っている。また年々複雑化する事故に対応するため、救急隊員の技術の向上、及び機械器具等の取扱い訓練の充実を図っている。更に消防法の一部改正にともない、昭和62年から人命救助に関する専門的な教育を受けた救助隊が配置されている。

(基本方向)

1. 町民の生命と財産の保護を図るため消防体制の強化を図る。

(主要施策)

1. 消防力の増強と近代化を図るため、消防ポンプ車の更新と消防水利を確保し、スノーケル車、救助工作車等の導入について検討する。
2. 火災に強い町づくりを推進するため、都市計画、土地利用計画に基づく都市計画道路の整備を推進するとともに、道路・緑地等の計画的な整備を図る。

3. 町内会、在宅婦人、児童、生徒などによる自主的消防組織をつくり、予防消防活動の充実を図る。
4. 複雑多様化する災害に対応する消防職・団員の資質の向上を図る。
5. 救急体制の円滑化・迅速化を期するため、2B型救急自動車の更新と機械器具類の整備を図る。
6. 夜間・休日の1次救急医療体制の確立を図る。
7. 広域消防行政の活動を推進する。

表-36 火災発生状況の推移

単位：件、人

年次	区分	発生件数(件)	原因別(件)								死傷者		焼損面積		損害額(千円)		
			たばこ	使用中の火の不始末	煙突関係	煙類関係	油脂関係	電気関係	プロパンガス関係	子供の火遊び	その他の	死者(人)	負傷者(人)	建物(m ²)	林野(アール)		
昭和49年		17	1	2	1	2	1	2		8	1	2	792	50	23,458		
50年		16	4	1			2	2		7	3	1	552		28,380		
51年		18	1	6					1	1	9		3	638		23,899	
52年		12		1			3	3		5	1	6	326			38,785	
53年		13	2	4	2				1	4	2	4	481			21,292	
54年		17	2	3	2			1			9		295			10,144	
55年		16	2	4			2			3	5	1	2	423			24,412
56年		14	4	5	1	2	1		1				339			27,944	
57年		16	3	6		3			4			2	2,573			113,922	
58年		17	3	5	3	3	1	1		1	1	3	569			51,960	
59年		17	5	1	2	1	2		1	5	1	3	761			57,802	
60年		10	4	3			1			1	1	1	1	257			12,507
61年		12	1		3		1			7	1		1,659			79,151	
62年		22	1		3	1	1		2	14	1	1	783			67,022	
63年		12	2		3				1	6	1	1	227	1		13,850	

(岩内・寿都地方消防組合調)

表-37 救急事故発生の推移

単位：件、人

年別	区分	計	救急種別										不搬送				
			火災事故	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害行為	自損病	急病	その他				
昭和55年	出動件数	601	1		6	107	11	10	76	5	6	324	45	1	1	8	35
	救急件数	566	1		5	104	10	10	71	5	6	307	45	1	1		
	搬送人員	611	1		5	142	13	10	72	6	7	307	48				
56年	出動件数	675	3		4	110	16	14	104	7	4	325	74	1	13		52
	救急件数	623	3		3	99	16	14	96	7	3	307	74	1			
	搬送人員	671	3		3	147	16	14	96	7	3	307	75				
57年	出動件数	625	1		5	99	13	7	93	8	4	314	67	1	13		36
	救急件数	588	1		4	93	12	7	89	8	3	299	66	1		5	
	搬送人員	638	1		4	137	13	7	93	8	4	300	66		5		
58年	出動件数	679	3		2	118	12	11	95	7	6	335	82	2	6		42
	救急件数	637	3		2	111	11	11	91	7	3	312	82	2			
	搬送人員	687	3		3	160	11	11	91	7	3	314	82		2		
59年	出動件数	646	3		6	92	13	9	105	18	11	310	66	1	12		
	救急件数	608	3		6	86	12	9	100	16	8	294	66	1	7	7	38
	搬送人員	648	3		6	125	12	9	101	17	8	294	66		7		
60年	出動件数	710	2		2	129	8	16	82	8	4	350	101	1	7		
	救急件数	674	2		1	123	6	16	79	7	4	333	101	1	1	1	36
	搬送人員	737	2		1	184	6	16	80	7	4	335	101		1		
61年	出動件数	672	3		1	98	10	7	79	6	5	317	131	5	2	8	
	救急件数	627	2		1	87	10	7	73	6	4	300	129	5	2	1	45
	搬送人員	672	2		1	132	11	7	74	7	4	302	131		1		
62年	出動件数	708	1		3	112	13	11	74	11	2	333	131	3	1	13	
	救急件数	664	1		2	102	12	11	70	10	1	318	131	3	1	2	44
	搬送人員	728	1		2	160	13	11	70	12	1	321	135		2		
63年	出動件数	657	2		1	113	16	12	66	10	5	317	98		1	16	
	救急件数	611	1		104	15	12	65	9	3	302	98		1	1	1	46
	搬送人員	677	1		164	15	13	65	10	3	306	99		1		1	

(岩内・寿都地方消防組合調)

2. 防災

(現況と課題)

本町は、昭和40年災害対策基本法第42条の規定に基づき、岩内町地域防災計画を作成したが、その後、昭和63年に改訂作業が実施され同年9月岩内町防災会議において、岩内町地域防災計画が改訂された。

この改訂においては、各項目全般にわたって見直しが行われたほか、雪害、林野火災、地震等の個別計画が新たに加えられ災害時における基本的な防災体制、防災対策が定められた。

泊発電所に係る原子力防災計画については、昭和62年12月に災害対策基本法第17条に基づき、岩宇4か町村の防災会議で構成する泊発電所原子力防災会議協議会が設立され、昭和63年9月に同協議会において、泊発電所周辺地域原子力防災計画が策定された。

今後においては、これら両計画の実効性の確保と災害の未然防止が課題となるが、岩内町の場合、人口の集中した都市的な町並が形成されていることから災害が発生した場合には被害の拡大、二次災害の発生が懸念され、これらの防止については防災業務従事者の業務の習熟と、町民の防災意識の高揚を図る必要がある。

また災害時における住民への正確かつ迅速な情報の伝達は、円滑な防災対策実施の上での最重点となるが、本町における現状の緊急広報体制については、一部地域への街頭放送及び広報車による広報となっており、新たな広報システムの整備が求められる。

(基本方向)

1. 防災体制の整備充実を促進する。
2. 災害に強い町づくりを進める。
3. 防災意識の高揚と災害の未然防止を図る。

(主要施策)

1. 防災計画については、毎年見直しを行ない、必要な都度修正する。

2. 防災訓練、研修会を通じ防災業務従事者の業務の習熟を図る。
3. 新たな緊急広報システムの導入を促進するとともに、各種防護資機材の充実を図る。
4. 災害に強い町づくりをめざし、土地利用計画及び都市計画事業等の実施を進める。
5. 主要路線の除排雪の強化を図る。
6. 広報活動、防災訓練、各種コミュニティ活動を通じ、住民の防災意識と地域連帯意識の高揚を図る。
7. 泊発電所に対し発電所の安全運転を強く要請するとともに、国及び道に対し監視体制の充実を求める。

3. 公害

(現況と課題)

本町は美しい自然環境に恵まれて、快適な環境が保全されてきた。しかし近年は、工場等からの汚濁水、一般家庭から出る雑排水などにより周辺の河川・海域の汚染が徐々に進み、水質汚濁は大きな課題となっている。

一方、北海道公害防止条例に基づく騒音、振動及び悪臭規制の指定を受けており、これら公害の未然防止にあたっている。今後さらに、水質汚濁、大気汚染等の公害の未然防止にも努めていく必要がある。

公害は町民が健康で文化的な生活を営むうえで大きな障害となる。このため町が今後発展していくなかで、公害防止体制を確立し、積極的な防止対策を推進していく必要がある。

また、北海道初の原子力発電所が、泊村に建設されており、建設期間中の公害の未然防止はもとより、運転開始後は、地域住民の健康、各種の産業経済活動に影響を及ぼすことのないような万全の対策を事業者に実施させるとともに、その監視体制の確立が必要となっている。

(基本方向)

1. 町民の健康を守り、良好な生活環境を維持するため、公害発生の未然防止体制の確立を図る。

2. 泊発電所の安全性の確立のため、関係機関の連携を密にし、関係6者で締結している「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」を基本に万全の対策を推進する。

(主要施策)

1. 環境保全を推進するため、町民・企業・各種団体の公害防止に対する意識の高揚を図るとともに、きれいな河川、きれいな大気、住みよい環境をつくるため、行政と町民が一体となって町づくりを推進する。
2. 水質保全のため、工場における廃水処理の適正化、浄化槽利用の適正化を進めるとともに、公共下水道の建設着手を検討する。また、公共下水道が整備されるまでの間、一般家庭からの雑排水による水質保全を図るための規制対策を検討する。
3. 騒音・振動対策として建築構造の改善、しゃ音壁等の設置を推進する。都市計画・土地利用計画に基づき、工場の適正配置を推進していく。
4. 公害防止施設の設置に対し、国・道の低利資金の融資あっせんを推進するとともに、公害防止のための監視及び指導体制の強化を図る。また環境汚染の的確な計測管理を行う。
5. 泊発電所の安全性の確保のため次の施策を実施する。
 - ① 安全協定に基づく各種対策等について、事業者が確實に実施するよう監視を強める。
 - ② 北海道原子力環境センターとの連携を密にし、環境の保全を監視する。
 - ③ 地元関係機関、団体及び近隣町村との連携を密にし、各種情報の収集と必要な対策を的確に実施する。また、必要な都度これら情報あるいは対策の状況等を住民に周知する。
 - ④ 職員を各種講習会、研修会に参加させ安全性確保に関する知識、技術の向上を促進する。

第3章 健康で明るく暮らしやすい町づくり

第1節 健康の保持・増進

1. 疾病の予防と健康の増進

(現況と課題)

健康の保持と増進は人間生活の基盤であり、疾病のもたらす社会生活への影響は、きわめて大きなものがある。

特に家庭の主たる稼働者の疾病は、低所得世帯、母子世帯等の増加の大きな要因となり、疾病的予防は住民福祉の最も基本的な問題である。この対策が十分推進されることによって福祉の諸問題の多くが解決されるといつても過言ではない。

本町では、母子保健、成人病予防等を中心に、乳幼児の定期検診、妊娠婦教室の開設、健康教育、結核・循環器検診、がん検診、各種予防接種、寝たきり老人訪問看護、脳卒中後遺症の機能回復訓練などを関係団体の協力を得て実施している。しかし、乳幼児検診を除き受診率が低い。町民の健康水準は向上の傾向にあるが脳血管疾患、悪性新生物及び心臓疾患で死因の3分の2程度を占めており、特にこれからのがん対策は重要である。

このため、町民自らが健康の保持・増進について積極的に関心を深め、これを実践するよう啓発するとともに、町民がいつでも健康及び疾病について相談・

表-38 死亡率（対1,000人当）

年次 区分	昭和 55年	昭和 56年	昭和 57年	昭和 58年	昭和 59年	昭和 60年	昭和 61年	昭和 62年
岩内町	7.8	8.0	8.8	8.6	8.5	7.9	9.3	6.8
後志管内	8.3	8.3	8.2	8.7	8.2	8.6	8.6	8.2
全道	5.8	5.8	5.8	5.9	5.8	6.0	5.9	5.9
全国	6.2	6.1	6.0	6.0	6.2	6.3	6.2	6.2

(岩内町保健課調)

指導が受けられるよう、保健所、医師会等の関係機関・団体の協力を得て保健体制の強化を図る必要がある。

表-39 主要死因

(単位:人、%)

年次	区分	死亡総数	脳血管疾患	悪性新生物	心臓疾患	高血圧性疾患	不慮の事故	その他
昭和55年	岩内町	175	20.0	18.3	21.1	2.3	2.3	36.0
	後志管内	1,146	18.7	21.0	20.7	2.2	4.6	32.8
	全道	32,433	20.1	23.8	16.4	1.9	5.0	32.8
	全国	722,792	22.5	22.4	17.1	2.2	4.0	31.8
昭和56年	岩内町	166	22.9	22.9	16.3	0.0	5.4	32.5
	後志管内	1,120	19.6	24.2	17.6	1.5	4.7	32.4
	全道	32,694	19.4	24.5	18.7	1.8	5.2	30.4
	全国	720,142	21.8	23.1	17.5	2.1	4.0	31.5
昭和57年	岩内町	179	21.2	26.3	25.1	1.1	2.2	24.1
	後志管内	1,092	18.8	23.4	18.3	2.0	5.0	32.5
	全道	32,537	18.7	25.4	19.0	1.7	4.7	30.5
	全国	711,883	20.7	23.9	17.7	1.9	4.1	31.7
昭和58年	岩内町	173	23.1	20.8	21.4	0.6	5.2	28.9
	後志管内	1,151	19.5	22.5	17.4	2.0	5.8	32.8
	全道	33,513	17.6	24.9	19.2	1.4	4.7	32.2
	全国	740,034	19.7	23.8	17.9	1.8	4.0	32.8
昭和59年	岩内町	170	21.3	20.0	23.5	0.0	6.5	28.2
	後志管内	1,087	17.4	24.7	18.3	2.0	5.6	32.0
	全道	33,069	16.3	26.4	19.4	1.3	4.6	32.0
	全国	740,255	18.9	24.6	18.4	1.8	3.9	32.4
昭和60年	岩内町	166	16.3	18.1	25.3	1.2	7.8	31.3
	後志管内	1,135	17.3	24.9	18.7	1.2	5.0	32.9
	全道	34,312	15.9	26.5	20.2	1.1	4.6	31.7
	全国	752,259	17.9	24.9	18.7	1.7	3.9	32.9
昭和61年	岩内町	193	16.6	22.8	22.8	2.1	6.7	29.0
	後志管内	1,128	15.8	25.0	21.1	1.8	5.4	30.9
	全道	33,596	15.1	27.3	20.4	1.1	4.1	32.0
	全国	750,641	17.2	25.5	19.0	1.6	3.8	32.9
昭和62年	岩内町	140	10.7	29.3	27.9	2.9	2.9	26.3
	後志管内	2,452	14.8	28.5	21.9	1.0	3.8	30.0
	全道	33,519	14.7	28.1	20.6	1.1	4.0	31.5
	全国	751,181	16.5	26.6	19.1	1.4	3.7	32.7

(岩内町保健課調)

(基本方向)

1. 健康の増進からリハビリテーションに至る、一貫した包括的な保健サービス体制を確立する。
2. 健康の保持・増進について町民の意識を啓発し、町民による自発的で組織的な健康づくり運動、地域保健活動の振興を図る。
3. すべての町民が健康を享受できるよう、生涯保健の立場から関連行政分野との連携・一体化を積極的に進め、ライフサイクルに即した総合的な保健対策の推進に努める。

(主要施策)

1. 健康づくり推進協議会を機軸に、町ぐるみによる健康づくり運動を推進するとともに、保健推進員、食生活改善推進員などの保健ボランティアの養成強化を図り、地域保健ボランティア活動を促進する。
2. 保健活動の拠点として、健康増進センターあるいは保健センター（保健相談、指導等）の設置並びに、健康管理台帳の整備について検討する。
3. 保健専門職員（保健婦・看護婦）の増員を図るとともに、理学療法士等の配置を検討し、指導体制を強化する。
4. 生涯保健の立場から母子保健・学校保健・成人保健・老人保健など各期における保健対策を充実するとともに健康な老人づくり、機能回復訓練、訪問看護等総合的な保健医療事業を推進する。
5. 退院後の自宅での健康管理づくりを推進する。
6. 事故や手術時の輸血や健康管理のため、地域献血体制の確立を推進する。

(要望事項)

- 〈国・道〉 1. 精神・特定疾患等、高度専門的知識及び技術を必要とする疾病への対策の拡充

- 〈民間〉 1. 地域医療機関における予防医療活動の拡充

2. 地域医療

(現況と課題)

本町における医療施設及び医療従事者の状況は表のとおりである。医療施設

数の面では、病院数以外は全道の水準を上回っているが、医療従事者数の関係では、保健婦以外は全道の水準を下回っている。医師及び看護婦の相対的不足は、休日あるいは夜間救急医療体制確立にとって大きな障害となっている。

現在本町では、医師会の協力により休日診療は各病院の輪番制で対処されている。しかし夜間救急体制はいまだ確立されておらず、これまで町内の病院の特別の理解と協力のもとに進められている現状である。こうした特定病院の医師が不在の場合は、小樽市・余市町・俱知安町等、他市町村の医療機関へ搬送している。このため特に夜間救急体制の確立を早期に図る必要がある。

また疾病構造の変化や老人人口の増加などに伴い、今後は医療従事者の確保と医療施設の整備を図る必要がある。

(基本方向)

1. 町民がいつでも、どこでも、必要な医療が確保できるように、広域的な医療機関の有機的な連携を促進し、地域医療体制を確立する。
2. 関係機関・団体と協力して、夜間救急医療体制を確立する。

(主要施策)

1. 町内に岩宇地域の中核病院を育成するとともに、町内医療機関の機能強化を促進する。
2. 関係機関・団体の協力のもとに、広域的な医療機関の有機的な連携を促進して医療のネットワークを確立し、医療供給体制の充実に努める。
3. 医療機関の協力を得ながら、夜間救急体制の確立を推進する。

(要望事項)

- | | |
|-------|--|
| 〈国・道〉 | 1. 地域医療整備計画の策定と整備事業への助成の拡大
2. 衛生大学等医療従事者養成機関の整備・拡充
3. 包括医療推進のための医師の研究機関の整備とシステムの開発 |
| 〈民間〉 | 1. 病院・医院による予防医療・包括医療面による機能の充実
2. 診療科目的充足
3. 夜間の救急体制の確立 |

表-40 医療施設数（昭和62年度）

区分	病院		一般診療所		歯科診療所		ベッド数	
	実数	対比	実数	対比	実数	対比	実数	対比
岩内町	か所2	0.95	か所14	6.65	か所9	4.28	床476	232.20
後志管内	13	0.99	83	6.30	43	3.26	2,341	259.87
全道	686	1.20	3,108	5.46	2,107	3.70	117,589	207.10

注) 対比は人口1万人当

(岩内町保健課調)

後志管内は小樽市を除く

表-41 医療従事者（昭和62年度）

区分	医師		歯科医師		保健婦		助産婦		看護婦(准看含む)	
	実数	対比	実数	対比	実数	対比	実数	対比	実数	対比
岩内町	人23	11.22	人9	4.39	人8	3.90	人2	0.98	人95	46.34
後志管内	107	8.12	57	4.33	56	4.25	15	1.14	494	37.49
全道	8,241	14.51	2,874	5.06	1,383	2.44	1,091	1.92	36,340	64.00

注) 対比は人口1万人当

(岩内町保健課調)

後志管内は小樽市を除く

3. 国民健康保険

(現況と課題)

被保険者の加入状況は、住民登録世帯数に対し42.0%、人口に対して37.5%の加入率となっており55年度と比較し世帯数で1.2%の減少、人口で0.2%の増加となっている。このような加入状況になっているにもかかわらず、療養給付費の負担は、人口の高令化、医学の進歩、さらには老人医療費助成などにより受診率・受診件数ともに増大し、とどまることなく伸び続けている。

国民健康保険は他保険に比べ老人医療対象者が高い比率を占め、また担税能力の弱い被保険者も多い。このため給付費増大に伴う保険税の引上げや徴収率の確保は容易でなく、特別会計である国保財政の健全維持はきわめて困難な状況にある。

老人保健法の制定により国民健康保険の経営環境は改善されてきているが、一方では退職者医療制度の創設との関連で国庫補助の引き下げ等の問題もあり、医療保障として制度自体が内包する問題点は依然残されており、抜本的な対策が望まれる。

表-42 加入・給付状況の推移

区分 年 度	世帯数	人 口	国民健康保険加入状況				左の内 老人保健 対象者数	割合	保 险 給 付 費 等
			世帯数	割 合	被 保 険 者 数	割 合			
昭和 55年	世帯 7,739	人 24,362	世帯 3,346	43.2	人 9,090	37.3	人 757	% 8.3	千円 982,197
56年	7,658	22,320	3,316	43.3	8,774	39.3	863	9.8	1,112,024
57年	7,696	22,114	3,282	42.6	8,477	38.3	900	10.6	1,194,975
58年	7,759	21,933	3,230	41.6	8,157	37.2	919	11.3	1,055,973
59年	7,743	21,638	3,205	41.4	7,889	36.5	954	12.1	1,200,013
60年	7,759	21,375	3,295	42.5	7,895	36.9	969	12.3	1,296,077
61年	7,773	21,165	3,310	42.6	7,904	37.3	998	12.6	1,258,983
62年	7,828	21,020	3,284	42.0	7,878	37.5	1,043	13.2	1,353,524

(岩内町保健課調)

(基本方向)

1. 必要な医療が公平かつ適正な負担で保証されるよう、国保事業の充実に努める。
2. 国保財政の健全化を図る。

(主要施策)

1. 助産費・葬祭費の給付額の引上げ等給付内容の向上を図る。
2. 保健指導とタイアップし、健康づくりを推進するとともに、早期発見、早期治療の徹底に努め、国保財政の健全維持を図る。

(要望事項)

- 〈国・道〉 1. 国庫負担率の引上げ、調整交付金制度の拡充
2. 各医療保険制度間格差の解消を図るため、制度の抜本的改善と予防医療等を含む給付内容の充実

第2節 社会福祉の充実

1. 地域福祉の充実

(現況と課題)

近年の社会的・経済的な変化は人口の都市集中化あるいは核家族化をもたらし、この結果、地域社会での住民の連帯感は稀薄となりつつあり、また家庭内における親子の「きずな」も弱まりつつある。

こうした状況は、地域の人々との交流のなかで生きがいを見いだし、地域社会の一員として生活を送ろうとする老人・心身障害者等にとって、疎外感をますます強めるものとなっている。

老人・心身障害者等の福祉向上のためには、行政による援護とあいまって地域社会の住民の、これらの人々に対する連帯意識とそれに基づいた支援が必要である。こうした背景のもと、昭和57年3月に岩内町社会福祉協議会が法人化されたことにより、地域住民の地域に密着した福祉活動への取り組みが進められつつある。

福祉需要は年々増大・多様化しており、地域住民の自発的な福祉活動への参加は、行政の幅広い施策の展開とともに福祉推進に欠かせないものとなってきている。地域住民一人ひとりが積極的に福祉活動に参加できるような環境づくりを図る必要がある。

(基本方向)

1. 地域福祉(コミュニティーケア)の実現を目指し、地域に密着した福祉活動が地域住民の協力のもとに進められるよう、諸条件を整備し、推進体制を確立する。
2. 福祉向上のため、各分野における施策や活動の有機的な連携を図り、総合的な施策の展開に努める。
3. 福祉需要を的確に把握し、町民すべてが福祉活動に参加し、あるいはその必要に応じて適切な福祉サービスが受けられるような体制づくりを進める。また行政と民間・地域住民との役割分担の明確化、適正な受益者負担の導入

とともに、自立意識の高揚を図る。

(主要施策)

1. 地域福祉推進体制の整備

- ① 社会福祉協議会を育成し、その活動を助長する。
- ② 町民による福祉活動を継続的・安定的に推進するため、「福祉バンク」の設置を推進する。
- ③ 相談体制の整備・充実を図るため、民生・児童委員、老人・身体障害者・精神薄弱者相談員等、各層の連携を強化し、相談活動の体制の充実を図るとともに、社会福祉主事の町設置を検討する。
- 2. 福祉活動の拠点となる施設の整備充実を進めるとともに、福祉施設及び各種関連施設等の相互連携補完を図る。
 - ① 岩内町特別養護老人ホームに、デイサービスセンターの併設を検討する。
 - ② 福祉活動に係わる人びとが、地域に活動の場を確保できるよう各種関連施設の整備、改善を進める。
- 3. 学校教育・社会教育を通じた福祉教育の推進、各種福祉啓発事業・行事の開催、広報活動の強化などにより、住民の福祉意識の啓発・普及を図る。

(要望事項)

〈国・道〉 1. 地域福祉推進のための事業助成

2. 老人福祉

(現況と課題)

本町の65歳以上人口は昭和60年の国勢調査では、2,494人で、総人口の11.9%である。昭和50年の同調査よりも328人約4%の増加となっており、全国平均よりも高い比率で人口の高令化が進行しつつある。

一方、核家族化の傾向は強く、世代間の連帯意識も年々稀薄になりつつあり、老令人口の増大とともに老人世帯あるいはひとり暮らし老人等が年々増加している現状にある。特に本町ではひとり暮らし老人が499人おり、65歳以上老人の20%を占めている。

こうした状況にあって、本町では老人家庭奉仕員の派遣、移動入浴サービス、特殊寝台・福祉ベル等の貸与、給食サービス、生きがい教室の開催、さらには

65歳以上の医療費助成化、いこいの家、特別養護老人ホーム、老人福祉センターの設置など、多種多様な老人福祉施策を推進してきている。

今後は本格化する高令化社会に対応した福祉施策の展開が求められており、関連行政との連携をいっそう強め、各分野にわたる施策が一体的に効果的に推進されるよう図っていく必要がある。

(基本方向)

1. 老人が安定した老後生活を送れるよう、社会保障制度の充実のほか、相談活動の強化、施設整備を推進する。
2. 老人が健康を保持できるよう保健行政との一体化を図り、健康な老人づくりからリハビリテーションまで一貫した健康管理体制を確立する。
3. 老人が生きがいをもって生活できるよう、社会参加を促進する。
4. 老人が地域社会の一員として自立して生活ができるよう、在宅福祉サービスを推進する。
5. 医療費の助成制度について、現行制度の継続は次代を担う若年層の負担が増嵩し、生産・勤労意欲の低下要因にもなり、与える福祉から自らが生きがいを創造する場の提供、環境づくりを推進する。

(主要施策)

1. 特別養護老人ホームの機能充実を図るとともに、施設の地域開放を進める。
2. 老人福祉センター、生産活動センター、デイサービスセンター等、老人福祉のための施設機能の整備充実を図るとともに、身近な生活圏内に利用施設を整備する。
3. 老人の総合的な保健医療対策を推進する。
4. 老化による機能低下の防止と脳卒中などの後遺症を有する老人、身体障害者のための機能回復訓練を推進する。
5. 老人クラブの育成を図り、地域住民や異なる世代との交流を促進し、サークル活動、社会奉仕活動の推進などを促す。また趣味と実益を兼ねた事業推進のため、必要な助成を行う。
6. 老人の能力の開発と活用を図るため、老人生産活動センターの設置を検討する。
7. 寝たきり老人や、ひとり暮らし老人、高令者世帯等在宅の要看護老人に対

する福祉対策を実態に即して充実する。

- ① 派遣対象の拡大、サービス内容の向上など、家庭奉仕員派遣事業の拡充を図る。このため民間福祉団体への委託などについて検討するとともに、地域住民の福祉活動への参加を促進する。
- ② 給食サービスその他の通所及び訪問によるデイサービスを、ボランティア活動と調整して推進する。
- ③ 日常生活用具給付（貸与）事業の推進、老人居室整備資金貸付制度の活用促進などにより、老人居住環境の改善・整備を図る。
- ④ 寝たきり老人及び痴呆性老人の短期保護事業を推進する。

（要望事項）

〈国・道〉 1. 福祉年金等所得保障制度の改善・充実

2. 老人雇用対策の強化

〈民間〉 1. 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等老人福祉施設の管内設置

表-43 老令人口の推移（各年10月1日現在）

（単位：人）

区分 年次	60歳以上		65歳以上人口のうち		老人ホームヘルパー状況	
	60歳以上	65歳以上	寝たきりの者	独居の者	派遣対象者	ヘルパー数
昭和45年	2,768	1,762	36	189	5	1
50年	3,205	2,166	36	198	12	2
55年	3,322	2,331	37	323	14	3
60年	3,633	2,494	57	499	15	3

ただし年令人口は国勢調査

（岩内町住民課調）

3 児童福祉

（現況と課題）

本町においては昭和45年から60年までの15か年間に児童数は減少傾向を示しており、特に0～5歳の乳幼児数は著しく減少している。しかし児童を取り巻く家庭環境あるいは社会環境は、都市化や核家族化の進行など社会経済構造の変化とあいまって、保育需要の多様化、離婚等による母子・父子家庭児童の増

加など、新しい児童問題が発生している。

このため、保育所の整備をはじめ家庭の健全化、地域環境の浄化、子ども会活動の育成などを進め、児童の健全育成に努めている。今後は、これら児童問題への対処とともに、すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう、福祉行政と教育行政との有機的な連携による、より積極的な児童の健全育成対策の推進を図る必要がある。

また近年、自閉症児、情緒障害児、言語障害児あるいは異常行動児等が年々増加の傾向にあるところから、これら児童に対する療育対策を関係機関の協力を得て進める必要がある。

（基本方向）

1. 次代を担う児童が健全に育成されるよう、児童福祉・厚生施設の整備・拡充を図るとともに、関連機関との有機的な連携による健全育成施策の推進を図る。

（主要施策）

1. 乳幼児の健全育成を図るため、母子保健対策（第3章第1節参照）を充実するとともに、乳幼児医療費の助成を行う。
2. 保育所の定員及び配置を検討するとともに、老朽化した保育所の統廃合や移転新築を含めた中で、保育環境の整備、障害児保育の推進、保育内容の充実等を図る。
3. 児童公園・運動広場等児童の遊び場の整備を図るとともに、青少年科学館、サイクリングロード等の施設整備を検討する。
4. 家庭児童相談室を開設する。
5. 子ども会など、地域における児童集団の活動の場づくりを推進する。
6. 心身障害児の生活訓練事業を推進する。

（要望事項）

〈国・道〉 1. 学童保育事業への助成

表-44 児童数の推移

(単位：人、%)

年次 区分	昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
0歳	423	1.6	325	1.3	256	1.1	229	1.1
1～5歳	2,228	8.6	1,995	7.8	1,387	6.2	1,227	5.9

ただし率は総人口に占める割合

(国勢調査)

4. 母子・父子福祉

(現況と課題)

本町の母子世帯数は283世帯であり、総世帯数の3.6%にあたる。母子家庭となった原因をみると、離婚によるものが死別によるものに比べて非常に多くなっており、特に乳幼児をかかえた母子家庭が増加する傾向にある。

母子家庭の多くは、子どもを養育しながら就労しなければならない状況にある。

このため、民生・児童委員による相談と自立のための各種資金の貸付、医療費の助成等を実施しているが、就労指導の促進、在宅対策の強化など、施策のいっそうの推進を図る必要がある。

また離婚等による父子家庭の増加も予測され、かつ父子家庭の児童のおかれ状況には問題が少なくないことから、一般対策にとどまらず、これらに対応する施策を進める必要がある。

(基本方向)

- 各種資金貸付制度の活用促進のほか、相談活動の強化、自立を助長するための各種援護事業を推進して母子家庭の生活安定に努める。
- 父子家庭に対しても、その実態に即して自立を助長するための各種援護対策を推進する。

(主要施策)

- 母子家庭の生活安定
 - 母子家庭の自立を促進するため、技能修得等の講習会を実施し、関係機関に職場開拓について積極的に要請する。

② 母子会の育成を図り、母子会による生産活動を助長する。

2. 父子家庭の生活安定

① 父子家庭の実態を把握し、相談事業、介護人派遣事業を推進する。

(要望事項)

〈国・道〉 1. 父子家庭対策の実施

2. 母子（か婦）福祉資金貸付制度の改善・充実

表-45 母子世帯の状況（昭和60.8.1）

区分 年次	乳幼児のいる世帯		小中学生のいる世帯		高校生以上の世帯		総 数		実件数 件
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	
昭和60年	65	19.0	206	60.0	72	21.0	343	100.0	283

(岩内町住民課調)

表-46 原因別にみた新規母子世帯の状況（昭和60年度） (単位：件、%)

区分	離婚		死別		遺棄		その他		計
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	
乳幼児のいる世帯	11	40.7	—	—	—	—	1	3.7	12 44.4
小・中学生のいる世帯	13	48.2	—	—	1	3.7	—	—	14 51.9
高校生以上の世帯	1	3.7	—	—	—	—	—	—	1 3.7
計	25	92.6	—	—	1	3.7	1	3.7	27 100.0

(岩内町住民課調)

5. 障害者（児）福祉

(現況と課題)

(1) 身体障害者（児）

本町の身体障害者（児）数は759人であり、総人口の3.6%にあたる。障害の種別では、肢体不自由が451人（59.4%）を占めており、次いで聴覚障害126人（16.6%）である。

1・2級の重い障害を有する人が全体の38.9%を占めており、更に3級も17.4%おり、障害の重度化が進んでいる。

障害者は年々増えており、なかでも脳卒中や交通事故・労働災害等を原因とするものが目立ち、また65歳以上の高令者層の増加も著しい。

こうした障害を有する人たちのほとんどは世帯員の介護を受けながら生活をしており、障害の程度が重くなるほど、あるいは高令者であるほど社会参加の機会が少なくなっている現状である。

身体障害者（児）福祉の推進にあたっては、重度者には手厚い保護を、中軽度者には生活環境の整備を図りつつ、自らの意思による社会参加を促していくよう努めねばならない。同時に地域住民の障害者に対する連帯意識の高揚を図っていく必要がある。

また医学の進歩による障害の除去・軽減が十分期待できるので早期発見・早期治療の対策を講ずるとともに、交通災害等の減少を図っていかなければならぬ。

（2）精神薄弱者（児）

本町で療育手帳の交付を受けている精神薄弱者（児）は現在63人で、これらの精神薄弱者（児）に対し、本町では小・中学校での特殊学級の開設、中央保育所における情緒障害児の保育、あるいは精神薄弱者小規模授産施設に対する補助、さらには医療費の無料化などを進めてきている。

今後は精神薄弱者（児）の社会参加と自立を目的とした施策を展開するとともに、在宅のまま療育の機会を失っている精神薄弱者（児）には世帯員の理解を得て療育できるよう図る必要がある。

（基本方向）

1. 障害者が地域社会の一員として安定した生活が営めるよう、相談活動を強化するとともに、社会保障制度の充実、更生援護施設の整備に努める。
2. 障害の早期発見・早期治療・訓練を図り、障害のできる限りの軽減と生活適応能力の維持・向上に努める。
3. 在宅障害者（児）の自主生活を助長するため、在宅福祉サービスを充実する。

4. 援護制度の拡充及びその利用を促進するとともに、障害者と地域住民の交流の機会を増大し、社会復帰の促進を図る。

（主要施策）

1. 保健対策等関連行政の対策強化により、障害の発生防止、障害の早期発見・早期治療に努める。
2. 障害者（児）の訓練事業、訪問看護を実施するほか、介護者講習会を開設する。
3. 相談体制を強化し、各種援護制度の利用を促進する。
4. 民間の精神薄弱者更生施設の運営の円滑化を促進し、授産教育の強化を進める。また障害者の授産施設及び身体障害者更生施設の管内設置を促進する。
5. 障害者（児）それぞれの実情に即して、各種在宅福祉サービスを推進する。推進にあたっては、その個別性に十分配慮しつつ、老人在宅福祉サービスとの一体化を図る。
6. 障害者の適職の開拓や、身体障害者の自動車運転技術の取得、精神薄弱者の職親制度の推進を図る。
7. 障害者自らの社会参加意識を高め、障害者相互の親ぼくと自立活動を助長するため、障害者（児）組織の育成を図る。
8. 地域住民と障害者（児）の交流を促進するとともに、ボランティア団体や地域住民による支援活動の育成を図る。
9. 公共施設をはじめ道路など、障害者（児）を取り巻く環境を点検し、障害者（児）が安全に利用できるよう改善を進めて生活圏の拡大と社会復帰の促進を図る。また手話通訳者の養成を推進する。

（要望事項）

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| （国・道） | 1. 福祉年金・手当、諸援護制度の拡充
2. 専門指導・技術者の養成 |
| （民 間） | 1. 身体障害者更生施設の管内設置
2. 社会復帰のための職場の提供 |

表-47 身体障害者（児）の状況（昭和62年度末）
(単位：人)

区分	視覚障害	聴覚障害	音声障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	42	—	—	68	45	155
2級	23	18	—	99	—	140
3級	7	28	2	82	13	132
4級	11	18	3	111	11	154
5級	11	2	—	70	—	83
6級	14	60	—	21	—	95
計	108	126	5	451	69	759

(社会福祉概要)

表-48 療育手帳交付状況（単位：件）

区分 年度	申請件数	決 定 件 数	
		重 度	重度以外
昭和 56年	3	—	3
57年	14	5	9
58年	7	2	5
59年	5	1	4
60年	12	4	8
61年	4	—	4
62年	3	2	1

(岩内町住民調査)

6. 低所得者福祉

(現況と課題)

本町の被生活保護世帯数は、553世帯であり1,000人当たりの保護率(%)は49.3である。この保護率は後志管内(28.3)、全道(20.6)と比べてきわめて高い。

これら被保護世帯の世帯類型をみると、高令者世帯、傷病・障害者世帯、母

子世帯が大部分を占めており、管内・全道と比べて、高令者世帯の割合が高くなっている。また稼働能力をもたない高令者世帯、傷病・障害世帯等は自立更生が困難で、これら世帯の増加とともに受給期間が長期化する傾向にある。

人口の高令化あるいは核家族化の傾向がよりいっそう進む中では、今後とも被保護世帯は増加するものと思われ、一方、保護基準のボーダーラインにある低所得世帯あるいはその他の世帯については、厳しい経済情勢の中では、その勤労所得の増加率は鈍化するものと予測され、被保護世帯と比較することにより、勤労意欲を喪失する事態が生ずるのではないかと憂慮される。

このため、これら低所得世帯に対する有効かつ適切な援護と、被保護世帯の自立更生のための施策を総合的に検討する必要がある。

表-49 生活保護実施の推移（1か月平均）
()内被保護人員、保護率1,000人当

区分 年度	岩内町		後志管内		全道	
	世帯数	保護率	世帯数	保護率	世帯数	保護率
昭和 55年	560	45.4%	1,976	26.9%	57,708	19.5%
56年	550	48.1	1,958	27.1	57,895	19.4
57年	563	48.8	1,976	27.2	58,908	19.6
58年	566	49.7	2,005	27.7	60,602	20.1
59年	(1,137) 585	52.5	(3,933) 2,078	28.9	(119,354) 63,264	21.0
60年	(1,185) 608	55.4	(4,032) 2,113	30.0	(121,497) 64,855	21.3
61年	(1,140) 585	53.9	(3,981) 2,087	29.9	(119,551) 64,058	21.0
62年	(1,036) 553	49.4	(3,733) 2,022	28.3	(117,176) 63,455	20.6

(社会福祉概要)

表-50 被保護世帯の世帯類型（昭和62年度）

区分	世 帯 類 型						就 劳 状 況			
	高 令 者 世 带		母 子 世 带		傷 病・障 害 世 带		そ の 他 の 世 带		就 劳 世 带	不 就 劳 世 带
	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)	数	率(%)
岩内町	230	41.6	102	18.4	208	37.6	13	2.4	87	15.7
後志管内	768	38.0	347	17.2	834	41.2	73	3.6	268	13.3
全道	20,094	31.7	13,088	20.7	26,017	41.0	4,199	6.6	12,042	19.0

(社会福祉概要)

(基本方向)

1. 自力による生活の維持が困難となった人たちが、健康で文化的な生活を回復できるよう、社会保障制度の充実、相談活動の強化を図る。
2. 経済的自立と自立意欲を助長するための積極的かつ効果的な福祉サービスを推進する。

(主要施策)

1. 被保護世帯及び低所得世帯の実態把握とその生活相談等を推進するため相談窓口を強化し、社会福祉主事等専門職の設置を検討するとともに、民生・児童委員の活動の強化を図る。
2. 生活保護制度の適切な運用のほか世帯更生資金貸付制度の活用を促進し、さらに職業安定所等関係機関との連携による雇用の場の確保など、経済的自立と自立意欲助長のための福祉サービスを推進する。
3. 社会福祉協議会の実施する応急生活資金、愛情金庫等貸付原資を提供し、その貸付額の増額を図る。

(要望事項)

- 〈国・道〉 1. 世帯更生資金貸付制度の改善・充実
2. 授産事業の充実
- 〈民 間〉 1. 就労機会の提供

7. 国民年金

(現況と課題)

我が国は、諸外国にも例をみないスピードで高令化社会へ移行しつつあり、老後生活の支柱となる国民年金制度の役割も、ますます重要になってきており長期にわたり健全かつ安定的に運営して行くために年金制度の改正が行なわれ、昭和61年4月から実施された。

本町においても、人口構造の高令化は着実に進んでいることから年金受給者も増加し、昭和62年度における支給額は10億6千万円と老後の生活に国民年金は必要不可欠なものになってきている。

しかし、その反面年金保険料が年々高額になり一世帯当たりの負担増、さらには個人年金加入意向の増加により被保険者の受給権確保にいっそうの努力が必要となってきた。

要となってきた。

(基本方向)

1. 公的年金移行者及び転入者等の適用の徹底を図る。
2. 被保険者の年金受給権確保のため勧奨を図る。
3. 広報活動の充実を図る。

(主要施策)

1. 国民年金適用もれ者の把握を行ない適切な適用を図る。
2. 無年金者とならぬよう、被保険者の受給権確保のための勧奨を図る。
3. 国民年金制度に対する町民の理解をいっそう深めるよう、広報活動の強化充実を図る。
4. 年金相談コーナーを設置し、関係機関との連携を密にし町民の相談に応じられるよう相談体制の充実を図る。

(要望事項)

- 〈国・道〉 1. 給付内容の向上
2. 福祉年金の充実
3. 年金事務費の超過負担の解消（全額国庫負担化）

表-51 国民年金適用状況 (単位：人)

区分 年度	適用者数		
	強制	任意	計
昭和 55年	6,156	696	6,852
56年	5,969	678	6,647
57年	5,901	643	6,544
58年	5,630	602	6,232
59年	5,727	576	6,303
60年	5,568	609	6,177
61年	5,397	8	5,405
62年	5,174	11	5,185

(岩内町住民課調)

表-52 福祉年金

(単位：件、千円)

区分 年度	総 件 数		老 齢 年 金		障 害 年 金		年 金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
昭和 55年	986	267,858	781	196,995	205	70,863		
56年	922	271,829	714	194,891	208	76,938		
57年	831	256,288	632	180,121	199	76,167		
58年	716	235,466	525	157,036	191	78,430		
59年	663	222,882	474	144,206	189	78,676		
60年	644	207,145	447	129,864	197	77,281		
61年	585	251,653	393	117,144	192	134,509		
62年	544	245,625	342	102,548	202	143,077		

(岩内町住民課調)

表-53 抽出年金

(単位：人、千円)

区分 年度	老 齡 年 金		通算老 齡 年 金		障 害 年 金		障 害 基 礎 年 金		母 子 年 金		遺 児 年 金		死 亡 年 金		特 別 一 時 金		遺 族 基 礎 年 金		計			
	受 給 者	支 給 額	受 給 者	支 給 額	受 給 者	支 給 額	受 給 者	支 給 額	受 給 者	支 給 額	受 給 者	支 給 額	受 給 者	支 給 額	受 給 者	支 給 額	受 給 者	支 給 額	受 給 者	支 給 額		
昭和 55年	1,431	377,232			79	7,432	79	46,774			67	44,107	3	1,505	23	2,764	18	423			1,700	480,237
56年	1,619	443,656			93	8,755	87	55,423			65	44,770	4	1,682	23	2,921	14	339			1,905	557,546
57年	1,669	500,131			161	19,036	90	59,375			62	44,002	6	2,874	22	3,026	17	401			2,027	628,845
58年	1,734	521,687			193	23,842	99	65,707			57	40,108	3	1,437	20	2,811	16	397			2,122	655,989
59年	1,818	561,948			232	30,824	105	71,011			53	38,091	2	890	21	3,319	12	286			2,243	706,369
60年	1,882	605,931			285	40,651	107	74,624			46	34,400	2	1,187	17	2,956	13	314			2,352	760,043
61年	1,873	624,678	19	6,095	308	46,318	100	73,179	5	3,581	41	35,186	2	1,246	15	4,209	9	900	6	600	2,413	797,424
62年	1,844	625,420	73	23,360	315	48,022	97	71,106	15	11,465	35	29,882	1	627	18	5,085	9	909	2	600	2,413	819,358

(岩内町住民課調)

第3節 消費生活の安定

(現況と課題)

消費者は、企業に比べて組織化されておらず、また消費に関する的確な情報を得にくいなど不利な立場にある。

このため、本町では5名の消費生活モニターを委嘱するとともに、昭和56年度からは消費生活相談員も配置するなど、消費者行政の推進体制を整備し、最近の経済社会の変化に伴い複雑化・多様化する地域の消費者ニーズ、消費者問題への対応を図っている。

しかし、消費生活の安定を確保するためには、健全な消費慣行の形成と消費者の自主活動を促進して、合理的な消費生活の確立を目指す体制の整備が必要である。

(基本方向)

1. 消費者の保護のため、消費者教育を推進し健全な消費慣行の形成を図るとともに、苦情相談、消費生活に関する情報の提供等を行い賢い消費者づくりを図る。
2. 消費生活の安定を確保するため、消費者の意向を反映する体制を充実する。

(主要施策)

1. 自主的で合理的な消費生活を助長するため、消費者協会等関係機関と連携を図りながら、各種消費生活講座の開設、消費生活展の開催、消費者リーダーの養成など、消費者の教育を推進する。
2. 岩内消費者協会等消費者団体の育成を図り、自主的な活動の助長に努める。
3. 生活必需物資等の価格及び需給の動向などについて調査・監視するとともに情報の提供など、価格安定対策を推進し、合理的な消費慣行の形成を図る。
4. 消費者の意向を的確に把握し消費者行政に反映させるため、モニター制度等を強化するとともに、消費者・事業者・行政の懇談会等の開催を通じて相互理解を図り、信頼関係に立脚した合意の形成に努める。

第4章 豊かな人間性と文化をはぐくむ町づくり

第1節 学校教育の充実

1. 幼児教育

(現況と課題)

本町には幼児教育施設として、私立幼稚園が3園設置されている。定員は380名であり、これに対して就園児数は335人（入園率88.2%）で、入園対象児童数に対する割合は44.6%である。就園児の年令別構成は3歳児9.8%、4歳児44.5%、5歳児45.7%で、5歳児の入園率が高く、入学前の幼児教育に対する関心が高いものと思われる。これに対し、町では幼児教育振興の一環として幼稚園就園奨励補助事業を実施している。

保育所は町立が4か所設置されており、定員は360名である。入所児は279人（入所率77.5%）で、3歳以上の幼児が83.5%を占め、幼稚園と同様に5歳児の入所が最も高い比率（31.2%）を占めている。

このように本町では、3歳児で40.5%、4歳児で89.1%、5歳児で99.6%と幼児の大部分が幼稚園、保育所に就園して集団教育の機会を得ており、また、幼稚園就園率が高まっている。（4歳児の幼稚園就園率60.0%、同保育所29.0%、5歳児の幼稚園就園率63.5%、同保育所36.1%）

幼児期の教育は人間性の基礎を培う重要なものである。現行制度下では幼稚園教育は義務教育ではなく、また幼稚園と保育所はそれぞれ目的・機能を異にしている。したがって幼稚園と保育所との調整を図り、生涯教育の立場から幼児教育の総合的な振興を図る必要がある。

表-54 幼稚園・保育所在籍児数（各年5月1日現在、（）内は3歳未満児外数）

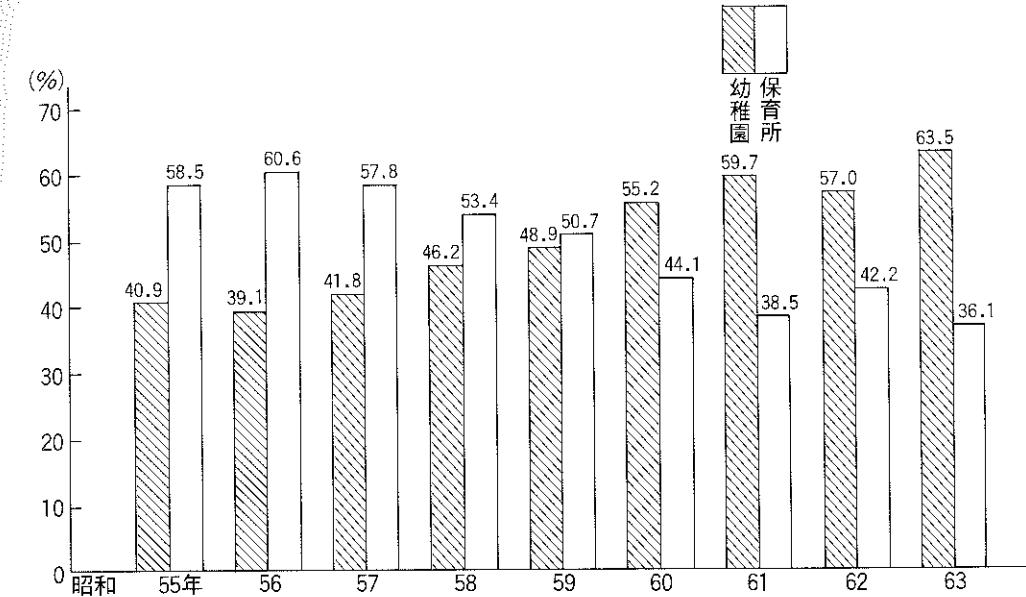
区分 年次	幼児教育対象者数(A)				幼稚園入園数(B)			保育所入所数(C)			収容されていない数(A)-(B)+(C)					
	総数	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児	計	3歳児	4歳児	5歳児
昭和55年	917	281	294	342	241	19	82	140	(73) 490	134	156	200	186	128	56	2
56年	784	224	281	279	219	26	84	109	(59) 438	121	148	169	127	77	49	1
57年	792	268	256	268	236	32	92	112	(52) 411	118	138	155	145	118	26	1
58年	802	270	281	251	264	38	110	116	(60) 371	93	144	134	167	139	27	1
59年	747	224	249	274	291	36	121	134	(69) 314	69	106	139	142	119	22	1
60年	723	241	221	261	294	32	118	144	(50) 273	77	81	115	156	132	22	?
61年	709	240	240	229	294	34	122	138	(44) 261	63	109	89	154	143	9	2
62年	732	239	240	253	324	43	135	146	(54) 244	60	76	108	164	136	29	-1
63年	751	265	248	239	335	33	149	153	(46) 233	74	72	87	183	157	27	-1

（ただし幼児教育対象者数Aは、各年5月1日現在）

（単位：人）（岩内町住民登録）

図-50 幼稚園・保育所就園率の推移（5歳児）

各5月1日現在



(基本方向)

1. 幼児教育の社会的重要性の高まりに対応して、幼稚園就園率の向上と保護者負担の軽減のため就園奨励補助事業を充実し、幼稚園教育の振興に努める。

(主要施策)

1. 幼稚園就園奨励補助事業の充実を図る。
2. 幼稚園と保育所との連携、初等教育と家庭教育とのつながりなど幼児教育に関する問題について、岩内町、小学校、保育所、幼稚園連絡協議会の活動を充実し解決を図る。

2. 義務教育

(現況と課題)

本町には義務教育施設として小学校3校、中学校2校があり、2,479人の児童・生徒が義務教育を受けている。

学校施設は、昭和45年以降、小・中学校の災害復旧校舎及び老朽校舎の改築にあたって移転新築を計画的に進め、昭和54年度の岩内第二中学校校舎の完成により小・中学校5校すべての近代化整備を終了した。

心身障害児の教育では特殊学級が小学校に6学級、中学校に4学級の計10学級が設置されており、全児童・生徒の約1%にあたる32人が特殊教育を受けている。障害児の教育にあたっては後志南地区就学指導委員会の活動に加えて岩内町特殊教育振興会による側面的な振興策も推進されており、障害の種類・程度に応じた適正な就学指導と適切な教育が行われるよう努めている。

学校給食は、小・中学校全校について完全給食を実施している。

表-55 小・中学校学級数、児童・生徒数の推移(各年5月1日現在) (単位:学級、人)

区分 年次	小学校		中学校		合計	
	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	児童・生徒数
昭和 55年	(6) 67	2,472	(5) 32	1,315	(11) 99	3,787
56年	(5) 63	2,354	(4) 32	1,318	(9) 95	3,672
57年	(6) 62	2,224	(4) 31	1,276	(10) 93	3,500
58年	(5) 57	2,080	(4) 30	1,201	(9) 87	3,281
59年	(5) 55	1,900	(4) 28	1,150	(9) 83	3,050
60年	(5) 53	1,781	(4) 28	1,157	(9) 81	2,938
61年	(6) 51	1,704	(4) 27	1,101	(10) 78	2,805
62年	(6) 47	1,591	(4) 28	1,039	(10) 75	2,630
63年	(6) 47	1,553	(4) 27	926	(10) 74	2,479

()内 特殊学級数

(学校基本調査)

表-56 小・中学校の概要(昭和63年5月1日現在) (単位:学級、人)

学 校 名	学 級 数	児童・生徒数	教 員 数
小学校	東小学校	(3) 12	421
	西小学校	(1) 18	600
	中央小学校	(2) 17	532
計		(6) 47	1,553
中学校	第一中学校	(2) 14	482
	第二中学校	(2) 13	444
	計	(4) 27	926
合 計		(10) 74	122

()内 特殊学級数

(学校基本調査)

(基本方向)

- 基礎学力の向上と、個性、創造力豊かな人間性の育成をめざして、教育内容の向上、教育施設・設備の整備、充実を図る。
- 本町の風土に根ざした、心身ともにたくましい児童・生徒の育成を図る。

(主要施策)

- 学校施設、設備の整備・充実
 - 岩内第一中学校に格技場の建設を検討する。
 - 設備基準に基づく教材・備品の整備に努めるとともに、地域に根ざした特色ある教育活動推進のための条件の整備に努める。
 - 学校施設の整備を計画的に進める。
- 教育内容の向上
 - 教育内容の高度化・多様化に対処し、教職員の資質の向上を図るために、教職員の研修体制を整備・充実するとともに自主研修を促進する。
 - 教育研究所の活動を充実し、学習指導内容・方法の改善・充実を図る。
 - 視聴覚教育、科学技術教育を充実するとともに、校外学習や体験学習、郷土学習等の推進を図る。
- 児童・生徒の健康増進と体力増強

- ① 都市化の進展に伴う児童・生徒の健康と体力の低下に対処し、その増進を図るため健康管理指導の強化、保健教育、体育教育活動の充実を図る。
- ② 児童・生徒の野外研修活動を充実する。
- ③ 学校給食は、完全給食の維持・向上、安全の確保を図るとともに、米飯給食の拡大を検討する。

4. 心身障害児教育の充実

- ① 後志南地区就学指導委員会の活動を充実し、障害の種類・程度に応じて適切な教育の機会が確保できるよう相談活動を充実する。
- ② 障害児教育の充実に努める。

表-57 小・中学校改築の状況(昭和63年5月1日現在)

(単位: m²)

区分	建物面積			竣工年月日
	校舎面積	屋体面積	計	
東小学校	4,773	892	5,665	昭和47.10.20
西小学校	6,024	1,073	7,097	昭和52. 3.10
中央小学校	6,286	2,236	8,522	昭和52. 3.10
第一中学校	4,873	890	5,763	昭和47.10.20
第二中学校	6,106	1,586	7,692	昭和54.10.10
合計	28,062	6,677	34,739	

(岩内町教育委員会調)

表-58 特殊学級の設置状況(昭和63年5月1日現在)

(単位: 学級、人)

学 校 名	学 級 数	児童・生徒数
小学校	東小学校	3
	西小学校	1
	中央小学校	2
	計	6
中学校	第一中学校	2
	第二中学校	2
	計	4
合 計	10	32

(学校基本調査)

3. 高等学校教育及び高等教育

(現況と課題)

高等学校教育は今日では義務教育化しており、本町の中学校卒業生の高等学校志願率は91.8%、進学率90.2%となっている。

本町には道立高等学校が1校あり、1学年の定員は普通科180名、商業科180名、定時制40名で合計400名となっている。これに対して昭和63年3月の町内中学校卒業生(378人)のうち、同校全日制への志願者数は266人であり、さらに他市町村からの志願者99人を加えると、志願者総数は365人で競争率は1.01倍、合格率は97.5%となっている。

しかしながら、高等学校進学者のうち、町外の高等学校に進学している生徒数は、この3か年(昭和60~62年)で335人に及んでおり、これは高等学校進学者総数の33%に達している。さらに同校定時制については平成元年度からの入学者の募集が中止されている。

また、高等学校卒業生の大学等高等教育機関への進学希望者は相当数あるものの、道内における高等教育機関は限られており、教育負担の増大や進学希望の多様化のなか、これら機関の管内設置も望まれる。

昭和38年に本町に開設されている道立岩内技術専門学院(旧名称: 岩内専修

職業訓練校)は、現在溶接科、建築科の2科目があり、これまで多く優秀な技術者が育成されている。しかし、近年の社会・経済環境を見た時、より時代のニーズに適応した科目の新設等、当学院の充実が緊急の課題となっている。

表-59 中学校卒業者の高等学校進学志願者数(単位:人、%)

区分 年度	中学校 卒業者 (A)	進学 志願者 (B)	志願別内訳		進学志願者率(B)/(A)		
			高等學校		高等専 門学校	岩内町	全道
			全日制	定時制			
昭和55年	438	377	333	43	1	86.1	94.4
56年	439	431	367	62	2	98.2	94.3
57年	401	355	323	32	0	88.5	93.8
58年	451	389	370	18	1	86.3	93.8
59年	431	377	365	10	2	87.5	94.3
60年	376	336	324	12	0	89.4	98.8
61年	381	359	355	4	0	94.2	95.4
62年	378	347	341	5	1	91.8	96.1

(岩内町教育委員会調)

表-60 中学校卒業者の町内・町外高等学校別進学者数

(単位:人、%)

区分 年度	卒業者 (A)	進学者 (B)	進学の内訳		(C)/(A)	進学率		
			町内(C)	町外		(B)/(A)	全道	
昭和55年	438	375	291	84	66.4	85.6	92.8	
56年	439	413	287	126	65.4	94.1	92.9	
57年	401	354	268	86	66.8	88.3	93.1	
58年	451	389	255	134	56.5	86.3	93.1	
59年	431	377	241	136	55.9	87.5	93.5	
60年	376	335	237	98	63.0	89.1	93.9	
61年	381	340	218	122	57.2	89.2	94.6	
62年	378	341	226	115	59.8	90.2	95.3	

(岩内町教育委員会調)

表-61 道立岩内高等学校生徒数(昭和63年5月1日現在)

区分	学級数	定員	生徒数	教員数
普通科	12学級	540名	527人	人 55
商業科	12	540	515	
定時制	4	160	17	8
計	28	1,240	1,059	63

(岩内町教育委員会調)

(基本方向)

1. 広く高等学校教育等が受けられるよう、教育施設の整備・充実と教育環境の改善に努める。
2. 道立岩内技術専門学院の時代のニーズに適応した科目の新設等、充実を促進する。

(主要施策)

1. 経済的な理由から向学心にもえながらも、進学が困難な状況にある生徒に対し、奨学金制度を拡大する。
2. 高等教育の機会拡大のため、地域性を生かした特色ある高等教育機関の町内誘致を推進する。
3. 道立岩内技術専門学院の定員の確保と科目の新設等について、地域企業、関係機関と一体となって実現を図る。

(要望事項)

- 〈道〉 1. 道立岩内技術専門学院の充実

第2節 社会教育の充実

1. 生涯教育

(現況と課題)

社会教育は、在学青少年を含め町民全体を対象とした教育活動であり、町民の自主的な学習活動によって、展開されることが望ましい分野である。

本町では、明るい家庭、豊かな住みよい郷土づくりを願い、生涯教育の観点にたって青少年教育・家庭教育・成人教育の振興、郷土愛の高揚と郷土文化の振興、環境美化運動の推進を目指し、施策を進めている。

表-62 公民館成人学校定期講座開設状況 (単位:回、時間、人)

区分	昭和60年			昭和61年			昭和62年			昭和63年		
	回数	時間	延人員									
書道(小・中学生)教室	24	36	990	24	48	922	45	80	1,602	47	71	1,640
書道(一般)教室	26	78	357	22	66	378	26	78	594	26	78	390
編物教室	26	78	347	28	56	356	27	54	198	27	54	230
太鼓教室	18	54	101	16	48	58	—	—	—	—	—	—
民踊教室	28	84	384	25	75	299	28	84	326	27	81	295
生け花(池坊)教室	27	81	480	27	81	441	28	84	597	27	81	372
生け花(草月流)教室	24	72	403	26	78	337	25	75	365	26	78	363
生け花(小原流)教室	27	81	782	27	81	716	26	78	656	27	81	593
絵画教室	27	81	186	27	54	177	26	52	157	27	54	139
追分民謡教室	25	75	423	27	81	521	26	78	402	21	63	356
合唱教室	24	72	238	—	—	—	—	—	—	—	—	—
詩吟教室	28	84	476	27	81	384	27	81	418	25	75	309
きもの着付教室	24	72	369	28	70	281	27	68	458	28	70	457
実年教室				28	84	574	28	84	653	28	84	675
計	328	948	5,536	332	903	5,444	339	896	6,426	336	870	5,819

(岩内町教育委員会調)

成人教育は、公民館を中心に現在、成人学校12科目とサークル活動9科目を開設し、広く町民の生涯学習の場として利用されている。またサークル活動は年間開設のものと合わせて21教室あり、年々受講者の増加をみている。また婦人教育には生け花教室等があり継続した学習活動を行っているほか、岩内婦人会、島野婦人会、生活改善クラブ、漁協婦人部等が組織化されて、婦人の地位向上を目指し研修活動を展開している。特に、高令者教育は、高令化及び核家族化あるいは扶養意識の変化などに伴い、家庭内における老人問題が大きな課題となっている。本町では老人福祉センターが建設され、高令者の研修や憩いの場として利用されており、また昭和46年度から高令者教育推進の場として、寿学級、寿趣味の学級を開設して学習活動を実施している。

これら社会教育活動の場としては、公民館のほか島野会館、青少年会館、老人福祉センター、働く婦人の家、勤労青少年ホームなどがある。このうち公民館は、町のほぼ中央部に位置する地の利もあって道内でも有数の利用状況となっているが、昭和31年の建設で老朽化が進んでおり、利用者の増加とともに狭さが目立ち、施設設備でも不十分な面が多いため、マリンプラザの中にコミュニティセンターも含めた文化センターが建設されている。

本町の図書館は独立したものではなく公民館に一室を設け、図書室として利用しており、貸し出しが主な利用状況となっている。昭和63年12月末の蔵書数は13,798冊で、このほか道の移動図書館を利用し蔵書の不足を補っている。コミュニティセンターの中に図書室を整備しているが、町民の教養・調査研究等に資するためには、蔵書の充実あるいは専門職員の配置が必要である。

近年の社会経済情勢の変化のなかで、家庭や地域社会では新しい生活課題や地域課題が発生しており、これら課題の解決あるいは生きがいを求めて町民の学習意欲は年々高まってきている。しかし学習活動への参加は少なく、また多様化・高度化する学習要求に現状の社会教育システムでは対応しきれなくなっている。このため教育の機会をより多くの町民に広げ、自主的な学習活動に発展させる指導体制の拡充、新たなシステムの整備が必要である。

表-63 公民館サークル開設状況
(単位:回、時間、人)

区分	昭和60年			昭和61年			昭和62年			昭和63年		
	回数	時間	延人員									
小型映画友の会サークル	10	30	97	12	36	102	10	30	75	12	36	83
園芸サークル	16	48	105	18	54	128	13	39	76	12	36	76
将棋(学生)サークル	10	20	58	10	20	72	12	24	118	7	14	41
将棋(一般)サークル	5	15	37	11	33	97	6	18	52	15	45	163
将棋(一般)サークル	4	32	61	11	88	155	10	80	137			
俳句サークル	8	24	126	11	33	153	9	27	108	9	27	116
短歌サークル	11	44	110	9	36	79	10	40	81	9	36	98
鉄工サークル	10	30	86	7	14	54						
アートフラワーサークル	16	32	72	19	38	113	16	32	128	22	44	112
書道(条幅)サークル	46	92	1,003	43	86	958	45	90	901	45	90	847
書道(学生)サークル	16	24	575	14	21	512	23	35	635	34	51	1,132
書道(一般)サークル	17	51	134	18	54	227	19	57	207	18	54	194
生け花(池坊)サークル	19	57	229	17	51	238	18	54	265	18	54	226
生け花(草月流)サークル	16	48	193	17	51	174	15	45	166	15	45	159
生け花(小原流)サークル	17	51	311	18	54	325	19	57	325	18	54	310
民謡サークル	18	54	143	17	51	118	14	42	105	13	39	99
追分民謡サークル	16	48	246	17	51	293	16	48	235	16	48	225
絵画サークル	15	45	42	16	48	99	11	33	58	11	22	66
合唱サークル	13	39	152	28	84	264	14	132	122			
詩吟サークル	14	42	208	16	48	224	29	76	399	19	57	282
バレエサークル	39	156	542	45	135	818	47	141	1,067	43	172	949
文化刺しゅうサークル	28	168	221	18	108	166	25	125	217	23	115	212
木彫サークル				42	210	450	43	172	656	43	172	677
実年サークル				8	24	185	19	57	328	20	60	361
計	364	1,150	4,751	442	1,428	6,004	443	1,454	6,461	422	1,271	6,428

(岩内町教育委員会調)

表-64 公民館利用状況
(単位:件、人)

区分 年次	公 用		私 用		合 計		
	件 数	利 用 者 数	件 数	利 用 者 数	金 額	件 数	利 用 者 数
昭和56年	942	40,592	416	40,630	437,180円	1,358	81,222
57年	920	47,780	455	33,251	470,040	1,375	81,031
58年	1,032	66,644	376	30,392	405,800	1,408	97,036
59年	903	33,074	340	29,983	364,880	1,243	63,057
60年	1,150	38,865	316	22,397	298,610	1,466	61,262
61年	1,120	41,621	292	25,610	337,050	1,412	67,231
62年	1,057	42,785	275	20,951	290,830	1,332	63,736
63年	985	30,204	257	18,709	240,660	1,242	48,913

(岩内町教育委員会調)

表-65 公民館図書利用状況
(単位:人、冊)

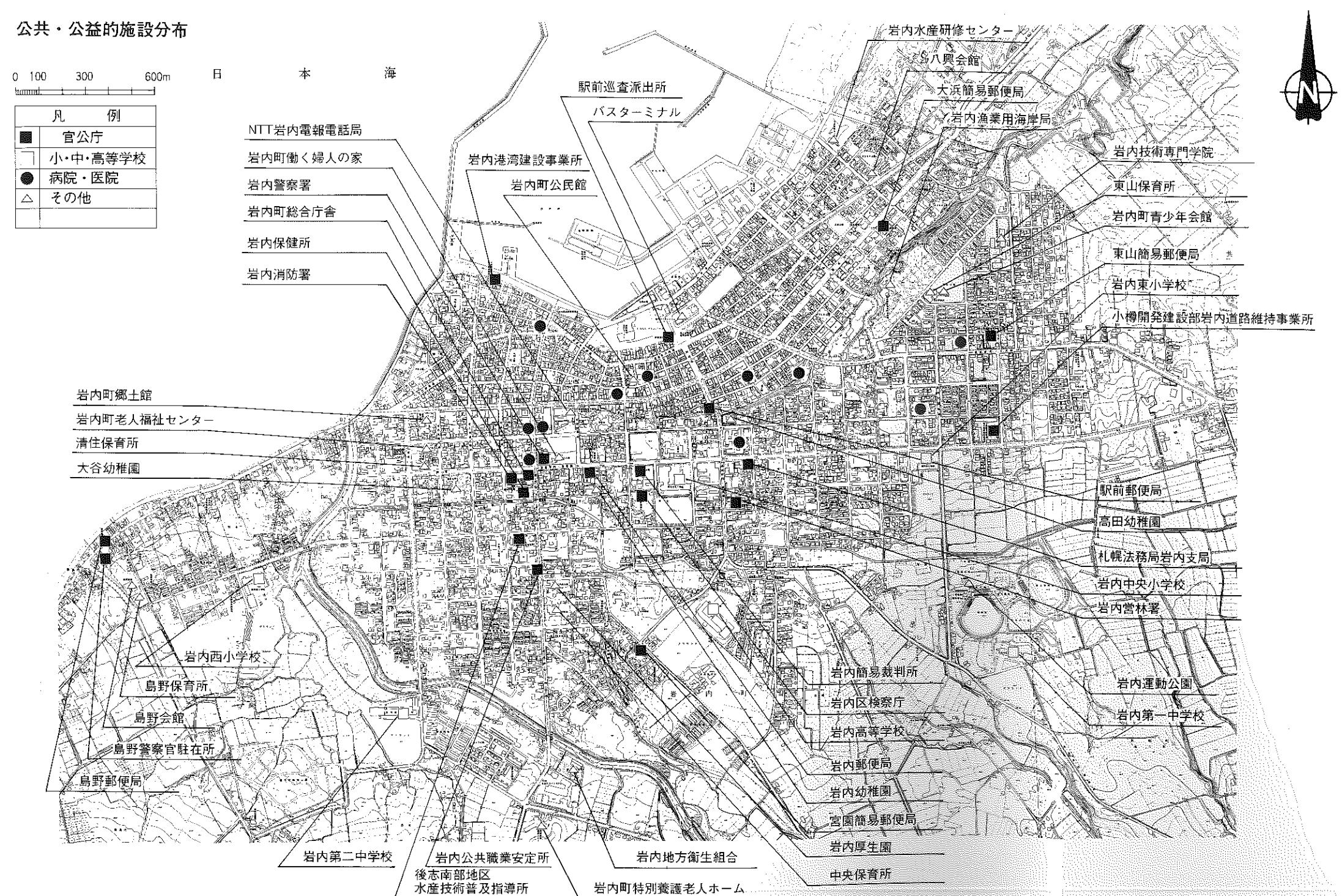
年次 区分	昭和 56年	昭和 57年	昭和 58年	昭和 59年	昭和 60年	昭和 61年	昭和 62年	昭和 63年	
	利 用 者 数	大 人	975	899	1,049	788	1,155	1,327	1,809
利 用 者 数	子供	1,208	944	754	1,032	649	561	871	852
計		1,942	1,919	1,653	2,081	1,437	1,716	2,198	2,661
利 用 冊 数	大 人	2,228	2,430	2,204	2,127	1,976	3,136	3,266	4,247
利 用 冊 数	子供	2,826	2,079	1,558	2,138	1,414	1,562	2,101	1,942
計		5,054	4,509	3,762	4,265	3,390	4,698	5,367	6,189

(岩内町教育委員会調)

(基本方向)

- 生涯教育の理念にたってすべての町民に幅広い学習の機会と場を提供し、その内容の充実を図る。
- 町民の自主的な学習活動を推進するための条件を整備する。

図-51 公共・公益的施設分布



(主要施策)

1. 社会教育施設の整備・充実
 - ① 社会教育・文化活動の拠点施設として建設される文化センターについて、町民の学習要求を満たすよう、内容の充実を図る。
 - ② 文化センターを核として、教育関連施設間の相互の連携を図るため、施設のネットワークシステムを確立する。
 - ③ 地域住民の集会、学習の場として、会館、集会所などの地域施設の整備を進める。
2. 指導体制の確立
 - ① 社会教育主事・図書館司書等、社会教育専門職員の確保と適正配置及び職員資質の向上を図り、町民の学習要求に対応できるよう人的条件を整備・拡充する。
 - ② 本町の社会教育をいっそう地域社会に根ざしたものとするため、社会教育調査の実施、長期的・総合的な社会教育計画を策定する。
3. 生涯学習活動の推進
すべての町民の多様な生活課題や学習要求にこたえるため、成人学校をはじめ、各種の講座の充実、視聴覚機器の整備と活用を図り研修交流等を推進する。
4. 団体・グループの育成
地域を基盤とする各種団体、グループの育成を図るとともに、団体、グループ相互間の連絡調整を図る。
また、専門的技能、資質を備えた指導者の発掘・養成に努める。

2. 家庭教育

(現況と課題)

核家族化の進行や共働き家庭の増加、あるいは社会構造の変化のなかで、家庭における教育機能等は低下傾向にあると言われている。

本町では、昭和36年以来公民館において婦人学級のなかに家庭教育の学習を取り入れ、これをより積極的に推進するため学級を地域に分散し、両親が参加できる体制確立のため家庭教育学級と改称、5学級を開設して幼児教育・家庭生活などの学習活動を行ってきた。しかし参加者は少なく、かつ固定化する傾

向にあり昭和60年から休止している。

今後においては、多様化した要求に対応した学習課題の設定や、対象の明確化など、家庭教育学級のあり方を再検討するとともに、学習の自主運営を促進しながら家庭教育の実践を推進して行く必要がある。

(基本方向)

1. よりよい家庭環境の創造を目指し、家庭における教育機能の強化を図る。

(主要施策)

1. 子ども達の発達段階に応じた学習内容の講座を開設し家庭教育の充実を図る。
2. 家庭教育学級の再開に向け、内容の検討、自主的運営のためのリーダー養成を進める。
3. PTA、町内会、自治会等地域団体との連携を密にし、実践活動の推進により近隣相互のふれあい、声かけ運動の促進を図り、地域社会の教育力の充実に努める。

表-66 家庭教育学級の開設状況 (単位:回、時間、人)

区分	年次	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	60~63年
開設学級		5	5	5	5	
開設回数		40	44	40	35	休止
開設時間		80	88	80	70	
参加者		553	676	658	444	

(岩内町教育委員会調)

3. 青少年対策

(現況と課題)

社会経済構造の変化に伴い、青少年を取り巻く社会環境は物質的に恵まれた反面、心の豊かさやゆとりの低下、核家族化の進行、学歴の偏重など、青少年の健全育成を阻害する要因が増えている。こうしたなかで、少年非行は戦後第

三のピークといわれる多発傾向にあり、また低年令化、暴力化など憂慮すべき状況にある。

本町では、青少年の健全育成を図るため青少年の団体活動の育成に努めており、地区子ども会、スポーツ少年団、サークル活動などが着実に進展している。

子ども会は昭和34年の設立に始まり、現在27の子ども会が組織されているが会員数は1,304人と全町小・中学生数の52.6%と低く、未組織地域の組織化が必要となっている。また子ども会育成連絡協議会、学校等関係機関との連携のもと、子ども会活動を続けているが、一部では地域ボランティアの不足もあり活動が停滞している。

本町には各種の青年団体があり活動しているが、現在4団体が加入して組織されている青年団体協議会への未加入団体及び未組織青年の現況を解明し、一体となった青年活動の振興と活性化を図る必要がある。

青少年に対しては、非行防止にとどまることなく、健全育成の方途を積極的に進める必要がある。また非行の多様化・広域化の現状から、学校、家庭、地域等、関係行政機関との総合的な連携を強め町ぐるみの体制を確立するとともに、補導体制とカウンセリング体制の充実を図る必要がある。

(基本方向)

1. 青少年の無限の可能性を引き出し、創造性に富んだ心身ともに健やかな社会人としての育成を図るため、総合的な青少年対策を樹立し、積極的に推進する。
2. 青少年施設の整備・充実を図る。

(主要施策)

1. 青少年育成体制の確立
青少年問題協議会を中心に、青少年の健全育成に関する総合施策を協議し、その対策の推進及び関係機関・団体の連絡調整を図る。
2. 青少年育成活動の推進
 - ① 集団活動を通じて青少年の人間形成を図るため、青年団体、子ども会の組織育成と地域活動・社会奉仕活動の促進を図る。
 - ② 青少年活動を積極的に推進するため、指導者やグループリーダーなどの

養成を図るとともに研修、交流を通じて視野の拡大に努める。

- ③ 青少年が知識を広め教養を高め、かつ創造性に富んだ余暇を活用することができるよう、青少年サークル活動などの充実を促進するなかで、学習機会の拡大を図る。
- ④ 児童、生徒についての相談、助言、援助業務を拡充するとともに、家庭教育相談室の機能を強化する。
- ⑤ 青少年非行の未然防止と、青少年を取り巻く環境づくりを促進するため、町民会議的な組織を結成し住民運動として、これまでも展開している“声かけ運動”的いっそうの推進を図るとともに、関係機関一体となった合同補導活動の強化、有害環境の排除、地域住民の環境浄化運動の促進を図る。

3. 青少年施設の整備・充実

① 青少年科学館の建設

科学技術の進展に対応し、青少年の科学技術の普及・啓発を促進するため、プラネタリウム館を併設する青少年科学館の建設について、産業・観光開発と連携させつつ、検討を進める。

② 青少年会館の整備・充実

青少年の教育活動の拠点として、青少年会館を整備し機能の充実を図る。

4. 芸術文化

(現況と課題)

心の豊かさや生活の潤いを求める町民の欲求は、生活水準の向上、余暇時間の増大とあいまって高まっている。

本町の芸術文化活動は文化団体協議会を中心にし、同好者グループも逐次結成され、町文化祭を主な発表会の機会として活動している。また公民館講座の受講者も増加傾向にある。

本町の風土は、画家木田金次郎を生み、幾多の文化人から愛されるなど、特有の雰囲気を有しており、また町民の絵画好きなど、日常生活レベルでの定着もみられる。しかし、町民が優れた芸術文化に接する機会は少なく、発表の場も不十分である。

芸術文化は豊かな郷土づくりの基底をなすものであり、町民の芸術文化への

関心や参加意欲をさらに高め、町民文化の創造に向けて結実されるよう、環境づくりを積極的に図る必要がある。

昭和46年に開館した郷土館は、郷土文化伝承の場としてユニークな価値を認められている。郷土館の利用状況は1日平均20人ほどとなっている。展示資料は町民の理解と関係者の協力によって、現在5,816点が収集されている。

また、展示方法にも独特な面を有し、学校教育の場にも利用されている。展

表-67 郷土館利用状況

(単位：人)

区分 年次	開館 日数	一般			団体			合計	1日当り 入館人員
		大人	小人	計	大人	小人	計		
昭和 58年	296	3,293	1,297	4,590	2,328	1,592	3,920	8,510	29
59年	298	2,968	966	3,934	2,064	1,445	3,509	7,443	25
60年	295	3,758	828	4,586	1,531	1,046	2,577	7,163	24
61年	297	3,907	898	4,805	2,673	990	3,663	8,468	25
62年	299	4,186	936	5,122	2,208	1,047	3,255	8,377	25
63年	301	3,472	687	4,159	1,197	770	1,967	6,126	20

(岩内町教育委員会調)

示資料の増加に加え、利用者の増加が見込まれるため、今後、郷土館の増築を検討する必要がある。

美術館については、木田金次郎生誕100年を記念して、民間を中心に建設に向けて必要性、望ましい姿、内容等について検討が進められている。

(基本方向)

1. 本町にふさわしい町民文化の創造を目指し、活動の活発化や芸術の鑑賞及び発表機会の拡大、施設の整備など、環境づくりのための諸施策を推進する。
2. 文化遺産の保護・保存を図るとともに、埋蔵文化財に対しては、開発行為との調整を図り、積極的な保護対策を進める。

(主要施策)

1. 芸術文化活動の振興

- ① 芸術文化活動の活性化を図るため、文化団体・グループの育成を推進す

るとともに、指導者の発掘・養成に努める。

- ② 文化センターの建設を契機に、町民芸術の発表と鑑賞の機会を拡大するとともに、文化講座の開設等により、各種文化事業を推進する。
- ③ 美術館の建設について、広く民間の意見を聞くとともに協力も得ながら、その実現を図る。

2. 文化財の保護

- ① 町内の歴史的・建築学的に意義のある建造物の保護を図る。
- ② 町内における重要な民俗文化財の調査を実施するとともに、保護・伝承を図る。
- ③ 資料の増加に伴い郷土館の増築を検討する。
- ④ 郷土館の効果的・効率的活用を図るため、長期的展望にたって専門員を養成する。

第3節 スポーツ・レクリエーションの振興

(現況と課題)

町民のスポーツ・レクリエーション活動は、健康への関心の高まりとあいまって活発化しており、岩内体育協会には、26の競技団体が加盟し、各種のスポーツ活動を行なっている。

本町では、町民の健康の保持・増進と体力の向上、余暇の善用を図るため、各種スポーツ大会の開催、指導者の養成、学校体育施設開放事業の拡大、在学青少年スポーツの振興などに努めている。

社会体育施設としては、運動公園に野球場、テニスコート、弓道場、陸上競技場が完成し、多目的広場も造成中である。また円山地区には勤労者体育センター、勤労青少年ホームが完成している。年々増加し多様化するスポーツ人口に対応するためには、体育施設の増設が必要となっている。

また活動面では、体育指導委員、体育協会の協力のもとに事業が実施され、スポーツの日常化に努めている。しかし指導者や世話役が不足しており、健康管理、体力づくりなどが、町民各層の日常生活に密着していない面もみられる。

町民スポーツの振興には、施設の整備・拡充とともに、スポーツの日常化に対する指導体制の強化が急務である。指導者の養成のためには、行政機関・スポーツ団体・社会教育団体等の実施する講習会・研修会への参加、必要資格の取得、町内での事業実施などを総合的に検討するとともに、修了後の指導者の活用についても十分配慮する必要がある。

表-68 社会体育施設の状況（昭和62年度） (単位：m²)

名 称	施設規模	施 設 内 容
運動公園	150,553	
野 球 場	18,000	両翼 91m、センター 115m
テニスコート	2,852	4面
弓 道 場	1,250	
陸 上 競 技 場	27,000	第2種公認
勤労者体育センター	731.22	バスケットボールコート1面、バレーボールコート2面、テニスコート1面、バドミントンコート3面
勤労青少年ホーム	623.78	軽運動室
町営テニスコート	826	1面
町 営 プ ー ル	1,449.58	16m×25m、7コース
大 浜 海 水 溶 場	12,000	休けい施設、シャワー、便所
青 少 年 会 館	437.4	剣道、卓球台
東 山 近 隣 公 園	15,101	ゲートボール、ソフトボール
岩内ゲートボール場	1,200	コート1面、練習コート

(岩内町教育委員会調)

(基本方向)

1. 町民の健康の保持・増進と体力の向上及び余暇の善用を目指し、町民スポーツの幅広い振興を図る。
2. 町民スポーツの振興を図るために、社会体育施設の整備・充実、指導体制の整備を図る。

(主要施策)

1. 社会体育施設の整備・充実
 - ① スポーツセンターの建設を推進する。
 - ② 温水プールの建設を推進する。
 - ③ 全天候型硬式テニスコートの建設を推進する。

④ 多様化するスポーツ需要に対応するための施設の整備を推進する。

⑤ スポーツ備品の整備とともに、コミュニティースポーツの振興を図る。

2. 学校体育施設開放事業

より多くの住民が健康な心身づくりを図るためのスポーツの場、またスポーツを通じてふれあいを創造する場として、学校体育施設開放事業の内容、活動の充実に努める。

3. 指導体制の充実

- ① スポーツ団体、グループの育成とともに、専門指導員の配置、スポーツ活動リーダーの養成を図る。
- ② 各種スポーツ教室・講演会の開設、スポーツ・レクリエーション行事などを進め、スポーツの町民各層への普及に努める。
- ③ 保健行政との連携のもと、健康づくり推進協議会の活動を強化し、スポーツ・レクリエーション活動を通じた健康管理の向上に努める。

第5章 町民生活を豊かにする産業

第1節 漁業振興計画

(現況と課題)

本町の漁業は、すけとうだら、ます、いかを中心とした漁業構成で、昭和62年度の漁協卸売市場の取扱高は11,575t、33億5,000万円であり、水産加工業を含め本町の基幹産業となっている。

昭和52年の200カイリ漁業水域の設定にともなう漁場制約、またオイルショック後の燃油高騰、漁具資材等の価格の上昇による生産コストの増大、さらに水産物需要の停滞など、漁業を取り巻く環境には厳しいものがある。このため減船の実施、あるいは経営収益の落ち込みや負債の累積など、本町の漁業経営は困難をきたしている状況である。

(1) 業態別漁業の概況

① 沖合漁業

すけとうだら、ます、いか、ほっけ等の回遊資源が主な対象魚種で、周年操業している。(ます3月～6月、いか6月～12月、すけとうだら11月～3月)しかし日本海域全般の傾向として資源量の変動が大きく、さらに漁場が沖合いに形成されるため、燃油を多く消費するエネルギー消費型の漁業経営体となっている。このため燃油等の高騰のなかで操業期間の短縮など、採算性を考慮しながら操業を続けている。

表-69 階層別経営体数

各年1月1日現在

区分 年次	総 数	1 t 未満	以上 3 t 未満	以上 5 t 未満	以上 10 t 未満	以上 20 t 未満	以上 30 t 未満	以上 50 t 未満	以上 100 t 未満	小 型 定置網	その他の 養殖
昭和55年	274	88	5	28	35	35	12	28	11	8	19
62年	204	66	1	18	18	47	8	15	8	4	17
対 比	△70	△22	△4	△10	△17	12	△4	△13	△3	△4	△2

(農林水産統計)

② 沿岸漁業

かれい、ほっけ、たこ等の根付魚種が主であり、さらに沿岸海域を回遊するいか、すけとうだら等の回遊資源が対象魚種で周年操業している。しかし、資源量の不安定要素に加え、生産コストの増大により収益が低下してきている。

さけ・ますふ化増殖事業が道内の沿岸地域で盛んに実施され、それに伴い遡上するさけ・ますも増加して沿岸漁業者の安定した収入源となっている。本町においても近年、前浜を回遊してくるさけが増加傾向にある。これらの資源の増大を図るため昭和56年にメツツ川の河川水を利用したふ化場を建設し、放流事業を実施しており年々大きな成果をあげつつある。

また、経営状況をみると、燃料消費や従業者も少ない経費節約型漁業階層である定置網漁業等は比較的安定している。

③ 浅海養殖漁業

採貝・採草の浅海資源は、従来、あわび、うに、いがい等の放流事業を実施している。野東川から幌内川に至る約4kmの浅海は転石岩礁地帯の良好な増殖条件を有している。しかし磯焼現象により餌料環境が貧弱で潜在的な漁場生産力は十分でなく、資源増大を図るために漁場造成を実施している。

浅海漁業の経営状況は、1経営体当たりの所得も少なく、就業者の高令化及び後継者がいないため経営体数は減少傾向を示しつつある。

(2) 漁獲高の推移

昭和62年度までの10か年間の漁獲高の推移は57年度までは50～60億円で推移したが、58年度以降は30～40億円台となっており、漁獲高はこの5年間で大巾に減少してきている。

このように、漁獲高が大きく変動する要素はすけとうだら、ます、いか漁の3大漁業によるものが多く、これらの豊不漁が市場の取扱高に大きく影響している。

しかし、岩内港は、港湾整備が進んでおり、日本海側の主要漁港として管外船の取扱い漁獲量も増加し、市場取扱漁獲高の約25～35%を占めてきており、漁業基地として定着しつつある。

(3) 漁船の推移

昭和62年度までの漁船の推移は、昭和56年度まで漁船総数でわずかづつ増加

したが、その後減少傾向を示してきている。これは200カイリ時代に入り沖合漁場が縮少され、さらに諸経費の高騰により収益や経済性が考慮された結果と考えられる。

表-70 地元・管外船別漁獲取扱高
(単位:t, 千円)

区分		総 数	地 元 船	管 外 船
年度				
昭和 53年 度	数 量	20,045	15,439	4,606
	金 額	5,086,190	3,635,220	1,450,970
54年 度	数 量	22,815	16,827	5,988
	金 額	5,818,901	4,088,082	1,730,819
55年 度	数 量	26,147	18,904	7,243
	金 額	5,945,949	4,272,375	1,673,574
56年 度	数 量	21,441	15,990	5,451
	金 額	5,238,435	3,782,696	1,455,739
57年 度	数 量	21,185	15,853	5,332
	金 額	6,108,968	4,358,334	1,750,634
58年 度	数 量	18,393	13,741	4,652
	金 額	4,170,838	2,944,276	1,226,562
59年 度	数 量	17,980	14,166	3,814
	金 額	3,840,550	2,882,066	958,484
60年 度	数 量	18,723	13,769	4,954
	金 額	4,933,332	3,414,660	1,518,672
61年 度	数 量	13,604	10,483	3,121
	金 額	3,230,180	2,332,867	897,313
62年 度	数 量	11,575	8,229	3,346
	金 額	3,351,092	2,085,982	1,265,110

(岩内町産業課調)

表-71 漁船の推移

(単位:隻, %)
(各年12月末現在)

年	船型	計	1 t	1 ~	3 ~	5 ~	10 ~	15 ~	20 ~	30 ~	50 ~	100 t
			未満	2.9 t	4.9 t	9.9 t	14.9 t	19.9 t	29.9 t	49.9 t	99.9 t	以上
昭和 54年	隻 数	334	106	18	52	39	4	41	13	38	23	—
	割 合	100	31.7	5.4	15.5	11.7	1.2	12.3	3.9	11.4	6.9	—
55年	隻 数	339	104	21	52	38	5	44	12	38	25	—
	割 合	100	30.7	6.2	15.3	11.2	1.5	13.0	3.5	11.2	7.4	—
56年	隻 数	343	105	22	53	39	8	46	12	33	25	—
	割 合	100	30.6	6.4	15.5	11.4	2.3	13.4	3.5	9.6	7.3	—
57年	隻 数	340	104	23	49	39	9	52	12	31	20	1
	割 合	100	30.6	6.8	14.4	11.4	2.6	15.3	3.5	9.1	6.0	0.3
58年	隻 数	323	104	23	41	38	9	48	11	27	20	2
	割 合	100	32.2	7.1	12.7	11.8	2.8	14.9	3.4	8.3	6.2	0.6
59年	隻 数	312	102	21	39	37	8	47	11	25	20	2
	割 合	100	32.7	6.7	12.5	11.9	2.6	15.1	3.5	8.0	6.4	0.6
60年	隻 数	285	93	19	37	30	9	48	7	22	18	2
	割 合	100	32.6	6.7	13.0	10.5	3.2	16.8	2.5	7.7	6.3	0.7
61年	隻 数	261	83	20	35	28	9	46	7	13	18	2
	割 合	100	31.8	7.7	13.4	10.7	3.4	17.6	2.7	5.0	6.9	0.8
62年	隻 数	237	74	21	33	24	8	45	6	8	16	2
	割 合	100	31.2	8.9	13.9	10.1	3.4	19.0	2.5	3.4	6.8	0.8

(後志の水産)

表-72 漁獲高の推移

年度 区分 魚種	昭和 55 年度			昭和 56 年度			昭和 57 年度			昭和 58 年度			昭和 59 年度			昭和 60 年度			昭和 61 年度			
	数量	金額	頭数	数量	金額	頭数	数量	金額	頭数	数量	金額	頭数	数量	金額	頭数	数量	金額	頭数	数量	金額	頭数	数量
すけとうだら	17,197	2,334,979	16,101	2,455,368	16,014	2,721,712	14,052	1,743,701	13,597	1,705,534	14,354	2,291,205	10,452	1,523,982	6,872	865,369						
いわしあわび	4,254	1,534,289	1,708	889,635	1,962	1,184,353	1,682	921,854	394	246,015	1,136	809,163	409	362,989	1,778	922,492						
かれい	447	144,270	412	145,790	298	125,462	233	133,309	395	210,074	353	193,826	248	136,218	275	145,383						
ほっけ	830	92,985	629	82,751	305	61,164	321	71,830	398	89,200	351	74,201	326	67,578	375	61,335						
たなこ	166	71,040	137	46,334	151	52,484	141	53,673	156	57,619	146	55,744	137	60,096	122	51,626						
うに	5	46,088	5	49,224	5	45,135	7	63,425	7	62,833	11	69,619	10	80,951	8	73,622						
あわび	7	30,538	2	11,522	4	19,537	4	15,290	3	16,657	2	10,926	3	11,963	1	6,992						
ほたて	18	12,694	22	15,840	19	12,258	21	18,370	17	12,256	19	11,426	21	18,616	28	24,404						
その他	3,223	1,679,056	2,425	1,540,971	2,427	1,886,863	1,912	1,149,386	3,013	1,440,372	2,371	1,417,222	1,998	967,787	2,116	1,199,869						
計	26,147	5,945,049	21,441	5,238,435	21,135	6,108,968	18,393	4,170,938	17,980	3,840,550	18,723	4,933,332	13,604	3,230,180	11,575	3,351,092						

(岩内郡漁業協同組合調)

(4) 組織の概要

漁業関係の組織としては、岩内郡漁業協同組合がある。昭和62年度の組合員は正組合員245人、準組合員11人、合計256人、出資額約7億8,000万円である。組合の事業として広範な活動が行われているが、経済部門としては信用、市場、購買、冷凍、冷蔵、製氷等、組合員の漁業経営に必要な事業のほとんどが行われており、漁民の経済指導センター的役割を果たしている。

購買事業は取扱高約6億7,400万円の組合員の受益は大きく、市場事業では一元集荷体制がなされ取扱高約38億5,000万円となっている。

営漁指導の面では、燃油、漁業資材の高騰、さらには魚価の低迷などからかつてない重大な危機に直面している。この深刻な漁業情勢を乗り切るため、漁業経営の確立及び組合経営基盤の確立を目指している。

表-73 岩内郡漁業協同組合組合員数

(昭和62年度)

移動資格別	前年度末			
	正組合員	準組合員	合計	本年度現在
地区内漁民	285人	—人	285人	235人
	2人	—	2人	2人
	8人	—	8人	8人
	295人	—	295人	245人
地区外漁民	3人	—	3人	2人
加工業を営む個人	1人	—	1人	1人
加工業を営む法人	5人	—	5人	4人
計	13人	—	13人	11人
合計	308人	—	308人	256人

(岩内郡漁業協同組合調)

(基本方向)

- 全道・全国的規模で漁業資源の見直しを行い、適切な漁業権設定や漁業生産計画を樹立するとともに、漁場の環境整備を進め、貴重な資源保護を積極

的に図る。

2. 減量合理化、採算第一の漁業形態へと根本的に体質改善を図ると同時に、漁業の生産体制について漁場や資源に見合った適正な生産規模に再編成を行う。
3. 栽培漁業の着実な進展を図るために、沿岸資源増大対策の拡大と並行して増養殖管理体制など、漁業者自身による生産性の拡大を目的とした水産資源利用の体制づくりを行う。
4. 現在のすけとうだら、ます、いか漁の3大漁業に加え、他魚種への拡大を図る。
5. 漁業経営の安定化を図るために、系統資金、制度資金等の金融対策と漁業後継者の育成、水産技術の開発を進め近代的な経営を確立する。
6. 漁業経営の見直しを図り、経営構造の改善に努める。
7. 漁民の福祉向上のため、総合的な環境整備と各種保険共済制度への加入を促進し、生活の安定化を図る。
8. バイオテクノロジー等の先端技術の発展に伴い、本格的な実用化に対応できる体制づくりを推進する。

(主要施設)

1. 浅海資源の維持、培養を図るために次の事業を推進する。
 - ① あわび増養殖場造成
 - ② あわび、うに幼稚仔保育場造成
 - ③ あわび種苗放流、こんぶ礁漁場造成
 - ④ うに種苗放流事業
 - ⑤ あわび中間育成施設設置事業
 - ⑥ あわび、うに飼場造成
 - ⑦ ひとで、かしづん駆除事業
2. 大規模な魚礁漁場と産卵礁整備を進め沿岸漁業の振興を図るために、つぎの事業を推進する。
 - ① 大型魚礁設置（沿岸漁場整備開発事業）
 - ② 幼稚仔保育場造成

③ 人工礁漁場造成

3. 漁獲の安定化と節約型漁業経営体制づくりを進め、沖合漁業の振興を図ることためつぎの事業を推進する。

- ① 沖合漁場開発調査事業
- ② 漁船近代化促進事業

4. 増養殖事業を推進し（海おこし事業の展開）、獲る漁業から育てる漁業へと転換を図る。

- ① さけ・ますふ化事業の拡大
- ② さけ・ます遡上のための魚道の設置及び河川環境整備事業
- ③ さけ・ます以外の魚種についての増養殖の調査・研究

5. 漁業生産の重要な基盤である港の総合的な機能の充実をめざし、つぎの事業を推進する。

- ① 鮮度保持冷蔵・冷凍施設建設事業
- ② 購買品倉庫及び事務所建設事業
- ③ 魚函収容倉庫建設事業
- ④ 廃船、廃油処理施設整備事業
- ⑤ 漁港整備事業

6. 保健医療体制や社会保障及び海難防止など、労働環境の改善や生活福祉対策を進め、総合的な漁業者の生活環境の向上をめざす。このため、つぎの事業を推進する。

- ① 船員簡易休養施設建設事業
- ② 海難防止対策事業
- ③ 漁村青少年育成対策事業
- ④ 漁業研修事業

7. 漁業経営の近代化、合理化を促進し安定的な経営の確立をめざす。このためつぎの制度資金の活用や事業の推進を図る。

- ① 漁業用燃油対策特別資金
- ② 漁業経営維持安定資金
- ③ 漁業近代化資金
- ④ 漁業振興資金

- ⑤ 漁家負債整理対策事業
- ⑥ 利子補給事業

8. 未利用資源、新漁場の開発をめざし、つぎの調査や機関の誘致を推進する。

- ① 岩内湾海域調査
- ② 浅海資源漁場追跡調査
- ③ 水産試験研究機関の誘致

9. 先端技術の導入による漁業生産の展開を図る。このためバイオテクノロジーによる品種の開発、改良、増産等の技術研修及び受け入れ体制の整備を促進する。

(要望事項)

〈国・道〉 1. 漁港の整備

2. 全国及び海域レベルでの資源の見直しと、長期漁業生産計画の樹立
3. 各種制度事業に対する対象事業の拡大、資金枠の拡大、補助率の引き上げ、貸付期間の延長
4. 魚道設置及び河川環境整備

第2節 農業振興計画

(現況と課題)

(1) 農業構造

農用地は約480haで町総面積のわずか7%ときわめて狭小である。このうち水稻135ha、いも類26ha、豆類・雑穀25ha、その他雑野菜等が作付されている。酪農は、近年乳牛の飼養頭数も増加し生産額も拡大されてきているが、牛乳の生産調整等が実施されており、しかも用地の取得、土質の関係等により大型酪農への転換は容易でない。

経営規模では1ha未満の階層が最も多く、農家構成では全農家戸数の約80%が自給生産農家である。この自給生産農家のうち、漁業との兼業が28%、雇われなどによる兼業が61%を占めている。

農家戸数は、昭和53年から60年の間に102戸の減少があり、これは高令化による離農、都市計画区域の宅地化などによるものと推察できる。

一方、農業人口も著しい減少をみせ一世帯当たり世帯員も昭和53年の4.2人から60年には3.8人と減少している。また農業就業者は高令化しており、若年労働力の農業外流出もみられる。

また農地の宅地への転用は減少してきているが、今後住宅の新築、公共施設等の近郊への移動などにより、農村部が市街化されることも予想されるため、優良農用地の確保が必要である。

(2) 農業生産と農家経済

本町の農業生産額は昭和61年で約4億8,000万円と推計され、耕種部門が2億8,200万円で60%、畜産部門が1億9,800万円で40%となっているが、近年

表-74 農用地の内訳

(単位: ha, %)

区分	田	畠	採草・放牧地	その他の
面 積	215.94	263.10	—	0.25
構 成 比	45.06	54.89	—	0.05

(昭和60年農業センサス)

表-75 経営耕地規模の推移

(単位：戸)

年次	区分	例外規定期定	1ha未満	1～2.99ha	3～4.99ha	5～7.49ha	7.5～9.99ha	10ha以上	総数
昭和53年		2	168	68	22	10	1	2	273
54年		2	169	63	23	11	2	2	272
55年		2	112	54	23	12	2	1	206
56年		2	111	46	24	14	1	3	201
57年		2	109	47	22	14	1	4	199
58年		2	104	45	23	14	1	4	193
59年		3	101	44	23	13	1	4	189
60年		1	88	41	22	12	1	6	171

(農業基本調査、農業センサス)

表-76 農家の構成

(単位：戸、%)

区分	岩内町		後志地域 (除く小樽)		全道		
	戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比	
全農家戸数	(2) 171	100.0	6,524	100.0	109,315	100.0	
内訳	商品生産農家	(2) 34	19.9	2,749	42.1	47,520	43.5
	自給生産農家	137	80.1	3,775	57.9	61,795	56.5

(昭和60年農業センサス、()内法人数)

の生産額の推移をみると、耕種部門は米の生産調整により年々減少し、畜産部門は飼養頭数の増加などにより伸びる傾向にある。

(3) 農業関連団体

米作関係の団体として、岩内町米作研究会及び水稻生産組合があり、種苗の確保、供給、出荷にわたって一連の協力体制が図られている。畑作園芸等については、老古美農事研究会が農業改良普及所の指導のもと、研究活動を実施している。酪農については、酪農組合を中心に乳牛の乳質の改善と労力の省力化を進めながら、経営の安定、向上を図っている。

林産資源の研究のため、岩内町椎茸栽培組合が林業指導所の指導を受けて、

しいたけ栽培に大きな成果をあげている。

表-77 男女年齢別世帯員数

(単位：人)

区分	年次	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年
		世帯員総数	1,133	1,120	827	801	767	756	729
男	14才以下	95	77	53	53	42	49	46	38
	15才	18	17	15	7	5	3	2	8
	16才～19才	43	51	38	36	42	23	18	15
	20才～24才	29	33	27	26	28	33	32	24
	25才～29才	33	36	20	23	23	23	19	15
	30才～59才	204	205	164	160	148	141	139	117
	60才以上	106	112	79	79	85	85	87	87
計		528	531	396	384	373	357	343	304
女	14才以下	124	113	71	71	57	67	63	54
	15才	18	12	15	6	6	7	3	12
	16才～19才	42	46	27	22	21	15	15	18
	20才～24才	42	41	33	32	30	28	32	22
	25才～29才	26	25	21	26	28	30	25	17
	30才～59才	229	230	172	164	154	151	148	129
	60才以上	124	122	92	96	98	101	100	87
計		605	589	431	417	394	399	386	339

(農業基本調査、農業センサス)

表-78 兼業種類別農家数

(単位：戸)

区分	兼業農家数	兼業の内訳					
		林業	漁業	恒常的勤務	出稼ぎ	日雇	その他
農業を中心とする兼業農家	39	—	6	14	—	14	5
兼業を中心とする兼業農家	98	—	33	43	4	9	9
計	137	—	39	57	4	23	14

(昭和60年農業センサス)

表-79 生産と生産額の状況（昭和61年～62年）（位：ha, 頭・羽・t, 百万円）

区分		作付面積、頭羽数	生産量	生産額
農産	水稲	135	571	188
	豆類・雑穀	25	38	13
	馬鈴薯	26	585	22
	麦類	30	88	14
	雑野菜	16	303	34
	果樹類その他	—	—	—
	工芸農作物	7	361	11
	計	239	1,946	282
畜産	乳牛(内2歳以上)	(280) 460	1,270	136
	鶏(採卵鶏)	8,000	131	31
	豚	160	—	14
	肉牛	0	—	16
	その他	—	—	1
	計	8,620	—	198
合計		—	—	480

(北海道農林水産統計年報(法人含む))

表-80 家畜飼養農家数と頭羽数

(単位：戸、頭、羽)

区分	乳牛		農用馬		豚		鶏	
	53年	60年	53年	60年	53年	60年	53年	60年
岩内町	農家数	(2) 14	(2) 13	5	2	1	1	3
	頭羽数	(121) 201	(181) 279	5	2	20	347	12,000
	一戸当	(60.5) 14.4	(90.5) 21.5	1	1	20	347	4,000
後志地域 <small>(除く小樽)</small>	農家数	(9) 495	(6) 307	(3) 824	(7) 270	(6) 530	(11) 298	(5) 408
	頭羽数	(722) 9,311	(594) 9,971	(6) 871	(2,021) 33,368	(13,910) 49,602	(257,067) 123,308	(293,100) 49,384
	一戸当	(80.2) 18.8	(99.0) 32.5	(2.0) 1.1	(288.7) 1.3	(2,318.3) 63.0	(23,369.7) 166.4	(58,620.0) 302.2
全道	農家数	(232) 21,746	(159) 16,432	(85) 10,052	(137) 6,070	(97) 4,797	(133) 2,718	(81) 7,215
	頭羽数	(27,209) 645,939	(22,255) 773,578	(557) 14,042	(82,566) 30,868	(196,710) 353,652	(4,180,813) 430,100	(5,051,700) 2,512,291
	一戸当	(117.3) 29.7	(140.0) 47.1	(6.6) 1.4	(602.7) 5.1	(2,027.9) 73.7	(31,434.7) 158.2	(62,366.7) 348.2

(昭和60年農業センサス)()内法人
(昭和53年農業基本調査)

表-81 動力耕うん機、農用トラクター個人所有農家数と台数

(昭和60年2月1日現在) (単位：戸、台)

区分	総数		歩行型		15馬力未満		15～30	
	実農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数
岩内町	110	160	60	67	37	39	31	32
後志地域 <small>(除く小樽)</small>	5,156	8,804	2,639	2,927	601	642	1,864	1,999
全道	85,905	151,060	32,555	35,081	5,687	5,954	27,344	28,497
区分	30～50		50～70		70～100		100馬力以上	
	農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数
岩内町	11	11	8	9	1	1	1	1
後志地域 <small>(除く小樽)</small>	1,251	1,310	1,252	1,427	433	493	6	6
全道	30,368	32,341	25,662	29,155	16,287	19,592	413	440

(昭和60年農業センサス)

(基本方向)

- 今後の市街化動向と合わせ、市街地地域と農業地域が調和のとれた形で農業振興が図られるよう、農業地域の見直しを検討する。
- 農地造成や農業生産、集荷、販売体制の確立を推進する。
- 酪農と畑作農業の振興を図り、農業の核づくりを行う。
- 転作田並びに荒廃地の有効利用を促進する。
- バイオテクノロジー等の先端技術の発展に伴い、本格的な実用化に対応できる体制づくりを推進する。

(主要施策)

- 都市的土地区画整理事業と農地利用との整合を図るため、市街地の発展動向に見合う農振地域の見直しを検討し、一部都市的土地区画整理事業への転換を図るとともに、一方では酪農や畑作を中心とした農地開発を推進する。
- 生産基盤整備事業を実施する。実施にあたっては、次の事業を重点的に推進する。
 - ほ場整備事業
 - 客土事業

- ③ かんがい用水路整備事業
 - ④ 草地、畑地造成及び集約化
 - ⑤ 広域農道、農道整備
3. 核農家や農協を中心とした農耕作業の受・委託方式を確立し、大規模営農の推進と小規模農家の経営安定化を図る。
4. 農業経営の安定化と副産物の供給力増大をねらいとして、酪農・畜産等の振興を図る。振興にあたっては、次を重点施策とする。
- ① 高等登録牛及び有資格牛の導入による乳牛の質の向上
 - ② 肉牛の導入による飼養頭数の増加及び、観光レクリエーションとからめた市場の拡大
 - ③ 養鶏団地の造成
5. 限られた耕作面積からより高い生産を得るために、通年型のしいたけハウスの建設を推進するとともに、園芸、花き栽培センターの建設を検討する。
6. 農業改良普及事業の拡充、強化を図るとともに、指導機関の受け入れ体制の確立や、農事研究会、米作研究会、青年研究団体等の育成を図る。
7. 農業協同組合の一元集荷体制を強化し、農産物市場の設置促進と市場の拡大を図り、価格の安定化に努力する。
8. 大型酪農家の観光牧場として活用を図るとともに、草地開発とからめた観光牧場について検討する。
9. もぎとり園やレンタル農園などの観光農園の整備を促進する。
10. 先端技術の導入による農畜産業の展開を図る。
- ① バイオテクノロジーによる品種の開発、改良、家畜の資質向上。
 - ② 増産等の技術研修及び受け入れ体制の推進。

(要望事項)

- 〈国・道〉
- 1. 中核農家経営再建整備資金枠の拡大
 - 2. 道営農地開発事業やほ場整備事業の拡大
 - 3. 野菜価格安定事業の拡大と畑作物共済制度の適用
 - 4. 乳・肉用牛、肉豚経営安定資金枠の拡大
 - 5. 造林事業補助率の引上げや資金の貸付期間の延長

第3節 工業振興計画

(現況と課題)

(1) 工業の概況

本町の工場数は、昭和53年には127工場であったが、以後年々減少し62年には、73工場と対53年比で54工場、43.3%の減少となっている。これは食料品製造業の減少が主たる要因となっている。

業種別の工場数では、水産加工業を主とする食料品製造業が多く、昭和62年では56工場、全体の77%を占めている。次いで木材・木製品製造業が6工場、出版・印刷関連産業が4工場となっている。

製造品出荷額は、昭和53年201億円から、54年に240億円と増加したが、その後は減少傾向にあり、62年では212億円程度にとどまっている。業種別では、水産加工業を主とする食料品製造業が169億円と総出荷額の80%を占め、これに次

製造品出荷額は、昭和53年210億円から、54年に240億円増加したが、その後は減少傾向にあり、62年では212億円程度にとどまっている。業種別では、水産加工業を主とする食料品製造業が169億円と総出荷額の80%を占め、これに次ぐ木材・木製品製造業は2%と大きなひらきがある。

(2) 水産加工業の概況

漁業とともに本町の基幹産業となっている水産加工業について、昭和61年でさらに細かく検討してみると次のようになっている。

水産加工製品の生産高割合でみると、総数量10,307t、総額145億円のうち塩蔵品は4,189t(41%)、96億円(66%) 干製品は3,745t(36%) 36億円(25%)と、この2製品だけで7,934t(77%) 132億円(91%)を占めている。この中心をなしているのが、塩ます、塩かずのこ、たらこ、みがきにしんの4品目である。しかしながら塩かずのこ、みがきにしんの原材料となるにしんは、町内には水揚げがなく、今後とも原魚、原卵の安定確保が課題となっている。

一方、本町の3大漁業である、ます、いか、すけとうだらの利用では、ますが塩蔵品のほか近年、ピンますがくん製品として開発され好評を得ているが、そのほかについても新製品開発に向けての検討が必要となっている。

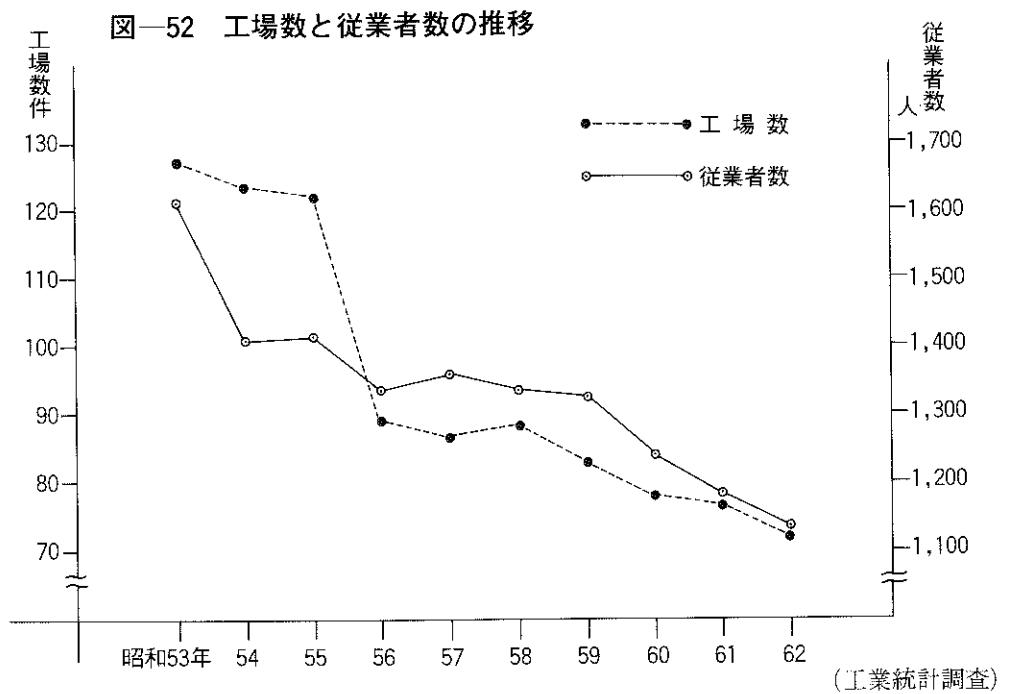
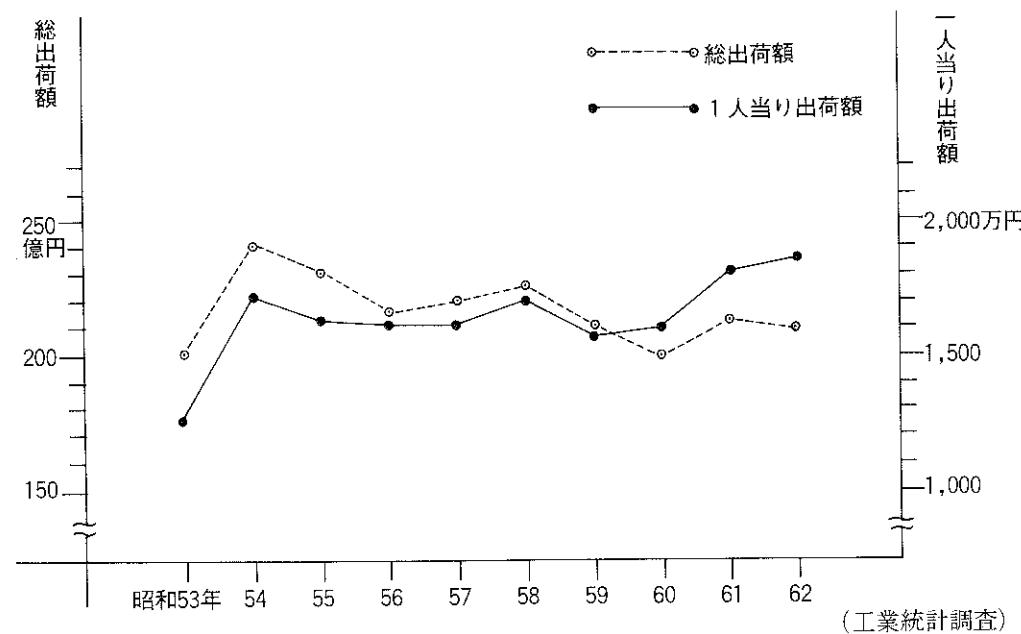


図-53 製造品出荷額と従業員 1 人当たり出荷額の推移



表—82 製造業の概況推移

(工業統計調查)

表-83 水産加工製品生産高の推移

(単位: 数量; トン 金額; 千円)

品種 区分	昭和53年		昭和54年		昭和55年		昭和56年		昭和57年		昭和58年		昭和59年		昭和60年		昭和61年	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
冷凍 品	1,833	530,390	2,169	642,630	3,446	1,180,409	1,768	359,668	743	51,766	10	4,126	109	11,613	554	43,975	1,670	490,452
ま す け と う だ ら	100	60,000	20	17,000	501	233,309	-	-	-	-	57	9,580	20	6,000	-	-	-	-
い い そ の 他	365	134,900	1,200	420,000	786	334,295	182	42,169	39	6,248	-	-	52	2,083	63	10,538	896	295,533
缶 蓋 品	15,150	590	45,000	821	127,660	1,455	137,817	694	41,538	-	-	-	471	27,437	730	133,830	-	-
缶 薫 品	176,800	222	122,100	282	124,845	451	179,000	10	3,980	10	4,126	-	-	-	-	-	-	-
缶 罐 品	143,540	227	38,530	1,056	360,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41	63,089
缶 ま す け	-	-	15	11,520	65	47,124	26	32,458	-	-	-	-	178	149,499	-	-	66	187,468
缶 蓮 菓 品	3,355	10,023,050	2,921	13,795,850	2,013	6,235,086	2,886	8,088,327	2,425	7,256,403	3,881	11,388,079	3,420	10,512,382	3,326	9,350,912	4,189	9,564,726
か か ず の こ	1,200	720,000	1,210	1,028,500	543	438,177	1,015	833,203	885	846,423	1,086	713,987	1,132	727,006	1,349	1,309,692	442	333,500
か け そ う だ ら こ	1,480	7,216,000	1,023	10,925,300	547	3,864,520	1,214	5,487,116	783	4,268,273	1,532	7,826,207	1,359	7,346,370	988	5,381,495	1,142	5,757,364
そ の 他	650	2,080,000	680	1,836,000	923	1,932,388	608	1,763,275	728	2,118,481	1,068	2,749,379	910	2,429,514	985	2,657,006	1,026	2,521,341
調 味 品	2,481	2,857,450	2,660	2,643,000	4,552	3,868,939	4,628	1,934,676	5,118	4,206,725	5,074	5,345,769	4,091	4,064,452	3,571	3,743,929	3,745	3,623,570
み が き に し ん	2,300	2,780,000	2,000	2,400,000	3,608	3,585,334	3,930	1,635,030	4,557	3,585,245	4,078	4,447,064	3,735	3,842,100	3,410	3,603,092	3,583	3,493,114
し し も も	78	46,800	600	210,000	949	283,605	670	268,000	568	613,000	590	636,743	130	143,128	-	-	-	-
そ の 他	103	50,630	60	33,100	-	28	31,646	13	8,480	106	261,912	116	79,224	161	139,928	162	130,456	
調味干・くん製品	644	694,700	505	502,000	455	451,626	756	335,174	341	409,383	393	433,819	557	690,586	462	55,693	434	513,280
たら・かけとうだら	570	635,000	398	407,000	261	344,628	214	230,073	170	212,497	263	322,213	236	346,925	173	23,210	133	183,475
い そ の 他	2	3,600	-	5	7,000	113	90,000	48	79,386	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ね り 製 品	40	20,000	40	20,400	-	-	32	29,033	33	26,468	35	27,608	31	23,316	32	26,753	37	28,620
ひ で や 物	50	17,500	50	26,850	-	-	-	-	-	52	26,484	-	-	43	22,424	53	31,442	
調 味 漬 物	424	260,400	138	97,500	77	82,777	82	59,353	93	69,500	185	133,758	114	88,850	103	81,260	62	48,740
海そう・こんぶ・千製品	15	9,269	12	7,906	-	-	4	1,640	2	2,332	7	3,724	16	3,203	14	4,116	17	4,753
飼 肥 料	135	5,130	118	4,484	34	1,666	32	4,859	101	7,371	31	1,705	265	14,765	6	350	34	1,872
そ の 他	2	2,400	1	1,300	-	-	-	-	1	87	0	26	-	-	0	168	0	87
合 计	9,029	14,420,289	8,629	17,753,540	10,647	11,867,627	10,268	10,885,418	8,857	12,380,435	9,668	17,365,038	8,732	15,498,678	8,111	13,808,671	10,307	14,455,010

(農林水産統計)

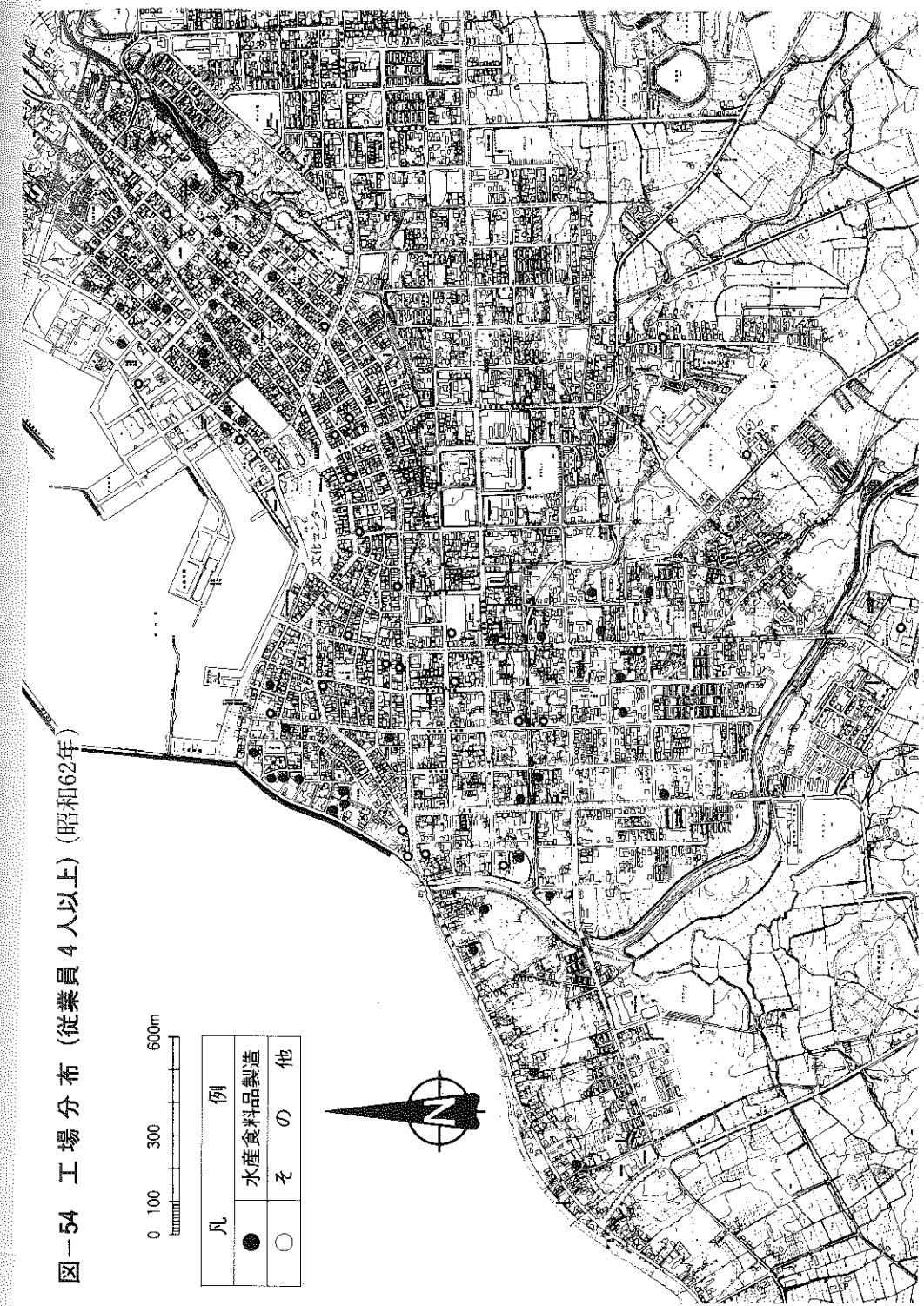


表-84 水産加工業経営体の推移

区分		昭和 53年	昭和 54年	昭和 55年	昭和 56年	昭和 57年	昭和 58年	昭和 59年	昭和 60年	昭和 61年	昭和 62年
経営体数		61	57	54	54	53	49	47	47	45	45
経営組織	法人	会社	22	24	25	26	28	27	28	29	30
	人	組合	1	1	1	2	2	2	2	2	2
	個	人	38	32	28	26	23	20	17	17	14
資本金	100万円未満	—	—	1	1	1	1	1	1	1	1
	100万円～1,000万円未満	18	15	15	16	15	15	15	14	15	16
	1,000万円～10,000万円未満	4	9	9	9	12	11	12	13	13	13
	10,000万円以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
常用従事者数	1人～10人	7	28	24	25	25	21	16	15	12	11
	11人～100人	53	27	28	27	27	27	30	32	33	34
	101人～300人	1	2	2	2	1	1	1	—	—	—
	300人以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別工場数	調味加工	29	28	23	18	20	19	16	16	12	14
	一般加工	54	52	47	46	44	42	40	41	40	38
	その他	10	6	9	9	8	5	5	4	5	7
計		93	86	79	73	72	66	61	61	57	59

注：工場数は延べ数

(北海道水産統計)

また、水産加工経営体は62年には45経営体となっており、これらは個人経営が29%を占めており、法人経営にしても資本金はいづれも1億円以下で、常用従事者数も50人以下のものがほとんどである。

しかし、本町の水産加工品はこのような小規模な作業による品質管理、保持によって「岩内産」ブランドとして評価を得ている。このため本町では、単なる機械化・量産化を目指すのではなく、組合組織を中心とした協業体制や組合経営への積極的参加など、小規模の利点を生かした経営の近代化・合理化、さらには、新製品の開発を促進し、工場の安定的な周年操業の確立について検討されなければならない。

(基本方向)

1. 水産加工業を主体とした既存工場の高度化、近代化更には、団地化を図るとともに、安定的な周年操業の確立を促進する。
2. 農産物を利用した加工製品の開発を図る。
3. 新規商品開発とともに販路拡大を図る。
4. 港湾開発に伴い新規企業を誘導し、経済基盤の強化を図る。

(主要施策)

1. 食料品製造業の振興
 - ① 水産加工業の各地区ごとの共同施設の設置、工程別協業化操業、品目的専業化等の地域集約化による振興を図る。
 - ② 水産加工品の品質の安定化と高品質化を進めるため工場再編を行い、近代化と製造環境の向上をめざす。
 - ③ 既存加工品はもとより諸魚種による周年操業を円滑かつ効率よく行うための加工機器の導入を促進する。
 - ④ 外国産の原魚を直接輸入するため、保税上屋の積極的活用を図る。
 - ⑤ 原魚を確保しその鮮度保持や製品の高度保管と商品の流通機構の対応のため、共同急速凍結装置の設置を検討する。
 - ⑥ 食品流通体制の変化や食品の多様化、消費者の嗜好動向などを調べ、市場や大手小売店等への取り組みを速やかに行なうため、組合組織の中に消費流通モニターの設置を検討する。
 - ⑦ 岩内海産商協同組合や、水産研修センターを中心に新製品開発、需要の開拓、人材の養成などを推進する。
 - ⑧ 農業者と連携のうえ、農産物を確保しこれを利用して加工製品の開発を推進し経営の安定を図る。
2. 新規企業の誘致、地元企業の育成
 - ① 岩内港整備とあわせて、後背地に多目的工業団地を造成し、新規企業の誘致、地元企業の高度化、近代化を促進する。
 - ② 工業製品や原材料等の輸送力の増大を容易にするため、港湾整備計画に対応して海運機能の開発、整備を進めるとともに、札幌、函館方面を結ぶ

道路網の整備を要請する。

- ③ 企業誘致を促進するため、優遇措置を制度化する。
- 3. 国、道の制度資金あるいは各制度融資の周知、利用を積極的に働きかけるとともに、町費預託に伴う資金の拡大、確保を図る。

(要望事項)

- 〈国・道〉
- 1. 融資枠の大幅拡大と長期低利の制度資金の充実
 - 2. 団地内への工場等移転資金の融資条件の緩和
 - 3. 政策的な優遇措置による企業誘致の促進
 - 4. 地場資源活用型産業の振興と技術指導体制の充実

第4節 商業振興計画

(現況と課題)

本町の商業は、基幹産業である漁業、水産加工業の好・不況に左右されながらも、岩宇沿岸ブロック流通圏域の拠点都市として商業活動は活発である。近年、町民の購買動向はいっそう広域化し、札幌・小樽方面へ購買力が流出している現況にある。

飲食業を除く昭和60年の商店数は449店で、51年494店と比較すると9%の減となっており、後志では8%の減、全道では2%の増となっている。商店の内訳は、小売業が385店で86%、卸売業は64店で、14%となっている。

業種別では、卸売業64店のうち飲料・食料品卸と農畜産物・水産物卸が29店で全体の45%を占め、地域産業を反映した卸売業形態となっている。小売業385店のうち飲食料品店が147店で38%を占めている。

従業者数は1,792人で、卸売業が319人(18%) 小売業が1,473人(82%) となっており、1店当たりの従業者数では、4.0人で後志の4.4人より若干下まわっており、さらに全道の5.9人と比較すると較差がある。

商業販売額は、昭和60年で369億4,200万円となっており、1店当たりの販売額では8,230万円となり後志の1億927万円、全道の2億4,892万円に比べ大きな差がある。販売額の内訳では、小売業が212億166万円で57%を占め、そのうち飲食料品店が61億5,908万円で29%を占めている。

本町の商店街は銀座通り商店街、駅前通り商店街、名店街商店街、N T T通り商店街、二葉通り商店街、中央通り商店街等に大別され、その延長約1.5kmに達する。これら商店街は国道229号に立地し、交通至便な条件を備えている。また官庁・学校・神社・公園等の公共施設、あるいは飲食サービス街を背景とする好条件をもっている。現在商店街の組織化が進められ、商業協同組合銀座通り発展商店街、岩内町名店街協同組合が組織されている。

しかし、国道が商店街の中央を通っているため、商店街としてのまとまりやショッピング空間としての楽しさを阻害している面がある。現在冬トピア事業として実施されている流雪構整備と並行して魅力ある商店街づくりが進められているが、道路・交通対策と合わせた商業・業務ゾーンの一層の整備が課題と

表-85 商店数、従業者数、年間販売額の推移

区分 年次	岩内町			後志			全道			後志シェア			全道シェア		
	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額	商店数	従業者数	年間販売額
昭和 51年	694	2,444	23,958	8,262	33,147	449,949	111,543	560,774	11,647,783	8,40	7,37	5,32	0,62	0,44	0,22
54年	703	2,222	29,863	8,390	29,962	550,988	121,165	530,068	15,589,718	8,38	7,42	5,42	0,58	0,42	0,19
57年	701	2,142	38,469	8,459	29,514	635,989	128,880	557,218	19,431,302	8,29	7,26	6,05	0,54	0,38	0,20
60年	449	1,792	36,942	5,601	24,557	612,008	78,860	466,405	19,629,979	8,02	7,30	6,04	0,57	0,38	0,19

注 54、57年の従業者数及び販売額には、バー、キャバレー、酒場分は含んでいない。

60年については、商店数、従業者数、年間販売額のすべてに飲食業は含んでいない。

(商業統計調査)

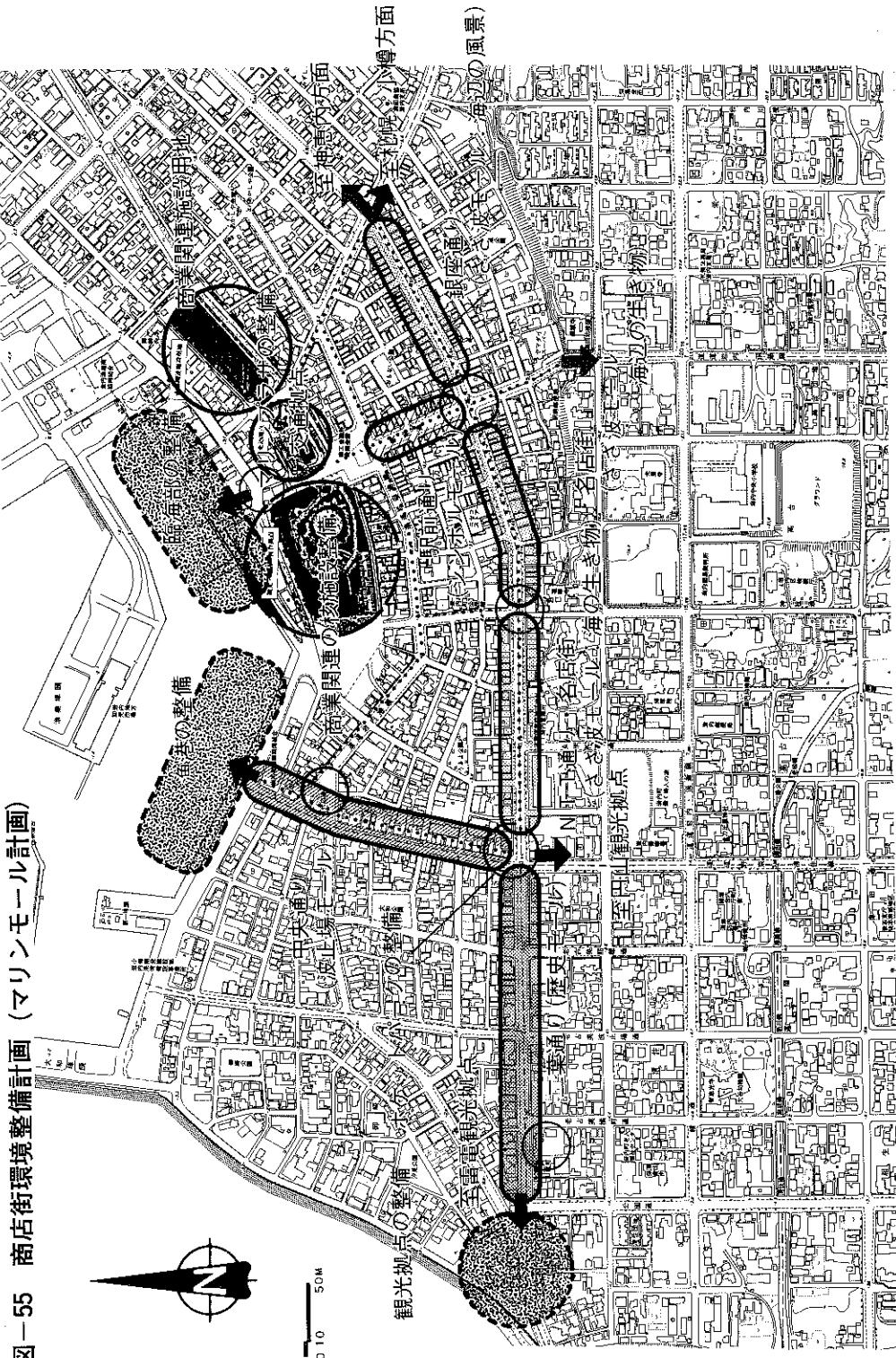
表-86 商店数及び従業者数並びに1店当従業者数の推移

区分 区 分	昭和 51年			昭和 54年			昭和 57年			昭和 60年			昭和 63年		
	商店数	構成比	従業者数	一店当従業者数	商店数	構成比	従業者数	一店当従業者数	商店数	構成比	従業者数	一店当従業者数	商店数	構成比	従業者数
岸内町	54	7.8	289	11.0	50	5.2	74	269	12.1	5.2	54	7.7	270	13.0	5.2
小売業	440	63.4	1,589	65.0	3.6	439	62.4	1,690	76.1	3.8	429	61.2	1,592	74.3	3.7
飲食業	200	28.8	536	24.0	2.9	212	30.2	263	11.8	1.2	218	31.1	271	12.7	1.2
計	694	100.0	2,444	100.0	3.5	703	100.0	2,222	100.0	3.2	701	100.0	2,142	100.0	3.1
後志	1,079	13.1	8,249	24.9	7.6	1,083	12.9	8,194	27.3	7.6	1,102	13.0	7,386	25.0	6.7
小売業	606	66.6	18,147	54.7	3.6	4,936	58.8	18,272	61.0	3.7	4,847	57.3	18,475	62.6	3.8
飲食業	2,177	26.3	6,751	20.4	3.1	2,371	28.3	3,496	11.7	1.5	2,510	29.7	3,653	12.4	1.5
計	8,262	100.0	33,147	100.0	4.0	8,380	100.0	29,962	100.0	3.6	8,459	100.0	29,514	100.0	3.5
全道	14,026	12.6	154,070	27.5	11.0	15,756	13.0	165,357	31.2	10.5	17,573	13.6	172,926	31.0	9.8
小売業	63,350	56.8	282,114	50.3	4.5	65,342	53.9	234,678	55.6	4.5	66,633	51.3	303,186	55.5	4.7
飲食業	34,167	30.6	124,580	22.2	3.6	40,067	33.1	70,033	13.2	1.7	45,274	35.1	73,106	13.5	1.7
計	111,543	100.0	360,774	100.0	5.0	121,165	100.0	530,068	100.0	4.4	128,880	100.0	357,218	100.0	4.3

注 54年、57年の飲食業の従業者数には、バー、キャバレー、酒場分は含んでない。

(商業統計調査)

図-55 商店街環境整備計画(マリンモール計画)



なっている。

また、今後の円山開発を含めた観光・レクリエーション振興と地元商業との結びつきをいかに図っていくかということも商業振興上の課題である。

(基本方向)

1. 組織活動の強化と商店街の再開発を道路整備や、マリンプラザ構想と一緒にとなった総合的な商店街づくりの中でおこない、岩宇ブロック経済圏の中心都市とし、豊かで魅力ある商店、楽しめるショッピングゾーンの建設をめざす。
2. 企業及び流通機構の合理化、近代化を促進する。

(主要施策)

1. 経営の合理化・近代化を促進する。
 - ① 商工会議所や中小企業相談所の育成・強化とともに、関係機関への指導要請を強化する。
 - ② 経営診断の実施とともに管理者研修等、経営管理の基本を強化する。
 - ③ 中小企業振興条例等の活用による集団化・協業化・共同事業化を促進する。
2. 組織の活動目標をたて、その実現化に向けての集団意識の高揚と現況組織体制の充実・強化を図る。
3. 日曜・祝祭日開店の完全実施や高級化・専門化による消費拡大を図るとともに、見本市、物産展等卸売商品のPRによる販路拡大と、時代にマッチした消費者動向の把握を進める。
4. 商店街の再開発
 - ① 現在進められている流雪溝整備にあわせて実施されている商店街のモール化を促進し、ショッピングプロムナードを形成するとともに、店舗の近代化も促進し消費者に快適なショッピングの場を提供する。
 - ② いわないマリンプラザ構想（駅跡地開発構想）と一緒にとなった商店街の再開発を促進し、商店街における核を形成する。
 - ③ 協業・協同化によるショッピングセンター、コンバインドショップの建

設を促進し、魅力ある商店街としての核づくりと顧客の吸収を図る。

- ④ モータリゼーションの発達にともなう近隣町村からの購買力の吸収と、交通環境の充実のため、駐車場の整備、拡張を進め集客力の拡大を図る。
5. 中小企業融資の増枠や店舗近代化資金融資に係る利子補給制度の確立を図るとともに、政府資金の導入と預託金の増額及び国・道の制度融資の積極的導入を推進する。

(要望事項)

- 〈国・道〉 1. 制度資金枠の拡大と金利の引下げ
2. 中小企業高度化資金の枠及び対象施設の拡大

第5節 観光・レクリエーション振興計画

(現況と課題)

本町は「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」の西部に位置し、従来から雄大な奇岩美の雷電温泉を中心に観光・レクリエーション振興が図られてきた。昭和49年の円山地区での温泉ゆう出を機に、国民年金保養センター、勤労青少年ホーム、勤労者体育センター、いこいの家等の施設が整備され、さらに昭和55年には岩内岳国設スキー場（現在はニセコいわない国際スキー場）が開設され通年観光・レクリエーション基地としての基礎がつくられた。

(1) 観光・レクリエーション資源

本町の代表的な観光資源は雷電地域の海岸美であり、全国的にみても高い評価を得ている。そのほかの資源としては、円山や雷電の温泉があげられ、特にいわない温泉はスキー場や国民年金保養センター等の施設とあいまつた利用度が高い。

本町は自然系資源に比べ人文系資源の評価はやや低いが、これらの資源のほか、有島武郎の「生まれいづる悩み」の主人公である木田金次郎の絵や、町民の文化活動としての絵の愛好家が多い。これらは現代に生きる文化的資源として、単に観光・レクリエーションだけでなく、町民の町づくりの活力として生かしていくものであり、また、その活動自体が観光的魅力になりうるものである。

(2) 観光・レクリエーション入込客数

昭和63年における入込客数は、539,382人で昭和55年のスキー場開設により56年以降50万人を超えていている。

日帰り・宿泊別にみると、圧倒的に日帰り率が高く82%を占め、日帰り型の海水浴客、スキー客が多いものと思われる。月別変動では、通年型の基礎ができたとはいえ、夏一季型の傾向は依然として強い。しかし昭和55年と比較して冬期の集中率が12%から63年は約26%に上昇していることからも、徐々に一季型からの脱皮が図られつつあると思われる。今後ともスキー場の増設や春・秋期の吸収対策が必要と思われる。

表-87 岩内町の主要資源

分類	資源名	概要
自然系資源	山 岳 岩内岳	標高 1,085m
	河川景観 鳴神の滝	ゴーゴーと鳴りひびく物凄い異様な音をたてる神秘な滝
	積丹海岸	夫婦岩、弁天島があり、沈む夕陽をみて大町桂月が「ああ絶景なるかな北方の巖島」といったという。
	雷電海岸	荒削りで男性的な海岸が美しく、古い伝説や史跡に富んだ景勝地。海水浴場、キャンプ場、釣り場、温泉がある
	刀掛岩	義経とエゾにきた弁慶が刀を掛けたという伝説が残る。
	その他特殊地形・自然現象 不落の洞窟	アイヌの柴だったといわれる洞窟。磯舟を利用しないと近くに行けない。
	雷電	見晴しのよい海辺の宿。単純硫化水素石膏泉58℃。
	温泉 朝日	湯内川の河畔にあるひなびた山の温泉。
	いわない	スキー場や国民年金保養センターが隣接している。
人文系資源	神社仏閣 岩内神社	トド松の林に囲まれ、桜を配した壯厳な社殿に風格が漂う。
	帰厚院	本尊は高さ約7mの木造金箔塗りの東京以北最大の木造大仏。
	史跡 東山円筒文化遺跡	出土品は縄文中期の代表的な遺物である。
	その他 泉天郎句碑	岩内町字宮園にある。
	名所 有島武郎文学碑	雷電海岸（カスベノ岬）にある。
	行・祭事 いわない怒涛まつり	千人踊り、仮装パレード、花火大会、つな引き大会など。
	郷土芸能 赤坂奴 沖揚音頭 雷電太鼓 蟲太鼓	それぞれ保存会が結成されている。
	鍋物・その他 海産物	冬の浜鍋、チリ鍋他。

（岩内町産業課調）

表-88 岩内町の主要観光レクリエーション施設

分類	施設名	内容
博物館	岩内町郷土館	郷土の歴史的資料を収めてあり、観光コースにも利用されている。
産業観光施設	日本アスパラガス(株)	岩内はアスパラ栽培の発祥の地であり、アスパラガスやスイートコーンの缶詰製造をおこなっている。
	倉島牧場	牛乳のほかにバター、チーズの製造もおこなっている。
ハイキングコース	鳴神の滝コース	バス停八千代の沢～鳴神の滝
	円山観音コース	岩内バスター・ミナル～円山観音（展望台）
	雷電温泉遊歩道	バス停雷電温泉口～雷電温泉郷
キャンプ場	雷電野営場	開設期間 7月～8月 テント150人 バンガロー6棟
スキー場	ニセコいわない国際スキー場	昭和55年オープン リフト7基
海水浴場	大浜	開設期間 7月～8月 汀線 200m
	雷電	開設期間 7月～8月 汀線 200m
生活環境保全林	岩内町森林公園	昭和62年開園、春、夏、秋の森、郷土の森憩の森ほか、展望広場
宿泊施設	公的宿泊施設	国民年金保養センターいわない 和室16室、洋室3室ほか
	民営宿泊施設	町内9軒、雷電5軒、朝日1軒、円山4軒

(3) 市場条件

本町は、道都札幌市から車で2時間～2時間30分の距離にあり、1泊あるいは日帰り圏に大市場を有しているといえる。

また道政モニターのアンケート調査によると、観光・レクリエーション（宿泊）の目的として「風景・自然観賞」と「ゆっくり休養」の2つが上位にあげられている。またレクリエーション施設に対する要望としては「サイクリング・ハイキングコース」「観光農場・観光牧場」がやはり上位にあげられている。

このような市場ニーズに対して、本町は優れた自然環境や温泉を有し、絶景の丘陵地（円山）や農業・畜産的資質を有している点など、今後の資源発掘や施設整備により、十分対応できるものと思われる。また積丹半島、支笏洞爺国立公園、大沼国定公園等の道南観光圏及びニセコ山系観光圏との広域的連携をいかに図っていくかが課題としてあげられる。

(基本方向)

1. 山岳、海浜の両観光資源をもつ特徴を最大限に生かしながら、通年観光、レクリエーション基地としての整備を促進する。
2. 日帰り型観光レクリエーション基地から、宿泊型観光レクリエーション基地へと脱皮を図る。
3. 週末リゾート、レクリエーションエリアとしての拠点づくりのためのネットワークと施設整備を推進する。
4. 観光基盤の整備により、民間資本の積極的な参加を促進し、あわせて観光協会等民間団体との密接な連携を図る。

(主要施策)

1. 四季を通じた観光資源の開発、整備を図る。
 - ① スキー事業者との協力のもと、ニセコいわない国際スキー場の整備を促進する。
 - ② 岩内岳山ろく、円山、円山自然の森等を遊歩道で結び、恵まれた自然の中で森林浴、あるいはハイキングが楽しめるよう整備を進める。
 - ③ 円山地区を民間企業の協力も得ながら、四季の花木が楽しめる地域として整備する。
 - ④ ゴルフ場、テニスコート、サイクリングロード、観光牧場など各種観光、

図-56 観光レクリエーション入込客数の推移



図-57 日帰り、宿泊率 (昭和63年)

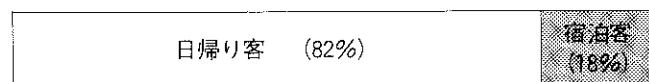


図-58 月別入込客数 (昭和63年)

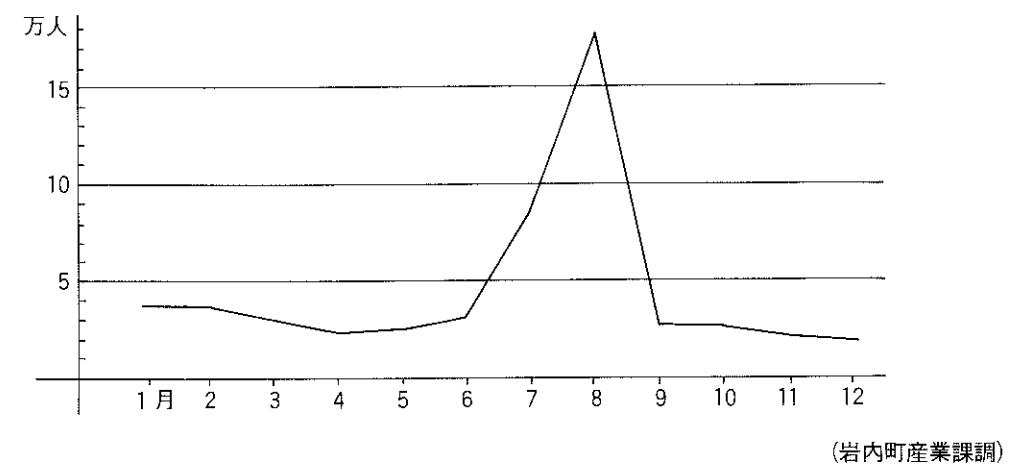


表-89 観光・レクリエーション入込客数実績

(単位: 人)

年	区分	入込客数	内 (温泉)	内 (町内)
昭和63年	53年	415,999	233,930	182,069
	54年	417,367	263,673	153,694
	55年	429,524	264,927	164,597
	56年	506,364	185,415	320,949
	57年	547,379	276,006	271,373
	58年	510,943	276,167	234,776
	59年	520,866	288,621	232,245
	60年	532,932	306,698	226,234
	61年	549,815	310,636	239,179
	62年	519,627	296,223	223,404
昭和63年	1月	36,304	31,989	4,315
	2月	36,311	31,548	4,763
	3月	30,276	25,600	4,676
	4月	22,853	16,850	6,003
	5月	25,026	19,316	5,710
	6月	32,386	21,349	11,037
	7月	86,389	33,411	52,978
	8月	177,839	49,769	128,070
	9月	26,779	19,878	6,901
	10月	25,257	20,295	4,962
	11月	20,736	15,433	5,303
	12月	19,226	15,400	3,826
	年計	539,382	300,838	238,544

(岩内町産業課調)

表-90 日帰り、宿泊別入込客数 (昭和63年)

(単位: 人)

地域別	日帰り	宿泊	計
電 雲、円 山	238,628	62,210	300,838
町 内	204,519	34,025	238,544
合 計	443,147	96,235	539,382

(岩内町産業課調)

レクリエーション施設の整備を促進する。

- ⑤ 雷電地区の観光資源の再開発を検討する。
- ⑥ 港湾整備と並行して砂浜における海浜レクリエーション機能の整備を促進する。
- ⑦ 円山地区に総合公園を位置づけし、オートリゾートキャンプ場の整備を進める。
2. 雷電地区、円山地区、岩内町市街地をそれぞれ観光・レクリエーションゾーンとして位置づけ、町内周遊観光を確立する。このため特に市街地の観光資源の発掘に努めるとともに、ユニークな観光イベントの開催などによる観光客の誘致を図る。
 - ① 町内の資源の再点検を行い、きめ細かな資源マップづくりと、それらを結ぶネットワーク（文化の道）を整備する。
 - ② 酪農や水産、農業、加工業など、本町の特色ある地場産業と観光、レクリエーションとの積極的な連携を促進する。
 - ③ いわないマリンプラザ構想を推進する中で、観光・レクリエーション資源として活用できるよう、内容の充実を図る。
3. 円山地区に保養・レクリエーションエリアを設定し、民間企業所有の保養レクリエーション施設の誘導を促進する。
4. 周辺観光地との相互連携を図るため、道路及び交通網の整備を促進する。

5. 町民一人ひとりが観光いわないの担い手となるよう観光意識の啓発を促進する。
 - ① 町民意識の啓発をねらった観光施設見学会の実施
 - ② 観光岩内としてのまちなみの総合的な整備の促進
6. 観光客を受け入れる基盤整備の一つとして、主要なか所に公共トイレを計画的に配備する。

図-59 観光・レクリエーション資源・施設位置

凡 例	
資 源	施 設
① 史跡 東山円筒文化遺跡	① 博物館 岩内町郷土館
② 岩内町所運上屋本陣跡	② キャンプ場 雷電野営場
③ 明治の中心街青橋	③ 海水浴場 雷電海水浴場
④ 雷電旧登山道登口	④ 大浜海水浴場
⑤ 岩内漁港修業跡	⑤ 運動公園 ニセコかみ田園モチーフ
⑥ 建造物 古番屋	⑥ スキー場 円山自然の森
⑦ 神社 岩内神社	⑦ 招待樹 芝
⑧ 仏閣 債厚院大仏	⑧ いわない温泉 自然公園
⑨ 温泉	⑨ 露天温泉郷
⑩ 露天温泉郷	⑩ 蒸田温泉
⑪ 山岳 岩内岳	⑪ 夏目漱石在籍地
⑫ 山岳 岩内岳	⑫ 円山觀音(展望台)
⑬ 花崗岩	⑬ 記念物 一本柳
⑭ 不活性洞窟	⑭ 水力発電発祥の地
⑮ 泉天郎句碑	⑮ 鳴神の滝
⑯ 有島武郎文学碑	⑯ 不活性洞窟
⑰ 刀掛岩	⑰ 泉天郎句碑
⑱ カヌベ海岸	⑱ 有島武郎文学碑
⑲ 丸山	⑲ 刀掛岩
⑳ 魁子原	⑳ カヌベ海岸
㉑ 岩内川河口	㉑ 丸山

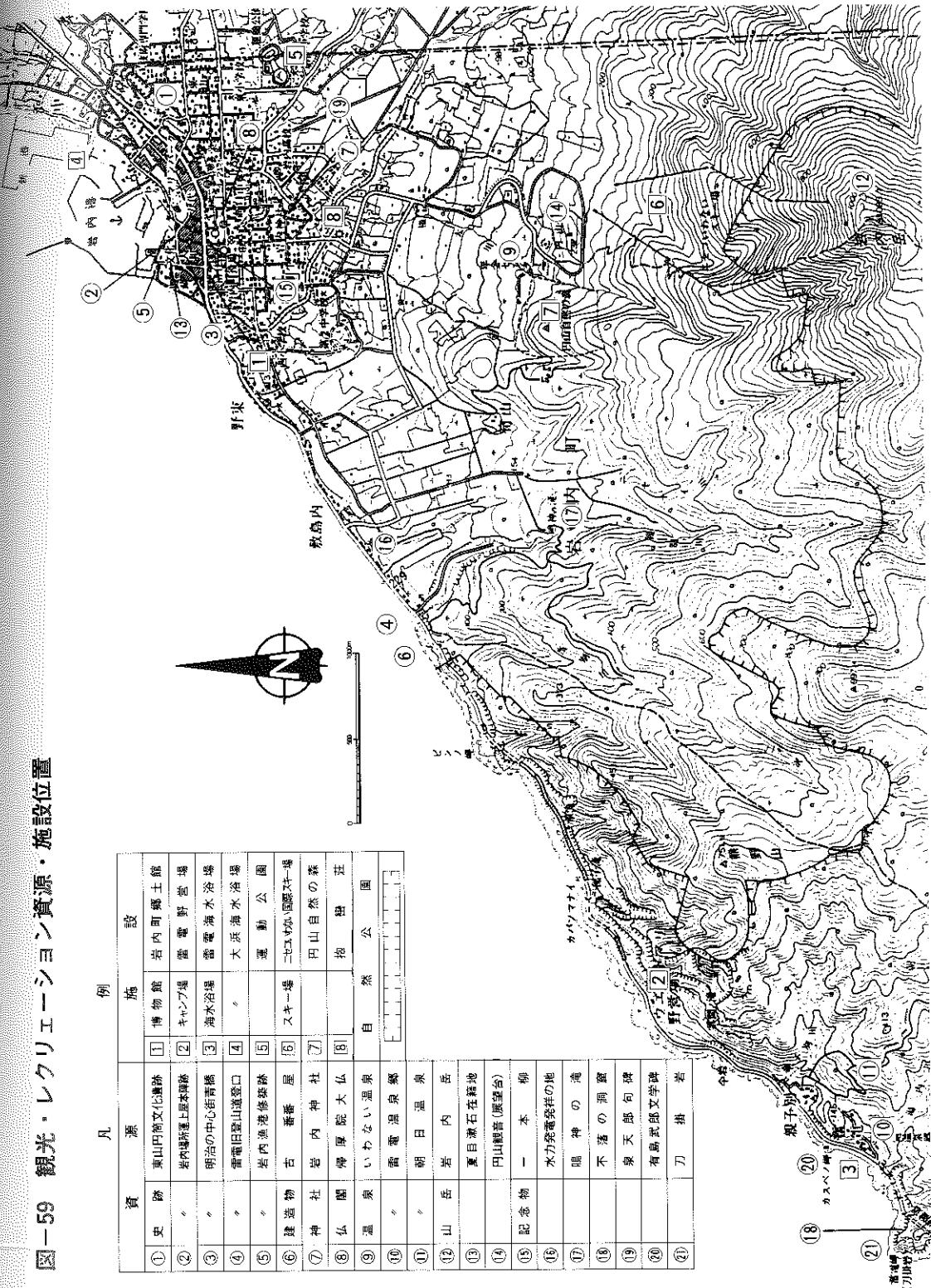
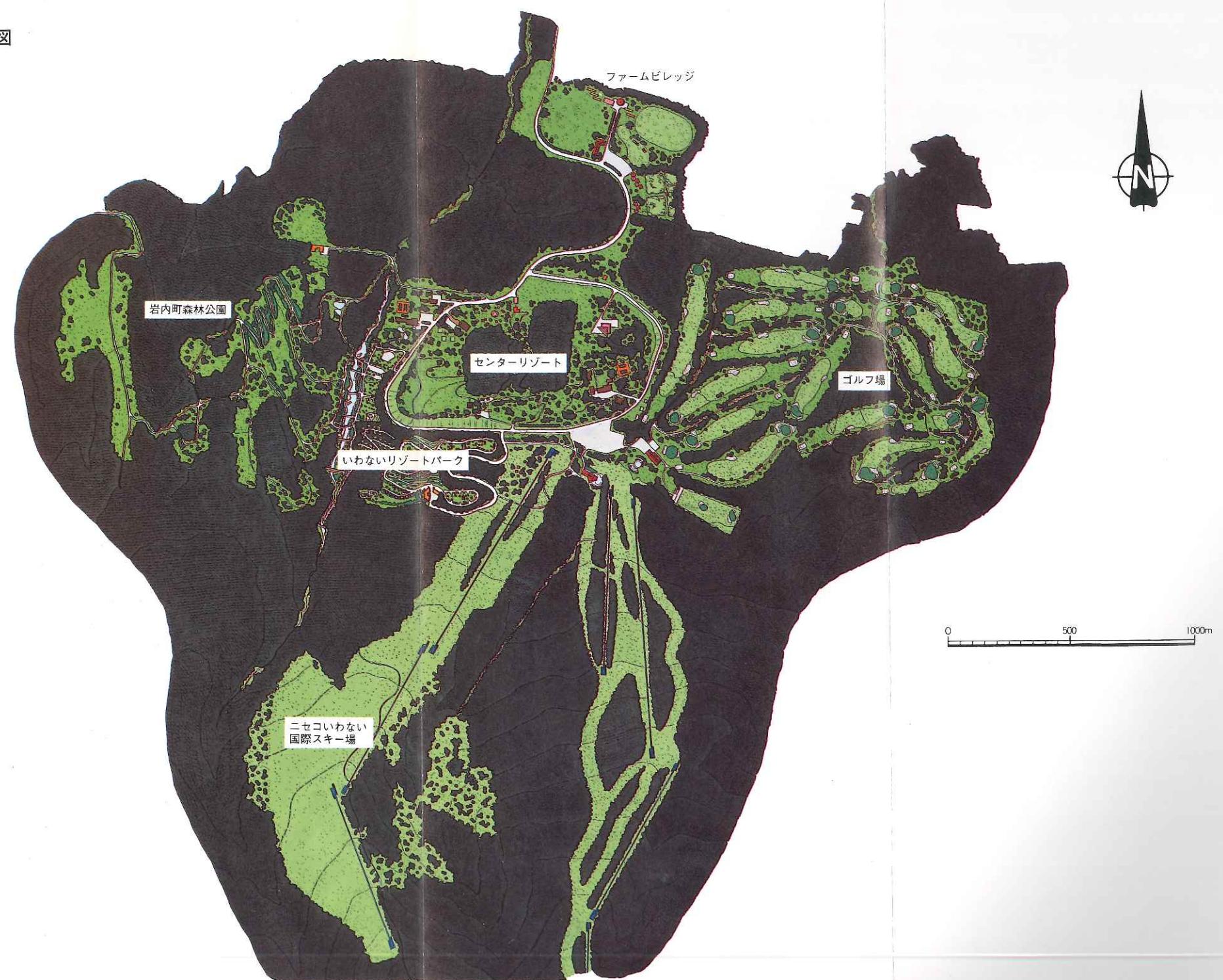


図-60 岩内岳山麓円山地区開発構想図



第6章 望ましい行財政の推進

第1節 行政の効率化・近代化

1. 人事管理の展開

(現況と課題)

本長期計画を効率的に推進するためには、多様化する行財政需要への的確な対応と行政能力の充実は欠かすことのできない重要な課題である。このため、職員一人ひとりが技能はもとより、理念や問題意識を常に持って現状を認識し、積極的に対応することが必要である。

また、財政的にも厳しい現況を認識し、今後においても適正な職員定数管理のもとで行政能力を高め、組織力の強化を図って、より効率的な住民サービスの向上を図ることが必要である。

本町では、試験による採用、種々の研修、部内異動など一連の人事管理によって、職員能力の向上と行政力の充実に努めてきている。今後とも、計画的な定員管理を基本として、職員参加による多様な研修計画の実施と自己啓発を通して、資質向上を実現すべきである。

(基本方向)

1. 行政需要に対応した適正な職員数の配置を図る。
2. 計画的な研修活動の活性化を軸に、職員一人ひとりの資質、能力に見合った人事管理を展開し、行政と地域社会を担う人材の育成を図る。

(主要施策)

1. これまでの府内研修、委託研修をより充実させ計画的に行うとともに、地域の諸問題に地域独自の視点から取り組むための研修も取り入れる。
2. 職員定数管理は、行政需要を見極め計画的に行い、また、適材適所の原則に基づく職員配置を実施し、行政能力、組織力の向上に努める。
3. 執行諸条件は、職員の福祉、厚生を含めて検討し、行政能率及び住民サービスの向上を図る。

2. 行政組織の弾力的運用

(現況と課題)

今日の複雑・多様化した行財政需要に機敏に対応し、かつ地域を支え、しかもリードして行くためには、弾力性に乏しい縦割り行政組織を最少限にとどめ、各所管の有機的な結合が可能な行政組織構成が望まれる。

本町の行政組織（町長部局）は、従来の部制から室、課制に変更されたが、今後は各室、課、係間での横の連絡調整がいっそう必要となる。また、臨時的、総合的で高度な行政需要に対しては、室を中心にプロジェクトチーム等の弾力的な臨時組織で対応する必要がある。

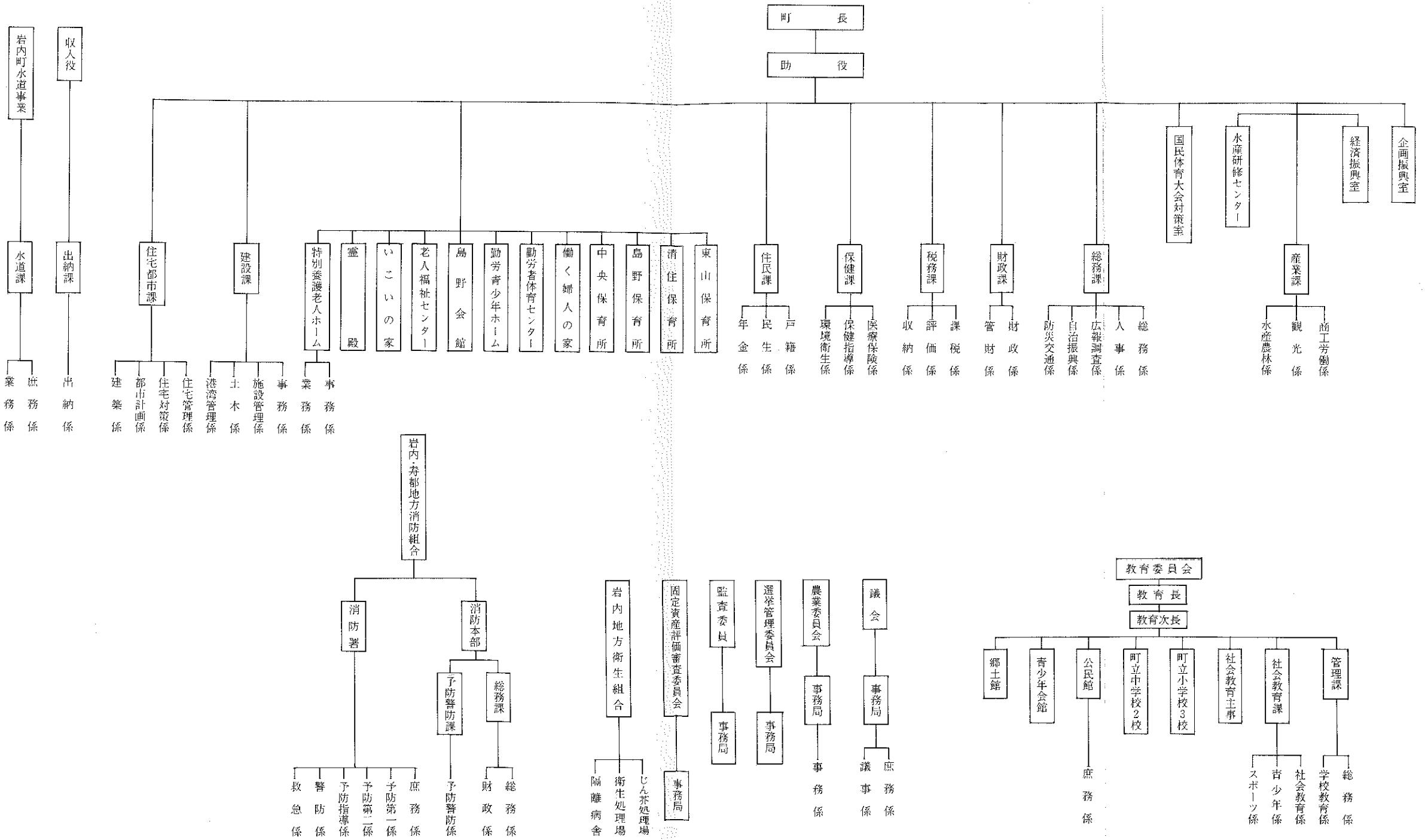
(基本方向)

1. 行政需要の変化に対応して、組織の検討を行なう。
2. 弾力的な組織運用を図ることによって、効率的な行政運営と住民福祉の増進を図る。

(主要施策)

1. 庁議及び調整会議等の連絡調整の場を充実させ、効果的に運用することにより、各室、各課等間の協調を図り、円滑かつ迅速、的確な効率的行政運営を促進する。
2. 臨時的な行政需要、一定期間内に達成すべき行政目標などに対しては、弾力的に取り組む必要があり、また総合的な組織力を引き出すためにも、動態的組織の活用を図る。
3. 本町の産業構造を高度化させ、経済基盤を強固なものとするため企業誘致推進の体制を確立する。

図-61 行政組織図



3. 情報管理の高度化

(現況と課題)

事務及び情報管理の改善は、これからの中長期行政運営にとって必須の課題である。特に情報を伝達、収集し活用することは、広聴活動とも関連し、住民意思を反映させながら合理的に行政運営を行ううえからも重要である。また、近年の事務機器の発達、さらには通信技術の発達に伴い、迅速、正確かつ高度な事務処理、情報交換が可能となり、行政においてもこれらへの対応が一層求められている。

本町では、これまで窓口事務の簡素化・一本化をはじめコンピューター処理の導入など、事務改善を行ってきており、行政需要の増加及び多様化に伴い、さらに改善を進めていく必要がある。

また今日では、流通する情報量の増加に伴い、行政が扱う情報量も増え続けており、各種情報の伝達、収集の効率化を図っていくためには、情報交換システムの調査、研究を進め、行政段階での高度情報化社会に対応していくなければならない。

(基本方向)

1. 事務分析を全般的に進め事務改善を図り、行政の合理化と効率化を達成する。
2. 行政運営の近代化を図るため、情報利用体制の整備を進める。

(主要施策)

1. 体系的な事務分析を実施して事務処理過程を見直し、能率化と合理化を図る。
2. コンピューターの導入を推進し、事務処理の正確・迅速化を図るとともに、各種情報交換、及び高度な行政サービスを行う新しい情報通信手段として、ニューメディアの調査・研究を進める。
3. 現庁舎は狭隘なため、執務条件や情報管理の上から行政能率向上へのあり方となっている面が多く、庁舎及び庁舎内諸施設の整備を進める。

第2節 計画推進体制の確立

1. 住民参加の行政運営

(現況と課題)

現在、本町には町内会、自治会、通り会など83の住民組織があり、各組織ごとに自主的な活動を展開している。しかし、そうした活動への参加は一部の関係者中心になりがちであり、地域の生活・社会基盤として組織活動が充実するといった段階には至っていない。

また、青年団や婦人会などの活動については、地域文化の振興のためにもいっそうの多角化・活発化が望ましい。

今後の課題としては、このような各種住民組織を育成・強化し、住民の積極的な参加を実現させ住民意識の高揚を図ることが必要である。さらには、町づくりに向けて住民の英知を結集していくよう自治意識の強化を図り、また、商工会議所など民間団体と行政との連携を密にし、計画推進への共同体制を強化することも重要である。

広報・広聴活動は「広報いわない」を中心に、広聴ハガキ、町政アンケート、町政懇談会などを実施してきているが、今後は住民参加の場とルートを拡充し、広報内容をさらに充実させ、建設的な意見の形成と発表を促していくことが課題である。

(基本方向)

1. 各種住民組織を育成・強化し、広報・広聴活動の強化を通して明確な住民意識を高め、郷土愛に根ざした住民参加の明るい町づくりを促進する。

(主要施策)

1. 住民組織の育成及び強化を図り、住民一人ひとりが地域活動に積極的に参加できるよう配慮して住民意識の高揚を図る。
2. 町民とともに望ましい地域社会を創造するよりどころとして、町民憲章の制定を図る。
3. 広報、広聴活動が住民と行政とのパイプとしての多様な役割を果たすよう、

その充実強化を図る。

4. 民間団体、組織との連携、協議を積極的に図り、住民と一体となった協力体制を確立しながら計画の推進を図る。特に次代を担う青年層との連携を促進する。

2. 広域処理の促進

(現況と課題)

交通網や通信体系の発達によって住民の生活圏はますます拡大し、広域行政の必要性は近年とみに高まっている。加えて本町は、岩宇地域において中心的な位置にあり、単に広域的な事務処理を進めることだけでなく、それによって広範囲な発展と福祉の増進を図っていく必要もある。

現在、本町では岩内地方衛生組合や、岩内寿都地方消防組合などに加入し、広域的処理による事務の効率化・実効化を図ってきている。この事務内容は、じん芥・し尿処理、消防、職員研修、基金管理と多岐にわたっているが、今後は地域経済開発や社会福祉・都市的公共施設の建設などにも広域的処理を実施していく必要がある。その場合には、協力・共同の実をあげることに重きをおき、複合一部事務組合や協議会方式などの組織上の工夫を行い、効率性を失わない配慮も必要である。

(基本方向)

1. 近隣町村との連絡強化を通して共同体制を整備・拡充し、事務の共同処理を進めて、本計画の効率的実現ひいては圏域の発展を図る。

(主要施策)

1. 広域協議会を軸に近隣町村と連絡・協議を進め、共同処理体制の整備・拡充を図り、資金運用上の効率化も促進する。
2. 担当部局の強化を図り、広域ネットワークの実現を目指して人的・物的条件の整備を進める。
3. 圏域での人的交流を深め、生活圏の高度な整備の基礎研究、施策の推進の基礎を確立する。

第3節 財政の合理的運営

1. 健全な財政の運営

(現況と課題)

本町の財政規模は、昭和62年度で歳入59億3,300万円歳出58億8,400万円となっている。財政力指数は昭和50年の0.26からわずかずつ上昇し、0.41となっているが、決して十分な財政力とはいえない現況にある。また財政調整基金の現在高1,100万円に対し、地方債現在高は59億8,300万円、加えて経常収支比率は年々高まって88.9に達し、財政構造の弾力性が低下してきており、積極的な財政運営の余地が限られてきている。このように本町の財政は近年の経済情勢の中で、今後とも厳しい状況が続くものと考えられる。

泊発電所建設に伴い、電源立地促進対策交付金、原子力発電施設周辺地域特別交付金、地域振興資金の交付等があるが、これらは公共施設整備や産業振興事業に充当されるものであり有効適切な使途を講ずる必要がある。

今後、健全財政の原則を堅持することを基本としつつ、円滑な事業の推進を図るとともに、経費の見直し、負担配分のあり方の検討などを通じて、財政の弾力性を維持することが重要な課題である。

(基本方向)

1. 弾力的な財政運営を通して長期的な地域振興を促進し、財政の健全化、財政力の増強を図る。

(主要施策)

1. 町の将来について長期的な見通しにたち、健全財政を原則として確立し、これに即しながら積極的かつ計画的な財政運営を展開する。
2. 経費支出の効率化を進めて財政構造の弾力性増大に努め、効果的財政運営を可能とする余地を拡大する。

表-91 財政関係主要指標

(単位：千円)

区分	年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
歳 入 総 額		2,708,453	4,708,076	4,668,855	5,238,762	5,933,837
歳 出 総 額		2,690,319	4,699,903	4,655,109	5,223,758	5,884,617
実 質 収 支		18,134	8,173	13,701	15,004	40,905
单 年 度 収 支	△	6,748	△ 216,228	4,984	1,303	25,901
実質 单 年 度 収 支	△	1,135	△ 290,771	6,844	△ 8,560	26,798
基 準 財 政 需 要 額		1,271,062	2,023,683	2,448,660	2,490,077	2,547,024
基 準 財 政 収 入 額		320,929	635,217	1,005,264	1,027,751	998,975
基 準 財 政 規 模		1,380,064	2,215,226	2,762,786	2,809,789	2,863,405
經 常 一 般 財 源		1,390,967	2,277,688	2,761,384	2,797,705	2,961,667
經 常 経 費 充 当 一 般 財 源		1,022,915	1,909,810	2,339,187	2,510,352	2,631,841
財 政 力 指 数		0.26	0.31	0.40	0.41	0.41
經 常 収 支 比 率		73.5	83.8	84.7	89.7	88.9
經 常 一 般 財 源 比 率		1.01	1.03	1.00	1.00	1.03

(岩内町財政課調)

2. 歳入の確保と歳出の合理化

(現況と課題)

本町の地方税収入は、昭和62年度13億9,000万円、歳入の23.4%でこの内訳は、町民税個人分42.1%、固定資産税23.0%、たばこ消費税10.6%が主なものである。町民税法人分は13.7%と低く、法人企業の育成をはじめとして地域経済の強力な振興が望まれるところである。

地方交付税と国庫・道支出金は合計で28億4,700万円、歳入の48%を占めている。我が国経済の現状のなかでは、今後大幅な伸びは見込めないが大きな財源であるだけに、最大限の確保を図り活用する必要がある。

地方債の歳入に占める割合は、国庫補助負担率カットの影響をも受けて年々増加しているが、今後とも償還財源と見合せた活用にとどめることが、弾力性の改善の観点から必要である。

そのほかの使用料、手数料などの住民負担については、近隣町村、また社会一般の水準に配慮して適正水準を維持することが必要である。

歳出は、義務的経費が高い比率を占めている。一方、普通建設事業費も年々増加しているが、一般財源の伸び率の鈍化等によりその事業費の大部分を地方債等の特定財源で充当しており、財政が硬直化しつつあることをあらわしている。

今後、事業の必要性、効果の大小を検討し適切な資金配分を行っていく必要がある。また、そのほかの経費についても、その合理性や経済効果等を十分検討したうえ節減、合理化を図り、効率的な財政運営を進めることができ肝要であり、計画的な人員配置はもとより、経常的経費の抑制をいっそう図らなければならないことは、いうまでもない。

(基本方向)

1. 町税及び各種住民負担の完全把握と適正水準の維持を図り、他方依存財源の活用を検討して町建設への財源の確保を図る。
2. 経常的経費の見直し・合理化と投資的経費の効果的支出によって、地域基盤の充実と住民福祉の向上を促進する。
3. 産業の育成、強化及び就労の場の確保、企業誘致を積極的に推進し、税収の増大を図る。

(主要施策)

1. 町税徴収率の向上を実現するとともに、応益負担原則に基づいて住民負担の適正化を図り、自主財源の確立を促進する。
2. 事業の選定、補助制度の研究等を通じて国・道支出金の確保・活用を図る。
3. 地方債・債務負担行為は、財政の硬直化を進めることのないように、償還財源、経済効果等に配慮し必要最小限度の活用にとどめる。
4. 経費の見直しを進め義務的・経済的経費の合理化・抑制・節減に努める。
5. 投資支出の費用とその経済的・社会的効果とを比較・検討しつつ、重点的かつ効果的な投資事業を遂行し、地域基盤の充実を図る。
6. 財政の合理化、行政の効率化をさらに進めるため、民間委託などの事業実施方式の余地を検討し、積極的な活用を図る。

図-62 歳入歳出の推移

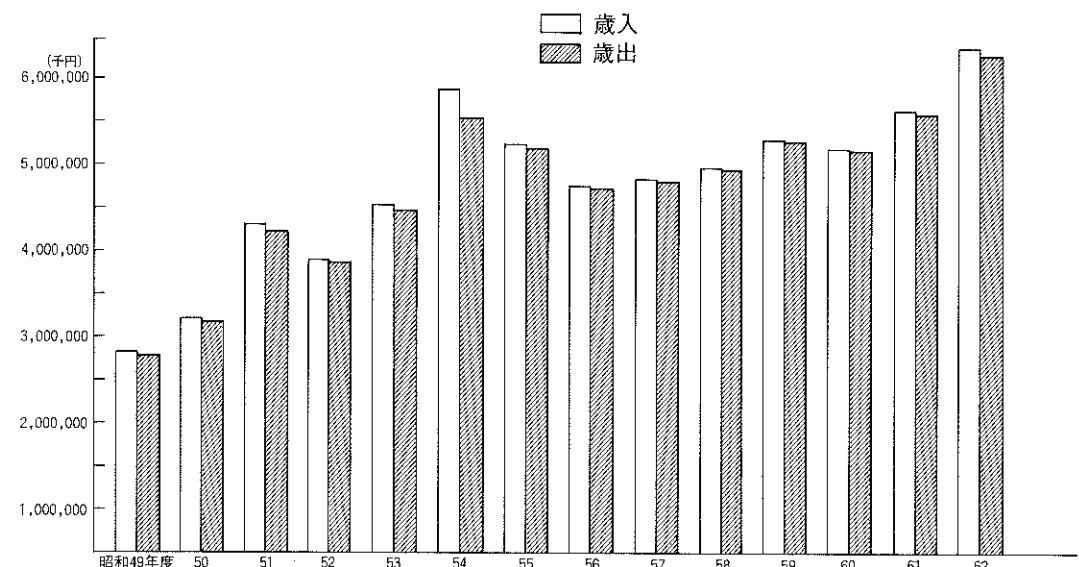


表-92 島人決算状況の推移

区分	年度	昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		昭和61年度		構成比		構成比
		構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	
地 方 税	税	381,683	14.1	825,339	17.5	1,299,697	27.8	1,319,332	25.2	1,390,309	23.4	—
分 担 金 及 び 負 担 金	355	0.0	585	0.0	10	0.0	—	—	—	—	—	—
自 由 用 料	75,008	2.8	135,765	2.9	197,116	4.2	193,750	3.7	201,526	3.4	—	—
手 数 料	3,513	0.1	4,707	0.1	9,892	0.2	9,391	0.2	8,940	0.1	—	—
財 産 収 入	56,652	2.1	105,037	2.2	113,693	2.5	144,103	2.7	80,917	1.4	—	—
寄 付 金	12,211	0.5	9,838	0.2	34,781	0.8	6,683	0.1	6,777	0.1	—	—
緑 越 金	5,887	0.2	98,000	2.1	1,450	0.0	79,531	1.5	48,420	0.8	—	—
諸 収 入	24,882	0.9	114,001	2.4	8,717	0.2	13,746	0.3	15,004	0.3	—	—
小 計	636,967	23.5	1,408,065	29.8	1,828,049	39.2	2,007,706	38.3	1,988,422	33.5	—	—
地 方 讀 与 税	19,701	0.7	58,243	1.2	49,379	1.0	44,909	0.9	46,904	0.8	—	—
依 自 動 車 取 得 税 交 付 金	20,969	0.8	30,145	0.7	26,638	0.6	23,821	0.4	26,089	0.4	—	—
地 方 交 付 税	1,010,285	37.3	1,504,114	32.0	1,571,278	33.6	1,595,686	30.5	1,695,142	28.6	—	—
存 交通安全対策特別交付金	4,071	0.2	3,055	0.1	3,205	0.1	2,669	0.0	5,239	0.1	—	—
國 庫 支 出 金	576,462	21.3	668,394	14.2	409,061	8.8	725,670	13.9	714,969	12.0	—	—
道 金	67,798	2.5	270,260	5.7	478,313	10.2	198,133	3.8	437,372	7.4	—	—
地 方 債 債	372,200	13.7	765,800	16.3	302,932	6.5	640,168	12.2	1,019,700	17.2	—	—
小 計	2,071,486	76.5	3,300,011	70.2	2,840,806	60.8	3,231,056	61.7	3,945,415	66.5	—	—
歳 入 総 額	2,708,453	100.0	4,708,076	100.0	4,668,855	100.0	5,238,762	100.0	5,933,837	100.0	—	—

(岩内町財政課調)

表-93 蔡出決算状況の推移

区分	年度	昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		昭和61年度		構成比		構成比
		構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	構成比	額	
議 會 費	56,278	2.1	102,207	2.2	108,451	2.3	111,741	2.1	117,546	2.0	—	—
總 總務費	242,410	9.0	436,123	9.3	551,703	11.9	727,316	13.9	588,715	10.0	—	—
國 民 生 活 費	346,053	12.9	810,998	17.3	1,054,083	22.7	817,770	15.7	839,628	14.3	—	—
勞 動 衝 劇 費	79,549	2.9	229,083	4.9	299,122	6.4	296,885	5.7	307,122	5.2	—	—
農 林 水 產 業 費	31,127	1.1	197,592	4.2	50,983	1.1	68,022	1.3	40,848	0.7	—	—
商 工 木 造 費	82,761	3.1	292,747	6.2	167,049	3.6	160,570	3.1	257,957	4.4	—	—
消 防 教 育 費	78,852	2.9	329,333	7.0	131,461	2.8	135,652	2.6	156,028	2.6	—	—
災 害 復旧費	493,890	18.4	1,251,409	26.6	974,233	20.9	1,525,622	29.2	1,834,341	31.2	—	—
公 債 費	109,181	4.1	161,784	3.4	201,501	4.3	227,291	4.3	217,179	3.7	—	—
前 年 度 総 上 積 用 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,690,319	100.0	4,699,903	100.0	4,655,109	100.0	5,223,758	100.0	5,884,617	100.0	—	—

(岩内町財政課調)

表-94 市町村税の内訳

(単位：千円)

区分		年度	昭和50年度	昭和55年度	昭和60年度	昭和61年度	昭和62年度
普通税	市町村民税	個人	196,253	451,608	737,017	712,198	775,220
		法人	149,170	384,689	540,958	562,930	584,864
	固定資産税		47,083	66,919	196,059	149,268	190,356
	軽自動車税		92,512	183,735	297,299	317,415	319,738
	市町村たばこ消費税		3,002	3,376	5,743	6,158	6,732
	電気税		60,580	97,683	127,934	145,804	146,782
	ガス税		15,523	38,938	55,723	56,404	56,716
	鉱産税		—	—	—	—	—
	木材取引税		—	—	—	—	—
	特別土地保有税		9,371	7,148	2,003	1,515	1,734
目的税	法定外普通税		—	—	—	—	—
	入湯税		4,442	16,742	16,508	15,913	15,905
	事業所税		—	—	—	—	—
	都市計画税			26,109	57,470	63,925	67,482
	水利地益税		—	—	—	—	—
	共同施設税		—	—	—	—	—
	宅地開発税		—	—	—	—	—
合 計			381,683	825,339	1,299,697	1,319,332	1,390,309

(岩内町財政課調)

新岩内町総合計画

発行日／平成2年11月
 発行／北海道岩内郡岩内町
 編集／総務部企画課
 制作／(株)一誠社

